

2022年 5 月

発行登録追補目論見書の第 2 回訂正事項分

クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー 2025年 6 月 9 日満期
トルコ・リラ建スーパーボール社債

2022年 5 月 19 日 訂正発行登録書提出

【発行登録追補目論見書の訂正理由】

2022年 5 月付発行登録追補目論見書（訂正事項分を含む。）の記載事項のうち、発行会社の長期格付が変更されたため、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

（前 略）

概要	<p>(1) 信用格付</p> <p>2022年 5 月19日現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA1の、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）から<u>A-</u>の長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.spglobal.com/ratings/jp/）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/ja/）の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p>
----	--

（後 略）

2022年 5 月

発行登録追補目論見書の訂正事項分

クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー 2025年6月9日満期
トルコ・リラ建スーパーボール社債

2022年 5 月 17 日 訂正発行登録書提出

【発行登録追補目論見書の訂正理由】

2022年 5 月付発行登録追補目論見書の記載事項のうち、発行会社の長期格付が変更されたため、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

(前 略)

摘要	<p>(1) 信用格付</p> <p>2022年 5 月 17 日現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA1の、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.spglobal.com/ratings/jp/）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/ja/）の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p>
----	--

(後 略)

2022年5月

発行登録追補目論見書

(仕組債の取引に係るご注意、
契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー 2025年6月9日満期

トルコ・リラ建スーパーボール社債

- 売出人 -

エイチ・エス証券株式会社

クレディ・スイス・エイ・ジー 2025年6月9日満期 トルコ・リラ建スーパーボール社債（以下「本社債」といいます。）の利息及び償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債の利金はトルコ・リラで支払われ、また本社債の償還は、一定の期日における日本円／トルコ・リラ間の外国為替レートにより、日本円又はトルコ・リラでなされることがあります。したがって、かかる元利金は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、本社債の償還時期についても、日本円／トルコ・リラ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 - 社債の要項の概要」の「3. 利息」及び「4. 償還及び買入」をご参照ください。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております（下記はその英文です。）。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 (as amended; the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される「仕組債の取引に係るご注意」、「契約締結前交付書面」、及び「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社はこれらの書類につき一切責任を負いません。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

トルコ・リラ建てスーパーボール債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、トルコ・リラ建てスーパーボール債券（以下「本債券」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- ◆本債券は仕組債です。仕組債とは、スワップやオプションなどのデリバティブ（金融派生商品）を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフロー（満期やクーポン（利子）、償還金など）を生み出す構造（仕組み）をもつ債券です。
- ◆本債券は、カウンターパーティー（デリバティブ契約の相手方。スワップハウスなど）にデフォルト（債務不履行）事由が発生した場合に、当該デリバティブ契約が契約通りに履行されないことなどにより損失が生じるおそれがあります。
- ◆仕組債は、複雑な商品性やリスクのある金融商品となりますので、本債券を購入する場合には、本債券及び取引の仕組やリスクについて十分ご理解のうえ、お客さま自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ◆本債券のお取引は、当社が直接の相手方となる方法（相対取引）により行います。
- ◆本債券は、金利水準を始めとする市場動向、参照する為替（以下「参照為替」といいます。）の変動やその他の要因に応じて価格が変動することにより損失が生じるおそれがある他、発行者の信用状況に応じて価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◆本債券は参照為替の動向によって、償還金額及び支払通貨が変動するという性質を持った債券です。
- ◆本債券は所定の評価日における参照為替レートの水準があらかじめ決められた水準を下回っていた場合、外貨で償還されます。この場合、償還後の為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。
- ◆本債券には十分な流通市場が確立されておらず、本債券を償還前の希望する時期に売却することは原則としてできません。本債券は金融商品取引所その他日本国内外の取引所に上場されておらず、一般の債券に比して流動性（換金性）が低いからです。

手数料など諸費用について

- 本債券を当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券は外貨建て債券です。外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

本債券のお取引にあたってのリスクについて

●【投資利回りに関するリスク】

本債券は、満期償還日直前の最終評価日において、参照為替レートが一定の水準以上だった場合、所定の「転換為替」を基に算出された円貨償還金額で

償還され、高い利回りを享受することが可能な仕組みとなっています。
その一方で、最終評価日において、参照為替レートが一定の水準未滿だった場合、外貨ベースの投資元本は確保されますが、同条件（発行時期・発行体（格付等）・通貨・年限等）の普通社債等と比較して著しく低い利率が発行条件になっているため、外貨ベースの利回りが普通社債等に対して劣後することに加えて、為替リスクもあります。

●【償還金額変動リスク】

本債券の満期償還金額は、満期償還日直前の参照為替レートの水準によって変動するため、参照為替レートの動向によっては、投資元本割れのおそれがあります。

●【償還差益の一部を享受できないリスク】

本債券は、最終評価日において参照為替レートが一定の水準以上だった場合、所定の「転換為替」を基に算出された円貨償還金額で償還されるため、満期償還を迎える時点の参照為替レート（以下「償還時為替レート」といいます。）が「転換為替」を下回っている場合（償還時為替レートが転換為替よりも円高の場合）、本債券の仕組による償還差益の全部を享受できることとなります。一方で、償還時為替レートが「転換為替」を上回っている場合（償還時為替レートが転換為替よりも円安の場合）には、償還時為替レートを下回る「転換為替」で算出された円貨償還金額で償還されることになるため、償還差益の一部（「転換為替」を上回った部分の為替差益）については享受できないこととなります。

●【価格変動リスク】

本債券は、為替相場の変動、市場金利、ボラティリティの変動、その他経済情勢、発行体の財務・経営・信用状況の変化、その他の要因等により価格が変動することから、償還日より前に換金する場合には投資元本を割り込む可能性があります。

●【信用リスク】

本債券の利金の支払い及び償還金の支払いは、発行体の財務・経営・信用状況の変化等によっては、元利金支払いの不履行・遅延（デフォルト）が発生することがあり、償還時において投資元本を割り込む可能性があります。発行体の信用状況の判断材料としては「格付け」等をご参照ください。

●【為替変動リスク】

本債券は、参照為替レートの動向によっては外貨で償還されるため、償還後の為替相場の変動により、為替差損が生じるおそれがあります。

●【流動性（中途売却）リスク】

本債券は国内において活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比して流動性が劣るため原則として中途売却ができません。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低下した場合に、売却することができない可能性もあります。よって売却を希望する際に必ずしも換金できるとは限らず、またそれにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。

●【カントリーリスク】

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります。

●【新興国投資リスク】

一般的に、新興国については、先進国に比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、各種リスクの程度はより高いと言えます。

仕組債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

●仕組債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・当社が自己で直接の相手方となる売買

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外貨建て債券の利金、償還損益および譲渡損益は 20%（所得税 15%および住民税 5%）の税率の申告分離課税の対象となります。

ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間は、金融商品に対して復興特別所得税が課せられますので、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかお客様であるかに係らず、国外で発行される本債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において仕組み債のお取引や保護預りを行われる場合は、以下のとおりになります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部若しくは一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

当社の概要

商号等	エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 35 号
本店所在地	〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー 27 階
連絡先	03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30 億円（2022 年 3 月末現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2006 年 9 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

以上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年4月28日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022年4月28日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくはS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2022年4月28日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外1-64

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月13日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 ディレクター レト・ヒューズリ
(Reto Hösli, Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001
パラデプラッツ8番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 2,600万トルコ・リラ (円貨換算額2億2,230万円)
(上記円換算額は1トルコ・リラ=8.55円の換算率(2022年5月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月29日
効力発生日	2020年11月6日
有効期限	2022年11月5日
発行登録番号	2-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外1-1	2020年11月6日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-2	2020年11月6日	400,000,000円		該当事項なし
2-外1-3	2020年11月6日	197,298,600円		該当事項なし
2-外1-4	2020年11月19日	410,000,000円		該当事項なし
2-外1-5	2020年12月2日	3,008,000,000円		該当事項なし
2-外1-6	2020年12月8日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-7	2020年12月16日	769,000,000円		該当事項なし
2-外1-8	2020年12月18日	2,220,000,000円		該当事項なし
2-外1-9	2020年12月28日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-10	2021年1月13日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-11	2021年1月15日	541,000,000円		該当事項なし
2-外1-12	2021年1月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-13	2021年1月22日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-14	2021年1月22日	2,000,000,000円		該当事項なし
2-外1-15	2021年1月25日	700,000,000円		該当事項なし
2-外1-16	2021年1月25日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-17	2021年2月4日	580,000,000円		該当事項なし
2-外1-18	2021年2月5日	3,770,000,000円		該当事項なし
2-外1-19	2021年3月2日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-20	2021年3月3日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-21	2021年3月5日	521,968,000円		該当事項なし
2-外1-22	2021年3月12日	1,265,000,000円		該当事項なし
2-外1-23	2021年3月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-24	2021年3月17日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-25	2021年3月22日	2,508,000,000円		該当事項なし
2-外1-26	2021年3月26日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-27	2021年4月1日	350,000,000円		該当事項なし

2-外1-28	2021年5月19日	187,479,680円	該当事項なし
2-外1-29	2021年7月2日	200,000,000円	該当事項なし
2-外1-30	2021年7月9日	592,000,000円	該当事項なし
2-外1-31	2021年8月6日	225,957,680円	該当事項なし
2-外1-32	2021年8月6日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-33	2021年8月6日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-34	2021年8月6日	200,000,000円	該当事項なし
2-外1-35	2021年8月12日	359,000,000円	該当事項なし
2-外1-36	2021年8月26日	500,000,000円	該当事項なし
2-外1-37	2021年9月17日	522,000,000円	該当事項なし
2-外1-38	2021年9月17日	8,794,000,000円	該当事項なし
2-外1-39	2021年10月13日	887,000,000円	該当事項なし
2-外1-40	2021年11月12日	1,127,000,000円	該当事項なし
2-外1-41	2021年11月24日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-42	2021年11月24日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-43	2021年12月1日	4,877,000,000円	該当事項なし
2-外1-44	2021年12月6日	400,000,000円	該当事項なし
2-外1-45	2021年12月10日	1,259,000,000円	該当事項なし
2-外1-46	2021年12月10日	1,100,000,000円	該当事項なし
2-外1-47	2021年12月14日	1,302,000,000円	該当事項なし
2-外1-48	2021年12月15日	162,962,800円	該当事項なし
2-外1-49	2021年12月17日	500,000,000円	該当事項なし
2-外1-50	2022年1月14日	1,290,000,000円	該当事項なし
2-外1-51	2022年1月14日	300,000,000円	該当事項なし
2-外1-52	2022年1月21日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外1-53	2022年2月18日	639,000,000円	該当事項なし
2-外1-54	2022年2月18日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外1-55	2022年2月22日	450,000,000円	該当事項なし
2-外1-56	2022年3月11日	300,000,000円	該当事項なし
2-外1-57	2022年3月16日	3,576,000,000円	該当事項なし
2-外1-58	2022年3月17日	1,398,000,000円	該当事項なし

2-外1-59	2022年3月17日	104,000,000円	該当事項なし	
2-外1-60	2022年3月17日	177,000,000円	該当事項なし	
2-外1-61	2022年3月22日	602,500,000円	該当事項なし	
2-外1-62	2022年4月18日	1,333,000,000円	該当事項なし	
2-外1-63	2022年4月18日	81,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		61,106,166,760円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 438,893,833,240円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	27
第二部 公開買付けに関する情報	27
第三部 参 照 情 報	28
第 1 参照書類	28
第 2 参照書類の補完情報	28
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	29
第四部 保証会社等の情報	29
金融商品取引法第 5 条第 4 項に掲げる要件を満たしていることを示す書面	30
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	31
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	136

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2025年6月9日満期 トルコ・リラ建スーパーボール社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	2,600万トルコ・リラ(注2)	売出価額の総額	2,600万トルコ・リラ(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1万トルコ・リラ(注3)
償還期限	2025年6月9日(以下「償還日」という。)(注4)		
利 率	年率26.30%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 (以下「売出人」という。)	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	2022年12月9日(当日を含む。)から償還日(当日を含む。)までの毎年6月9日及び12月9日(以下、それぞれ「利払日」という。)。利払日が営業日(以下に定義する。)でない場合、修正翌営業日調整(以下に定義する。)に従った調整が行われる。但し、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。		
摘要	(1) 信用格付 本書日付現在、発行会社(以下に定義する。)は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)からA1の、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からA+の、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。 ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.spglobal.com/ratings/jp/)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregi)		

	<p>stered) に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他</p> <p>本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
--	--

- (注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2021年11月19日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2022年6月8日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。本社債は、いずれの証券取引所にも上場される予定はない。
- (注2) ユーロ市場で発行される本社債券面額の総額は、2,600万トルコ・リラである。
- (注3) 本社債は、最小券面単位未満に分割することはできない。
- (注4) 本社債の利息の支払いはトルコ・リラによりなされる。本社債の満期償還は日本円又はトルコ・リラによりなされる。償還日が営業日でない場合には、当該償還日は修正翌営業日調整に従った調整が行われる。
- (注5) 「トルコ・リラ」とはトルコ共和国の法定通貨を、「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を意味する。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2022年5月16日から 同年6月7日まで	10万トルコ・リラ以上 1万トルコ・リラ単位	なし	売出人の日本における 本店及び各支店
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称		売出しの委託契約の内容		
該当事項なし		該当事項なし		

摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2022年6月9日である。
- (2) 本社債のすべての申込人は2022年6月9日までに売出価格を支払う。
- (3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (4) 本社債は1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)金融商品市場に係る指令2014/65/EU（その後の修正を含み、その時々において変更又は代替される。）（以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令(EU)2016/97（以下「保険販売業務指令」という。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)規則(EU)2017/1129（以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（又はこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とすべきではない。ここに「リテール投資家」とは、(i)2018年欧州連合（離脱）法（以下「EUWA」という。）に基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/565号の第2条第8号において定義されるリテール顧客、(ii)2000年金融サービス・市場法（改正済。以下「FSMA」という。）の規定及び指令(EU)2016/97を施行するためにFSMAに基づき制定された規定又は規則の意味における顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)600/2014

号の第2(1)条第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/1129の第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか(又はこれらの複数)に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)1286/2014号(以下「英国PRIIPs規則」という。)によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって英国におけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。但し、以下の記載は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還額（以下に定義する。）又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

なお、別途明記されない限り、本リスク要因及びその他の留意点中に使用される用語の定義については下記「社債の要項の概要」に規定される定義を参照のこと。

為替変動リスク

本社債の利息はトルコ・リラで支払われ、かつ満期償還額もトルコ・リラにより支払われることがあるため、円で換算した場合の支払額は外国為替相場の変動の影響を受ける。かかる円換算の償還価値は、本社債に対する当初の投資金額を下回る場合がある。

価格変動リスク

本社債の評価価値及び売却価格は、以下に掲げる様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。

① 金利

トルコ・リラ金利の変動は、本社債の価値に影響を及ぼす。一般的に、金利の上昇は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、金利の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表す。一般的に金利・為替などの予想変動率の変動が本社債の価値に悪影響を与えることがある。

③ 円／トルコ・リラ為替レート

一般的に、トルコ・リラが円に対して弱くなる場合には本社債の円貨における価値に悪影響を及ぼすと予想され、逆の場合には本社債の円貨における価値に良い影響を及ぼすと予想される。

カントリー・リスク

本社債の元利金及び売却価格は日本円／トルコ・リラ間の為替レートの変動により影響を受けることがある。トルコ共和国は、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起りやすく、情勢の急変などにより

信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、トルコ共和国のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元利金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者（以下に定義する。）は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利／為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、参照為替レート（以下に定義する。）、円金利市場、トルコ・リラ金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関するコスト並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで期限前償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人（以下に定義する。）の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計

算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2021年7月23日付の代理契約（その後の修正、改訂又は補足を含み、以下「代理契約」という。）並びに発行会社が発行する社債に関して締結した2021年11月9日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしあれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、(i)本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供されるか、又は(ii)財務代理人に対して事前に書面による請求があり、また（財務代理人が満足する形で）保有及び身元情報の確認が取れた上で、本社債権者に対して電子メールによって交付される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は、無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は1万トルコ・リラとする。

無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの記録に表示されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額又は利息（もしあれば）の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額又は利息の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

3.1. 固定利息

本社債には2022年6月9日（以下「利息開始日」という。）（当日を含む。）から償還日（当日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）償還日前に期限前償還又は買入消却されない限り、額面金額に対して年26.30%の利息が付される。当該利息は、利息開始日又は直前の利払日のいずれか該当する日（いずれも当日を含む。）から翌利払日（当日を含まない。）までの期間（以下「利息期間」という。）について、2022年12月9日より償還日まで（それぞれの日を含む。）毎年6月9日及び12月9日に半年分を後払いする。各利払日について、額面金額当たり1,315.00トルコ・リラの利息が支払われるものとする。各利息期間は、本要項に従い関連する利払日に対して適用されるあらゆる調整に関係なく、当該利払日となる予定の日を開始又は終了（適宜）する。但し、それ以前に適用される場合には、利息期間は、予定外期限前償還額（以下に定義する。）の支払による償還日（当日を含まない。）に終了するものとする。

利払日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。但し、修正翌営業日調整の適用の結果として当該利払日に関して支払われるべき利息額が調整されることはない。

「営業日」とは、土曜日及び日曜日を除く日のうち、(a) 関連する通貨の主要な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日であり、かつ、(b) ニューヨーク、ロンドン、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が関連する通貨建てで支払の決済並びに通常の営業（外国為替の取引及び外国通貨預金を含む。）を行う日をいう。

「修正翌営業日調整」とは、利払日が営業日でない場合に当該利払日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

利息期間以外のすべての期間（以下「計算期間」という。）について、各本社債について支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本社債の額面金額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該計算期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

但し、上記の計算において、当該計算期間の日数は、当該計算期間の初日（当日を含む。）から当該計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。また、かかる計算によって算出されるすべてのトルコ・リラ額は、0.01トルコ・リラ未満を四捨五入するものとする。

3.2. 利息の発生

以下に規定されているとおり、本社債についての利息の発生は、償還期日に終了する。但し、本社債が予定外期限前償還額の支払により償還される場合は、関連する予定外期限前償還額決定日（以下に定義する。）以前に支払期日が到来していない利息の支払は行われず。なお、予定外期限前償還額を決定する際には、発生利息又は予定外期限前償還額での償還がなければ支払われていたであろう本社債の将来の利息（現在価値割引後）が考慮される。いずれの場合も、支払が不適切に留保又は拒否された場合には、本第3項に定める方法で関連日（本要項第6項に定義する。）まで引き続き（判断の前後を含めて）利息は発生する。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

償還日前に期限前償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により償還日に、その額面金額1万トルコ・リラに対し、計算代理人により償還判定日（以下に定義する。）に下記に従って計算される満期償還額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

(i) 最終参照為替レート（以下に定義する。）が基準為替レート（以下に定義する。）より円高・トルコ・リラ安であると計算代理人が判断した場合、各本社債の満期償還額は、額面金額1万トルコ・リラにつき1万トルコ・リラとする。

(ii) 最終参照為替レートが基準為替レートと同じ、又はより円安・トルコ・リラ高であると計算代理人が判断した場合、各本社債の満期償還額は、額面金額1万トルコ・リラにつき、以下の計算式により計算される日本円とする。

$$\text{満期償還額} = 1 \text{万トルコ・リラ} \times \text{転換為替レート（以下に定義する。）}$$

「基準為替レート」とは、受渡期日の参照為替レートをいう。

「転換為替レート」とは、基準為替レートに10.00円／トルコ・リラを加えたレートをいう。

「最終参照為替レート」とは、償還判定日における参照為替レートをいう。

「参照為替レート」とは、受渡期日及び償還判定日に関し、午後1時（ロンドン時間）現在のブルームバーグ・スクリーン「BFIX」ページ（若しくはかかるページを承継若しくは代替するページ）（以下「為替レート参照ページ」という。）に表示されるトルコ・リラ／日本円間の外国為替ミッド・レート（1トルコ・リラに対する日本円の数値として表示される。）として計算代理人が決定するものをいう。但し、かかる一切の為替レートが関連ある為替レート参照ページにおいて発表されない場合には、参照為替レートは、商業的に合理的に行為する計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する。

「償還判定日」とは、償還日の10営業日前の日をいう。

4.2. 違法事由による償還

(i) 本社債に基づく発行会社の債務の履行（発行会社により行われる計算又は決定を含む。）、又は(ii) 本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、許可要件、方

針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなると発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外期限前償還額で本社債を償還することができる。この場合、本要項第3.2項又は予定外期限前償還額の定義に定める場合を除き、当該予定外期限前償還額決定日後は、満期償還額又は利息等のその他の金額の支払は行われぬ。

本項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社がその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外期限前償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外期限前償還額」とは、本要項第7項により本社債の償還期限が到来した場合はその直前の又はその他のすべての場合においては発行会社による本社債の期限前償還の決定直後（実務上合理的に可能な限り）の本社債の価額（計算代理人がその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の①ないし⑥の要素に基づいて又はそれらを考慮の上決定する。）に相当するトルコ・リラ金額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

- ① 本社債の満期までの残存期間
- ② 銀行間の貸付金利
- ③ (A) 本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由（以下に定義する。）の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利、又は(B) その他のすべての場合においては、計算代理人が予定外期限前償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法により決定する。）
- ④ 本社債が1つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の価額、予想される将来のパフォーマンス及び／又はボラティリティ
- ⑤ (A) 本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）、又は(B) その他のすべての場合においては、計算代理人が予定外期限前償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法によりその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算する。）、並びに、
- ⑥ 計算代理人が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、以下の(A)ないし(C)が適用される。

- (A) 予定外期限前償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めを解消、設定、再設定及び／又は調整した結果として発行会社及び／又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社がその裁量により決定した金額とする。）を考慮して調整される。
- (B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外期限前償還額の計算は、当該債務不履行事由自体による発行会社の信用度に対する追加の又は直後の影響（発行会社の信用格付の実際の又は予想される格下げを含むが、これに限らない。）は考慮しない。
- (C) 予定外期限前償還額は、当該予定外期限前償還額決定日以前に支払期限が到来した利息は考慮せずに決定される。

「予定外期限前償還額決定日」とは、本社債に関し、発行会社はその合理的な裁量により選択した、本要項に基づき本社債を予定外期限前償還額で償還する場合の当該予定外期限前償還額を決定する日、又は本要項第7項に基づき本社債を償還する場合には、本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべきこととなる日をいう。

4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる（但し、買入の場合は当該本社債が将来の利息の支払を受けるすべての権利とともに買入れられることを条件とする。）。

4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべき、利息を除くすべての金額を意味する。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込み（円貨による支払いの場合）又はトルコ・リラの主要な金融センターに所在する銀行に開設されたトルコ・リラ建口座への振り込み（トルコ・リラによる支払いの場合）により行われる。

上記にかかわらず、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりトルコ・リラ障害事由（以下に定義する。）が発生したと決定された場合には、発行会社は、かかる決定を受けて、その単独かつ完全なる裁量により、関連する支払日においてフォールバックFXスポットレート（以下に定義する。）に基づく米ドル建による支払（以下「代替通貨支払」という。）を行うことにより本社債権者に対する債務を返済することができる。

発行会社は、かかるトルコ・リラ障害事由の決定について本社債権者に通知する。但し、かかる通知をしなかったあるいはかかる通知を受領すべき者が通知を受領しなかったとしても、かかる決定の有効性及び代替通貨支払を行う発行会社の権利の有効性には影響しないものとする。

「トルコ・リラ障害事由」とは、(a) 発行会社が為替管理の発動又は発行会社の支配の及ばないその他の事由によって本社債に関する元金及び／又は追加額（もしあれば）の支払を行うためにトルコ・リラを調達できない場合、又は (b) 発行会社又はその関連会社がその支配の及ばない事由によって元金及び／又は追加額（該当する場合）に相当する金額のトルコ・リラの送金、支払又は受渡し（トルコ共和国内外に対してなされるものであるか同国内外におい

てなされるものであるかを問わない。)を行うことが、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によれば、一般的に不可能、違法又は実行不能となる事象又は状況をいう。

計算代理人の判断、意見及び決定は、明白な誤り、意図的な懈怠又は悪意のない限り、あらゆる点で確定的なものであり、発行会社及び本社債権者を拘束する。発行会社は、意図的な懈怠又は悪意がある場合を除き、かかる判断に関して責任を負わない。

「フォールバックFXスポットレート」とは、計算代理人が関連があると判断する情報を考慮して誠実に決定する米ドル/トルコ・リラの為替レートをいう。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法及び繰り上げの適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令（疑義を避けるために付言すると、発行会社及び/又は関連する代理人が服するすべての法令を含む。）の対象となる。

本社債に関して支払われるべき金額は0未満にはならない。本要項に従って決定された当該金額が負の金額である場合には、当該金額は0に繰り上げられたものとみなされる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日及び支払期日の延期

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り「商業銀行取引日」とは、①ニューヨーク、ロンドン、東京及びイスタンブールにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、②呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、償還日及び利払日については、上記「第2 売出要項 - 1 売出有価証券（注4）」及び本要項第3.1項に記載した各支払日に関する調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、(a) 当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は (b) 当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより、当該本社債は、予定外期限前償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が(i)支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii)債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii)適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv)当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は (v)発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において予定外期限前償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

一般的注意事項

本項のスイスにおける課税に関する下記の考察は、本書の日付現在において有効なスイスの法律に基づく、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品に分類される社債（下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。）の投資家に影響を与える可能性がある一定の課税に関する予測の概要にすぎない。本概要は、一般的な性質のものであり、包括的であることを意図しておらず、とりわけ、本社債が純粋なデリバティブ又は投資ファンド類似の社債に分類される場合に適用される所得税に関する規則は含んでいない。一般的に、投資家は、個別の状況に鑑み、独自の専門家に相談することが推奨される。

スイス源泉徴収税

社債に関する支払及び社債の元本の返済は、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。但し、発行会社とそのロンドン支店、ナッソー支店又はシンガポール支店を通じて発行した社債については、当該支店を通じて発行した社債が存続する限りにおいて、(i)発行会社が当該指定支店の法域において銀行業務を行う許可を受けており、当該指定支店がスイス国外に所在し有効に運営されている恒久的施設であること、かつ(ii)当該指定支店が社債の発行により得た資金をスイス国外で使用することを条件とする(但し、その時々において有効なスイス税法上、スイス国内でのかかる資金の使用が認められている場合には、そのように認められている範囲において、発行会社による社債に関する支払が、スイス国内でのかかる資金の使用を理由としてスイス源泉徴収税の徴収又は控除の対象とならない場合にはこの限りではない。)。発行会社は、指定支店が発行する社債が存続する限り、当該指定支店がこれらの条件に従うことを確認する。

スイス連邦源泉徴収税法の改正の可能性

2020年4月3日、スイス連邦参事会は、社債の利息について適用されるスイスの源泉徴収制度の改革に係る協議草案を公開した。当該協議草案の一環として、利息の支払について適用されている現行の債務者ベースのスイス源泉徴収制度に代わり、支払代理人ベースの制度が採用されている。かかる支払代理人ベースの制度は、一般的に、(i)スイス国外で行為する支払代理人から税務上の目的のためにスイス国内に居住する個人の居住者に対する利息の支払に分類されるあらゆる支払(社債に関する一切の支払(社債の税分類については、下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。))を含む。)をスイス源泉徴収税の対象とする一方、(ii)その他一切の者に支払われる利息(外国投資家(集団投資ファンド又は類似の商品を通じて支払われる場合を除く。))についてはスイス源泉徴収税の対象から除外する。但し、協議の結果、見解の一致は得られなかった。これを受けて、2021年4月14日、スイス連邦参事会は、社債の利息の支払に対する35%のスイス源泉徴収税を廃止するための連邦源泉徴収税法の改正案を連邦議会に提出した。2021年12月17日、連邦議会は、2023年1月1日以降に発行される社債に限定して、廃止を採択した。この新法は、任意の国民投票の対象となっている。仮に国民投票が行われた場合でも、それでも否決され、結果として2020年4月3日に公開された協議草案で予定されていた新たな支払代理人ベースの制度が制定された場合には、スイス国外で行為する支払代理人は、利息として分類される一切の支払(割引発行、返済プレミアム若しくは発生利息を考慮した支払を含む。)又は社債に関するその他の分配について35%の源泉徴収税の控除又は徴収の適用を受ける場合がある。

スイス連邦証券取引高税

発行会社による発行日における社債の発行及び販売(発行市場における取引)並びに発行会社による社債の償還は、スイス連邦証券取引高税を免除される。

流通市場における社債の取引及び原資産の交付には、購入価格の0.30%を上限とするスイス連邦証券取引高税が課される可能性がある。但し、スイスの国内銀行又はスイスの国内証券業者(スイス連邦印紙税法に定義される。)が、かかる取引又は場合により交付の当事者又は仲介業者である場合に限る。

2021年12月17日、連邦議会は、ロンドン支店、ナッソー支店、シンガポール支店を通じて活動するクレディ・スイス・エイ・ジーなどのスイス国外の発行会社が発行する、取引時の残存期間12ヶ月以内の社債の流通市場取引に対するスイス証券取引税の廃止を採択した。この新法は、任意の国民投票の対象となっている。仮に国民投票が行われなかった場合、又は行われても否決された場合、新法は2023年1月1日に発効する予定である。

スイス所得税

I. スイス非居住者である保有者

税法上スイスの居住者ではなく、課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて実施された社債に関する取引又は事業に従事していない社債権者は、その保有する社債についてスイスの所得税を課されることはない。利払いとみなされる支払に係るスイス源泉徴収税については、上記「スイス源泉徴収税」を参照し、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産に関する国家間の自動的な情報交換については、下記「スイスによる課税における自動的な情報交換」を参照し、スイスにおけるFATCAの実施の促進については、下記「スイスにおけるFATCAの実施の促進」を参照されたい。

II. スイス居住者である保有者が私有資産として保有する社債

A. 分類

社債は、プレーン・バニラ型社債、又は社債及び原資産（指数や通貨等）に係る1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される可能性がある。社債が、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される場合、課税されるか否かは、税法上、当該社債が以下のいずれに分類されるかによる。

- 社債とオプションが別々に開示されているか又はそれらの価値が分析的に決定できるか否かにより、透明性のある社債又は透明性のない社債（下記B.参照）。
- また、当該社債の最終利回りが1回のみ利払いによるものか、若しくは複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行若しくは返済プレミアムによるものであることから、支配的一括利払いを行う社債（*intérêt unique prédominant*、又はIUP）、又は最終利回りが定期的な利払いによるものであることから、支配的一括利払いを行わない社債（*sans intérêt unique prédominant*又はnon-IUP）（下記C.参照）。

B. 透明性のある社債及び透明性のない社債

税法上、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品である社債は、組込社債及び組込オプションの価値が、条件書、仮目論見書若しくは最終目論見書に別々に開示されている場合、又はそうではない場合でも、社債が標準的な社債であり、かつ社債及びその組込オプションの価値がとりわけスイス連邦税務局（スイス、ベルン）の「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを使用し、常に分析的に決定できる場合、税法上、透明性のある社債に分類される。

下記「C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債」に記載される課税原則に基づき、透明性のある社債又は透明性のない社債としての分類は以下の所得税効果を有する。

- 透明性のある社債：社債が、課税上透明性があると分類される場合、すなわち組込社債が、組込オプションとは別に開示されている場合、又は上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定のための条件がそろう場合には、債券の構成要素に関連する支払についてのみ課税され、組込オプションに関連する支払については、非課税である。
- 透明性のない社債：組込社債が組込オプションとは別に開示されていない場合、及び、上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定の条件がそろわない場合には、当該社債は透明性のないストラクチャード社債に分類され、初期投資に紐づくあらゆる収益が課税対象の利払いに分類される。

C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債

a. 支配的一括利払いを行わない社債 (*sans intérêt unique prédominant*又は*non-IUP*)

社債は、透明性の有無にかかわらず、その発行時の最終利回りの大部分が、1回だけの利払いではなく定期的な利払いによるものである場合、又は複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行又は返済プレミアムによるものではない場合、支配的一括利払いを行わない社債（以下、本項において「Non-IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、Non-IUP社債を私有資産として保有する者は、下記の所得項目を課税所得として、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該個人がかかる所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告に含めるよう義務付けられている。

(i) 定期的な利払い

(ii) 1回だけの利払い

(iii) 社債が、

- 透明性がないと分類された場合は、(a)Non-IUP社債の償還時又は売却時に受領する金額（該当する方）と(b)発行市場における購入時の発行価格又は流通市場における購入価格（該当する方）の正の差に相当する額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）

（いわゆる、直接的不均一課税 (*reine Differenzbesteuerung*)（以下、本項において「直接的不均一課税」という。））。

- 透明性があると分類された場合は、オプションに係るプレミアムの支払及びNon-IUP社債の売却若しくはその他の処分又は償還により実現された利益（オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）は、非課税のプライベート・キャピタルゲインである。かかるNon-IUP社債の売却又はその他の処分により実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスである。

b. 支配的一括利払いを行う社債 (*intérêt unique prédominant*、又は*IUP*)

社債は、その発行時における最終利回りの全部若しくは大部分が、定期的な利払いによるものではなく、割引発行又は返済プレミアムによるものである場合、支配的一括利払いを行う社債（以下、本項において「IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、IUP社債を私有資産として保有する者は、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告において課税所得として申告しなければならない。

(i) IUP社債に関し受領した定期的な利払い

(ii) 社債が、

- 透明性がないと分類された場合、直接的不均一課税（上記に定義される。）の方法を適用して決定された償還時又は売却時に実現した正の金額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する支払又は利益を含む。）。

- 透明性があると分類された場合、IUP社債の債券の構成要素の償還時又は売却時の価値（該当する方）と、発行市場又は流通市場（該当する方）における購入価値との正の差に相当する金額。これらの価値は、例えば、スイス連邦税務局（スイス、ベルン）により使用される「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを適用し

て決定される（以下、本項において「修正不均一課税」という。）。その結果、オプションに係るプレミアムの支払及びオプションに関する利益を含むその他の収益は、非課税のプライベート・キャピタルゲインに分類され、かかる項目に関して実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスに分類される。

保有者は、同じ課税年度内にIUP社債の売却又は償還により実現され、それぞれの課税方法により計算されたIUP社債の債券の構成要素に係る損失と、支配的一括払いを行うその他の商品から保有者により実現された利益（定期的な払いを含む。）とを相殺することができる。

III. スイスの事業資産として保有される社債及び専門証券業者に分類される個人により保有される社債

スイス国内における事業の一環として社債を保有する個人及びスイス居住者である法人納税者、並びに海外に居住する法人納税者で、スイス国内の恒久的施設を通じて実施される取引又は事業の一環として社債を保有する者は、各課税年度の損益計算書において、かかる社債の売却その他の処分により実現された利払い及びキャピタルゲイン又はロスを認識するよう義務付けられており、当該課税年度における課税所得の純額について課税対象となる。スイス居住者である個人で、所得税法上、とりわけ頻繁な証券の取引又はレバレッジをかけた証券への投資を理由に「専門証券業者」に分類される者にも、同一の課税上の取扱いが適用される。

スイスによる課税における自動的な情報交換

スイスは、欧州連合（以下「EU」という。）との間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下「AEOI」という。）に関する多国間協定を締結した。当該協定は、全EU加盟国において適用されている。また、スイスは、金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局間協定（以下「MCAA」という。）、及びその他の国々との間で多数の二国間AEOI協定（そのほとんどがMCAAに基づくものである。）を締結した。当該協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国又は日本を含む他の締結国の居住者である個人の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得（場合により、かかる口座又は預託場所に保有される社債を含む。）に関するデータについて、収集及び交換を行っている。スイスが当事者であるAEOI協定で有効なもの又は署名済みであるがまだ効力が発生していないものの最新の一覧は、スイス連邦財務省（SIF）のウェブサイトで見ることができる。

スイスにおけるFATCAの実施の促進

スイスは、米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の実施を促進するため、米国との間で政府間協定を締結した。この協定は、米国とスイスとの間の二重課税回避協定（以下「本条約」という。）に基づき、米国人がスイスの金融機関に保有する口座（本社債が保有される口座を含む。）が、当該口座の所有者の同意を得た上で、又は行政執行共助の範囲内の一括請求により、米国の税務当局に開示されることを確約するものである。2019年に改正された本条約には、スイス及び米国間で、請求に応じて租税に係る事項の情報交換を行う国際基準に沿った仕組みが含まれ、2014年6月30日以降の不同意米国口座及び不同意不参加外国金融機関に関して米国がFATCAに基づく一括請求を行うことが可能になっている。さらに、2014年10月8日、スイス連邦議会は、現在の直接通知制から、スイス連邦税務当局に関連情報を送付し、同税務当局が米国税務当局に情報を提供する体制への変更に関する米国との交渉の権限を承認した。交渉がいつまで続くのか、新しい体制がいつ発効するのかは未だ不確定である。

8.2. 日本における課税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書提出日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本社債のような金融商品の取扱いが法令上明確に規定されているわけではなく、本社債が普通社債と同様に取り扱われると確定しているわけではないため、仮に、日本の税法上それとは異なる取扱いとなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性がある。しかし、本社債が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記 (b) では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記 (c) では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。但し、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本社債の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。但し、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本社債の利息、譲渡損益、及び償還差損益については、一定の条件及び限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、及び譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続及び取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等及び金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本社債の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

8.3. 米国における課税

以下は、本社債を保有していること以外に米国となんら関わりのない非米国人保有者による本社債の取得、保有及び処分に関して、米国連邦所得税上の重大な影響の一部について述べるものである。本概要は、例えば、本社債の現物決済に係る原資産の保有又は所有に関する米国連邦所得税上の影響等については言及していない。本項において、「非米国人保有者」とは、①米国連邦所得税の目的における非居住外国人、②米国連邦所得税の目的における外国法人、又は③その利益が純利益ベースで米国連邦所得税の対象とならない遺産財団若しくは信託である、本社債の実質的保有者をいう。組合（米国連邦所得税の目的において組合とみなされる事業体を含む。）が本社債を保有する場合、組合員に対する課税上の取扱いは、一般的に組合員の地位及び組合の活動に左右される。非米国人保有者ではない投資家又は組合である投資家は、本社債への投資に関する米国連邦所得税上の留意点について、各自の税務顧問に相談すべきである。

本概略は、1986年米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）、同法に基づき発行される財務省規則、並びに現在有効な（又は場合により提案されている）判決及び決定の解釈（いずれも変更される可能性がある。）に基づいている。それらの変更は、遡及的に適用される可能性があり、本項に記載される米国連邦所得税上の取扱いに悪影響を及ぼす可能性がある。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況における米国連邦所得税法の適用について、またその他の課税管轄地の法律により本社債の購入、実質的保有及び処分に関して課される税務上の影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

投資家は、米国の連邦、州、地方その他の税法が、本社債の購入、保有及び処分に関して自らに及ぼす影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

第871条(m)に基づく配当同等物の源泉徴収

歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。かかる支払金には、原則として税率30%の米国の源泉徴収税が課される。

最終規則では、配当同等物とは、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、②「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）による原有価証券の配当金、③指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及び④その他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払又はみなし支払であると規定されている。当該規則では、支払金には、原有価証券に関する配当への参照が明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、配当同等支払金が含まれると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。NPCとは、財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約（以下「NPC」という。）をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、1つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

最終規則及び行政指針は、2017年1月1日以降2023年1月1日より前に発行される取引については、原有価証券に関するデルタが1であるNPC又はELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとすると規定している。2023年1月1日以降に発行された取引については、(a) 原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また (b) 原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。単純契約のデルタの決定及び複雑契約の実質的同等性テストの実施は、行われる可能性のある第871条(m)取引が価格決定される日又は行われる可能性のある第871条(m)取引が発行される日のいずれか早い方の日に行われる。但し、行われる可能性のある第871条(m)取引が、その発行時点の14暦日前より前に価格決定された場合には、発行される日を採用しなければならない。また、投資家への販売前に在庫として保有される本社債のデルタ又は実質的同等性については、一定の場合において、在庫から販売又は処分される時点で再テストが要求されることがある。在庫から販売された本社債が第871条(m)取引に該当するものと決定され、発行時に販売された同一シリーズの本社債は第871条(m)取引に該当しないと決定されていた場合、発行時に販売された本社債の保有者は、発行会社又は源泉徴収代理人が発行時に投資家に販売された本社債を特定して、これを在庫から販売された本社債と区別することをしない又はすることができない場合に、悪影響を受ける可能性がある。

当該規則に定める効力発生日の目的上、一定の事由により、発行済の本社債が新規の有価証券として発行されたものとみなされる場合がある。例えば、対象銘柄又は指標の再構成又はリバランスは、当該再構成又はリバランスに関して裁量権を行使していることを根拠に、本社債の重大な変更に関連し、したがって当該事由の発生に伴う本社債のみなし発行であるとの主張が米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）によりなされる可能性がある。また、保有者が原エクイティ又は本社債に関する他の一定の取引を締結し又は既に締結している場合は、これらの規則に基づき米国の源泉徴収税が本社債に適用される可能性がある。原有価証券又は本社債に関する他の取引を締結し又は既に締結している保有者は、当該他の取引との関連による本社債への歳入法第871条(m)の適用について、各自の税務顧問に相談すべきである。

支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又はその他適用ある規則に基づき発行会社により通知がなされている場合は、本社債の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。本社債が、配当見積額に加えて、原有価証券の配当額を反映するための支払について定めている場合は、源泉徴収は支払の合計額に基づくものとする。本社債の発行が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他当該本社債について規則を適用するために必要な情報が、適用ある規則により許容される方法により、本社債権者に対し提供、連絡又は開示される。源泉徴収税は、保有者が原有価証券の配当金について本社債につき同時期の支払を受領しない場合においても適用される場合がある。米国の租税は、配当同等物に該当する支払又はみなし支払のあらゆる部分（適切である場合、購入価格の支払を含む。）について徴収される。

源泉徴収が適用される場合、例え保有者がその他適用ある条約に基づく減額措置の適用条件を満たしていたとしても、源泉徴収の税率が軽減されない場合がある。但し、租税条約に基づき低税率の源泉徴収の適用を受ける権利を有する非米国人保有者は、米国の納税申告書を提出することにより、超過して源泉徴収された金額の還付請求を行うことができる場合がある。しかしながら、保有者は、適用ある条約に基づく金額を超過して源泉徴収された金額について適切に還付請求を行うために必要な情報の提供を受けられない可能性がある。またIRSは、還付請求の目的上、保有者に対して、本社債について支払われた源泉徴収税の還付を認めない可能性がある。最後に、保有者の居住税務管轄地域において、保有者による配当同等物の金額に関する米国の源泉徴収税の還付請求が認められていない可能性がある。発行会社は、源泉徴収された金額について、いかなる追加金額の支払も行わない。

本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象となる取引に該当するか否かに関する発行会社による決定が、関連ある発行条件書に記載される場合がある。本社債に関する発行条件書においては、発行会社は、本社債（他の取引は考慮しない。）は、当該取引として取り扱われるべきではないと決定している。発行会社による決定は、原則として保有者を拘束するものであるが、IRSを拘束するものではない。IRSは、発行会社による反対趣旨の決定にかかわらず、本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象である旨有効に主張することができる。これらの規則は、非常に複雑なものとなっている。保有者は、第871条(m)及び同条に基づく規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談するべきである。

米国不動産への外国投資に関する課税上の留意点

保有者は、財務省規則第1.897-1条(c)において定義される「米国不動産持分 (U.S. real property interest)」(以下「米国不動産持分」という。)の処分につき米国連邦所得税の対象となる可能性がある。当該処分による一切の収益は、非米国人保有者による米国取引又は事業に有効に関連しているものとして取り扱われ、処分により実現した利益に対する課税及び源泉徴収の対象となる。米国不動産持分は、米国不動産に対する直接持分又は歳入法第897条に定める意味においての米国不動産を所有する企業（以下「米国不動産所有企業」という。）に対する持分により構成され得る。但し、原則として、米国不動産所有企業に対する持分が当該企業の通常取引される株式の5%以下である場合、当該持分は米国不動産持分に該当しない。

発行会社は、原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業であるか否かの決定を行う意思はない。原有価証券に対する持分の発行者は米国不動産所有企業である可能性があり、また、本社債が米国不動産持分に対する所有持分又は米国不動産持分に係るオプションを構成し、これにより上述した結果がもたらされる可能性がある。また、当該原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業ではない可能性もある。

各保有者は、有価証券の取得に関連し、直接的か、間接的か又は解釈上かにかかわらず、米国不動産所有企業と解される各原有価証券の持分の5%超を保有せず、また将来においても保有しない旨表明したものとみなされる。発行会社及び一切の源泉徴収代理人は、当該表明の正確性に依拠する。本項の説明において、財務省規則第1.897-1条(d)に定める意味における、債権者としてのみの持分以外の一切の持分は、原有価証券の持分の所有として取り扱われる。発行会社が源泉徴収を行わなかった場合においても、仲介源泉徴収代理人が有価証券について源泉徴収を行わない保証はない。また保有者は、源泉徴収額を超過する米国所得税上の義務（もしあれば）を負う可能性がある。発行会社は、歳入法第897条に起因する源泉徴収額又は税制上の義務について、いかなる追加金額の支払も行わない。

保有者は、原有価証券に対するその他の持分の影響、当該その他の持分に対する本社債の保有の影響、及び前段落に記載の表明を行うことによる結果について、各自の税務顧問に相談するべきである。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく報告及び源泉徴収

一般的に「FATCA」と称される特定の税情報の報告及び源泉徴収に関する規定に基づき、①「外国金融機関」（当該金融機関が、その管轄地においてFATCAを施行するために適用される規則又は当該金融機関とIRSとの間で締結された合意に従って、とりわけ、その口座に関する特定の情報の報告及び源泉徴収に関する義務を遵守しない場合）並びに②発行会社又は仲介金融機関からの保有証明書及び身元に関する情報の要求に従わないその他の保有者又は実質的保有者に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、30%の源泉徴収税が課される。

「FATCA」とは、歳入法第1471条ないし第1474条、それらの最終的な現在若しくは将来の規則若しくは公式な解釈、歳入法1471条(b)に基づき締結された合意、又は歳入法の同条の施行に関して締結された政府間の合意に基づき採択された米国若しくは非米国の財務若しくは規制上の法律、規則若しくは慣行をいう。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得（以下「FDAP」という。）の支払（歳入法第871条(m)に基づく「配当同等物」とみなされる本社債に対する支払を含む。）が含まれる。「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び「外国パススルー支払」（現在のところ、当該用語の定義はなされていない。）をいう。

発行会社及びその他の仲介外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、発行会社又はその他の源泉徴収代理人は、保有者又は実質的保有者が①関連する情報を提供しない場合、②適用ある情報報告義務を遵守していない外国金融機関である場合、又は③かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払に対して30%の税率で源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。発行会社はFATCAに基づく源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

下記の例外規定の適用を除き、FATCAに基づく源泉徴収は、源泉徴収可能な支払に対して現在適用されており、また外国パススルー支払については、「外国パススルー支払」を定義する米国財務省規則の最終版の公表日から2年後の日以降に適用される。

以上の説明は、最近提出された米国財務省規則案を反映している。米国財務省は、当該規則の最終版が公布されるまでの間、納税者が前述の規則案に依拠することを認めており、上記の説明は、当該規則案が現在の内容で最終版となることを前提としている。

本社債に対する支払がFATCAに基づく源泉徴収の対象にならないという保証はない。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況において、FATCAが本社債への投資に及ぼすかの判断について、各自の税務顧問に相談するべきである。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件（最初の利息及びプレミアムの支払金額及び支払日並びに発行価格を除く。）で本社債を随時追加設定し、発行することができ（疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。）、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知を関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は（本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合）書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決

済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会（電話会議及びビデオ会議システムを利用する場合も含む。）の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面総額を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（g）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する2名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債に関する利率を引き下げること、（d）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（e）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（f）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（g）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、（a）曖昧性を無くすため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は（b）明白な誤りを訂正するために、本要項、CS捺印証書及び（その他の当事者と共同で）代理契約の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

財務代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

計算代理人： クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドン E14 4QJ
カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づくすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

発行会社又は計算代理人による、本要項に定める規定若しくは権利の決定又は行使の遅延は、当該規定又は権利を放棄するものとはならない。また、発行会社又は計算代理人による当該規定若しくは権利の決定又は行使は、発行会社又は計算代理人による当該規定若しくは権利の将来の行使、又は本要項に定めるその他の規定若しくは権利の行使を妨げるものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド若しくはムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー（若しくは発行会社の格付を付与するムーディーズのその他の機関）から取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

16.1. 準拠法

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

16.2. 管轄

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、ロンドンに所在する英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続をロンドンに所在する英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、ロンドンに所在する英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会

社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時か否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

16.3. 送達代理人

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2020年度）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
2021年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類
事業年度（2021年度中）（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
2021年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、2022年5月11日提出の訂正発行登録書に添付した「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本発行登録追補書類の提出日（2022年5月13日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、上記「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本発行登録追補書類の提出日（2022年5月13日）現在においてもその判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を
満たしていることを示す書面

会社名 : クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

代表者の氏名および役職 : ディレクター フラヴィオ・ラルデリ
(Flavio Lardelli, Director)

1. クレディ・スイス・エイ・ジー（以下「当社」という。）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年10月29日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は100億円以上である。

(参考)

(2015年12月18日（発行日）の募集)
クレディ・スイス・エイ・ジー 第9回円貨社債 (2015)
券面総額又は振替社債の総額 271億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

以下は、基本的に、クレディ・スイス・エイ・ジーが米国証券取引委員会に提出した、2022年3月31日に終了した2022年度第1四半期に係る2022年4月27日及び2022年5月5日付の様式6-K、2021年度に係る2021年3月10日付の様式20-F並びに2021年12月31日に終了した2021年度第4四半期に係る2022年2月10日付の様式6-Kからの抜粋の和訳である。

I. 2022年度第1四半期に係る様式6-K

クレディ・スイス

2022年度第1四半期において、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社（以下、「当グループ」又は「クレディ・スイス」という。）は、273百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。株主資本利益率及び有形自己資本利益率は、それぞれマイナス2.4%及びマイナス2.6%であった。2022年度第1四半期末現在、当グループの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率は13.8%であった。

業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2022年度 第1四半期	2021年度 第4四半期	2021年度 第1四半期	前 四半期比	前年度 同期比
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純利息収益	1,459	1,318	1,654	11	(12)
手数料収益	2,601	3,021	3,737	(14)	(30)
トレーディング収益 ¹	(36)	(151)	1,811	(76)	-
その他の収益	388	394	372	(2)	4
純収益	4,412	4,582	7,574	(4)	(42)
貸倒引当金繰入額	(110)	(20)	4,394	450	-
報酬費用	2,458	2,145	2,207	15	11
一般管理費	2,148	2,182	1,376	(2)	56
支払手数料	298	283	329	5	(9)
のれんの減損費用	0	1,623	0	(100)	-
リストラクチャリング費用	46	33	25	39	84
その他営業費用合計	2,492	4,121	1,730	(40)	44
営業費用合計	4,950	6,266	3,937	(21)	26
法人税等控除前損失	(428)	(1,664)	(757)	(74)	(43)
法人税等費用／（便益）	(151)	416	(526)	-	(71)
当期純損失	(277)	(2,080)	(231)	(87)	20
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	(4)	5	21	-	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	(273)	(2,085)	(252)	(87)	8
経済利益	(1,326)	(2,215)	(1,523)	(40)	(13)
損益計算書評価指標					
費用／収入比率 (%)	112.2	136.8	52.0	-	-
実効税率 (%)	35.3	(25.0)	69.5	-	-
一株当たり利益（スイス・フラン）					
基本的な一株当たり利益／（損失）	(0.10)	(0.83)	(0.10)	(88)	0
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(0.10)	(0.83)	(0.10)	(88)	0
株主資本利益率（%、年率換算）					
株主資本利益率	(2.4)	(18.7)	(2.3)	-	-
有形自己資本利益率	(2.6)	(20.9)	(2.6)	-	-
一株当たり純資産（スイス・フラン）					
一株当たり純資産	17.39	17.10	18.86	2	(8)

一株当たり有形純資産	16.12	15.86	16.80	2	(4)
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)					
資産合計	739,554	755,833	865,576	(2)	(15)
リスク加重資産	273,043	267,787	302,869	2	(10)
レバレッジ・エクスポージャー	878,023	889,137	981,979	(1)	(11)
従業員数 (フルタイム換算) (人)					
従業員数	51,030	50,390	49,520	1	3

(注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。

業績の要約

2022年度第1四半期の業績

クレディ・スイスは、2021年度第1四半期に252百万スイス・フランの損失、2021年度第4四半期に2,085百万スイス・フランの損失を計上したのに対し、2022年度第1四半期は273百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2021年度第1四半期に757百万スイス・フランの損失、2021年度第4四半期に1,664百万スイス・フランの損失を計上したのに対し、2022年度第1四半期は428百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2022年度第1四半期の調整後法人税等控除前利益は、2021年度第1四半期の3,596百万スイス・フラン及び2021年度第4四半期の328百万スイス・フランに対して300百万スイス・フランであった。

業績の詳細

純収益

当グループは、2022年度第1四半期において、2021年度第1四半期に比べ42%減の4,412百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、インベストメント・バンク部門、ウェルス・マネジメント部門及びコーポレート・センターにおける純収益の減少を反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の減少は、販売及び取引収益の減少（プライム・サービス・フランチャイズの縮小の影響並びにグローバル・トレーディング・ソリューションズ (GTS) ・フランチャイズにおけるロシア関連の取引及び公正価値の損失を含む。）並びに資本市場の収益の減少によるものであった。ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、オールファンズ・グループに対する持分投資における353百万スイス・フランの損失を含む、すべての収益区分にわたる収益の減少を反映したものであった。2022年度第1四半期には、コーポレート・センターにおけるマイナス173百万スイス・フランの純収益が含まれた。2022年度第1四半期の調整後純収益は、2021年度第1四半期の7,430百万スイス・フランに比べ38%減の4,582百万スイス・フランであった。

純収益は、2021年度第4四半期に比べ4%減少した。これは主に、ウェルス・マネジメント部門、コーポレート・センター及びスイス・バンク部門における純収益の減少が、インベストメント・バンク部門における純収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、主にオールファンズ・グループに対する持分投資における損失を含むその他の収益の減少を反映したものであり、トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の増加により一部相殺された。スイス・バンク部門における純収益の減少は、主にその他の収益の減少によるものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の増加は、顧客取引及びボラティリティの季節的な増加による販売及び取引収益の増加を反映したものであり、資本市場の収益及びアドバイザー

リー収益の減少により一部相殺された。調整後純収益は、2021年度第4四半期の4,384百万スイス・フランに比べ5%増加した。

貸倒引当金繰入額

2022年度第1四半期における貸倒引当金戻入額は、110百万スイス・フランであった。これは主に、インベストメント・バンク部門における156百万スイス・フランの戻入が、ウェルス・マネジメント部門における24百万スイス・フランの貸倒引当金及びスイス・バンク部門における23百万スイス・フランの貸倒引当金により一部相殺されたことによるものであった。2022年度第1四半期には、アルケゴス・キャピタル・マネジメント（以下、「アルケゴス」という。）に関する債権の将来的な回収可能性の評価に関連するインベストメント・バンク部門における貸倒引当金の戻入が含まれた。

営業費用合計

営業費用合計は、2021年度第1四半期に比べ26%増の4,950百万スイス・フランであった。これは主に、一般管理費の増加及び報酬費用の増加を反映したものであった。一般管理費は、56%増加した。これは主に、訴訟引当金の増加を反映したものであった。当グループは、2022年度第1四半期において、主にコーポレート・センター及びウェルス・マネジメント部門において過去に開示された数々の訴訟事案の進展に関する703百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。報酬費用は、11%増加した。これは主に、裁量的報酬費用の増加によるものであった。2022年度第1四半期の調整後営業費用合計は、2021年度第1四半期の3,870百万スイス・フランに比べ9%増の4,237百万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2021年度第4四半期に比べ21%減少した。これは主に、2021年度第4四半期における1,623百万スイス・フランののれんの減損を反映したものであった。また、営業費用合計は、主に専門家費用の減少による一般管理費の2%の減少が、主に裁量的報酬費用の増加による報酬費用の15%の増加により一部相殺されたことも反映していた。調整後営業費用合計は、2021年度第4四半期の4,071百万スイス・フランに比べ4%増加した。

法人税等

2022年度第1四半期における法人税等における便益は151百万スイス・フランであり、当四半期の実効税率は35.3%という結果となったが、これは主に、2022年度第1四半期の業績に適用された推定の年間実効税率を反映したものであった。年間の推定実効税率は、業績の地理的な混合の影響、当年度の利益に関する評価性引当金及び損金不算入の資金調達コストにけん引された。さらに、2022年度第1四半期の税務上の便益は、過去に開示された訴訟事案及び英国における税率の変更に関する損金不算入の引当金によりマイナスの影響を受けたが、以前計上されなかった税務上の便益の戻入の影響により一部相殺された。全体として、繰延税金資産純額は、2022年度第1四半期において306百万スイス・フラン増の3,259百万スイス・フランであった。

規制資本

2022年度第1四半期末現在、当グループの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）のCET1比率は13.8%、リスク加重資産（以下、「RWA」という。）は273.0十億スイス・フランであった。

その他の情報

業務執行役員会の変更

2022年4月27日、当グループは、業務執行役員会の変更に関する以下の発表を行った。

- ・2010年からCFOを、また2016年からクレディ・スイス・インターナショナルCEOを務めたデイビッド・メイザースは、業務執行役員会を退任する予定である。同氏は、両役割に適切な後継者が就任するまで、かかる職責を継続する予定である。
- ・フランチェスカ・マクドナーは、2022年1月からEMEA地域臨時CEOであったウェルス・マネジメント部門CEOのフランチェスコ・デフェラーリから、2022年10月1日までにEMEA地域CEOを継承する予定である。同氏はまた、業務執行役員会に加わる予定である。
- ・2014年からアジア太平洋地域CEOを務めたヘルマン・シトハンは、2022年6月1日に業務執行役員会を退任する予定である。同氏は、グループCEOのシニア・アドバイザーとしてクレディ・スイスに留まり、現在はインベストメント・バンキング・アジア太平洋部門の共同責任者兼東南アジア担当CEOであるエドウィン・ローが後継する予定である。
- ・2009年からジェネラル・カウンセルを務めたロメオ・チェルッティは、2022年7月1日に業務執行役員会を退任する予定である。近時にUBSグループのジェネラル・カウンセルを務めたマルクス・デイトヘルムが後継する予定である。

年次株主総会

2022年4月29日、クレディ・スイス・グループAGの株主は、チューリッヒの年次株主総会において、2020会計年度の取締役会及び業務執行役員会の解任を除く取締役会のすべての議案を承認した。株主は、アクセル・P・リーマンを次回の年次株主総会終了時までを任期とする取締役会会長に選任した。株主はまた、ミルコ・ピアンキ、クーユ・ジン及びアマンダ・ノートンを、次回の年次株主総会終了時までを任期とする非業務執行取締役に選任し、再任のための立候補をしたその他すべての現取締役を、次回の年次株主総会終了時までの任期として承認した。さらに株主は、サプライチェーン・ファイナンス・ファンド（以下、「SCFF」という。）の事案に関連する解任を除き、2021会計年度取締役会及び業務執行役員会の解任を認めた。株主はまた、事業活動のさらなる発展を含む戦略的・財務的柔軟性を維持し、規制当局の予想に沿った十分な授權資本を確保するため、5百万スイス・フラン（記名式株式の125,000,000株に相当）を上限とする授權資本を再導入する旨の取締役会の議案を承認した。

ロシアのウクライナ侵攻

2022年2月下旬、ロシア政府は、ウクライナへの軍事攻撃を開始した。ロシアの軍事攻撃を受けて、米国、EU、英国、スイス及びその他の世界各国は、ロシアの金融システム並びにロシア政府の高官及びロシア企業の幹部に対して厳しい制裁を課した。2022年2月から開始した制裁には、一定のロシアの銀行がSWIFT金融メッセージ・サービスにアクセスするための機能の制限、ロシア中央銀行との取引の制限、ロシアへの新規投資の禁止、ロシアの金融機関に対する制裁、重要かつ主要な国有企業に対する制裁、ロシアの特定の政府関係者及びその家族に対する制裁、経済界のエリートに対する制裁、資本市場関連の制限並びに預金関連の制限が含まれた。ロシアのウクライナ侵攻の影響に対するエクスポージャーに関して、2022年度第1四半期の当グループの業績は、総額で206百万スイス・フランのマイナスの収益、貸倒引当金繰入額及びレーディング損失により悪影響を受けた。当グループは、既に講じた制裁措置及

び今後拡大する可能性のある制裁措置が、エクスポージャー及び顧客関係に与える影響を評価し続ける。2022年3月31日現在、当グループのロシアに対する与信エクスポージャー純額は、特定の貸倒引当金、貸倒引当金繰入額及び評価調整を控除し373百万スイス・フランとなり、これは主に金融機関、法人及び個人向けであった。さらに、ロシアの子会社の純資産価値は、2022年3月31日現在で約0.2十億スイス・フランであった。2022年3月31日現在、当グループのウェルス・マネジメント部門が運営する特定の制裁を受けた個人に対する与信エクスポージャー総額は軽微であった。2022年度第1四半期において、制裁措置を講じたことにより、10.4十億スイス・フランの運用資産が管理資産に再分類され、当グループのウェルス・マネジメント関連事業における運用資産のうち4%未満がロシアの顧客に関連している。当グループは現在、ロシアの取引先との一部の未決済取引における決済リスクを監視している。市場の閉鎖、為替管理の規制、制裁措置又はその他の要因により、既存取引の決済又は担保の実現に対する当グループの機能が制限される場合があり、その結果として、エクスポージャーが予期せず増加する可能性がある。当グループは、近時の動向が信用損失の見積り及び潜在的な資産の減損を含む財務実績に継続して影響を及ぼす可能性があることに留意している。

戦略的規制是正委員会

2022年4月、クレディ・スイスは、業務執行役員会レベルにおいて最高リスク責任者が議長を務める戦略的規制是正委員会（以下、「SRRC」という。）を立ち上げた。SRRCは、クレディ・スイスの戦略的規制是正を監督し、組織の強化及び規制プログラムの実現を目的としている。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンドに関する事案

従前の報告のとおり、2021年3月上旬、当グループの一部の子会社が管理する4つのサプライチェーン・ファイナンス・ファンドの取締役会は、ファンドの投資家における利益を確保するため、ファンドの償還及び申込を停止し、SCFFを終了し、清算を進めることを決定した。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）AGは、SCFFのポートフォリオ・マネージャーを務める。

2022年3月、クレディ・スイスは、エトス財団及びその他の株主から、SCFF及び「スイス・シークレット」の事案に関連して特別監査を実施することを求める提案を受けた。取締役会は、情報提供の要請に対して回答を行い、クレディ・スイスのウェブサイト上で一般に公表した。かかる回答には、とりわけ、様々なファンドに適用される保険の補償範囲に関するSCFFに関連する詳細、ファンドから支払われた金額並びに保険金請求及び訴訟による追加金額の回収に向けた継続的な取り組みが含まれており、個々の債務者及び保険会社に対して請求を行うには訴訟を必要とするため、約5年かかると予想されるとの記述も含まれた。かかる回答はまた、「スイス・シークレット」の事案に関する情報も含まれていた。

2021年度第4四半期から、当グループは、この事案の影響を受けた顧客に対し、一定の条件を満たすことにより、現在及び将来の取引から生じる一定の手数料を四半期ごとに払い戻すことができる手数料免除プログラムを導入した⁽¹⁾。当グループは、この手数料免除プログラムに関連して、とりわけウェルス・マネジメントにおいて、2022年度第1四半期にマイナス29百万スイス・フランの収益を計上した。

(1) 手数料免除プログラムは、日本においては適用されていない。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンド及びアルケゴスに関する事案による大幅な業績悪化

当グループに重大な影響を及ぼす（当グループの事業、財政状態、業績、見通し、流動性又は資本基盤に対する影響を含む。）追加の損失、損害、費用及び経費の発生並びに規制当局その他による追加の調査及び措置又は信用格付の格下げが発生しないという保証はない。

株式買戻し

2021年12月30日、当グループは、2021年度の株式買戻しプログラムを完了した。2021年に買い戻された株式は、当初、2022年の年次株主総会において減資により消却される予定であった。取締役会は、株式を保持することを決定したが、今後の年次株主総会において消却を提案する可能性がある。

業績の評価

クレディ・スイスは、株主持分合計及び有形株主持分（非GAAPの財務指標であり、有形純資産としても知られている。）に対する会社全体の利益率を測定している。有形株主持分は、貸借対照表上に記載された株主持分合計から、のれん及びその他の無形資産を控除して計算している。さらに、クレディ・スイスは、規制資本の利用に関する会社及び部門の効率性も測定している。規制資本は、RWAの13.5%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.25%の平均値として算出し、非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を、2020年度以前の期間は30%、2020年度以降は25%とした。インベストメント・バンク部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した規制資本利益率は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した調整後規制資本利益率は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。

当グループの経済利益は、非GAAPの財務指標であり、25%の税率を適用した税引前利益／（損失）から資本費用を控除して計算している。資本費用は、（i）各4部門の規制資本の平均値に適用される資本費用、及び（ii）当グループの有形自己資本の平均値から4部門の規制資本の合計を控除した残余に適用される10%の資本費用の合計に基づいて算出される。部門に適用される資本費用は、ウェルス・マネジメント部門、スイス銀行部門及びアセット・マネジメント部門においては8%、インベストメント・バンク部門においては12%である。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した調整後経済利益は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。

業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の十分性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

追加の財務指標

貸借対照表

2022年度第1四半期末現在の資産合計は739.6十億スイス・フランで、2021年度第4四半期と比べ2%減少した。これは、営業活動の減少を反映したものであるが、外貨換算のプラスの影響により一部相殺された。外貨換算の影響を除外すると、資産合計は19.3十億スイス・フラン減少した。

株主持分合計

クレディ・スイスの株主持分合計は、2021年度第4四半期末現在は44.0十億スイス・フランであったのに対して、2022年度第1四半期末現在は44.4十億スイス・フランであった。株主持分合計は、信用リスクに関連する公正価値で選択された負債に係る利益、株式報酬債務の増加及び累積的外貨換算調整に係る外国為替関連の変動によりプラスの影響を受けたが、キャッシュ・フロー・ヘッジの損失及び株主に帰属する純損失によって一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

当グループの平均流動性カバレッジ比率は、2021年度第4四半期末現在の203%から減少し、2022年度第1四半期末現在は196%であった。この比率は、引き続き保守的な流動性ポジションを反映しており、当グループの支店及び子会社の流動性要件を上回っている。

安定調達比率

安定調達比率は、2021年度第4四半期末現在の127%に対して、2022年度第1四半期末現在は128%となった。

資本指標

CET1比率は、2021年度第4四半期末現在の14.4%に対して、2022年度第1四半期末現在は13.8%であった。ティア1比率は2021年度第4四半期末現在の20.3%に対して、2022年度第1四半期末現在は19.5%であった。自己資本比率合計は、2021年度第4四半期末現在は20.5%であったのに対して、2022年度第1四半期末現在は19.7%であった。

CET1資本は、2021年度第4四半期末現在の38.5十億スイス・フランから2%減少して、2022年度第1四半期末現在は37.7十億スイス・フランであった。これは主に、純営業損失及び株主に帰属する純損失に係る繰延税金資産の規制上の調整額が、外貨換算のプラスの影響により一部相殺されたことを反映したものであった。適格資本合計は、2021年度第4四半期末現在の54.9十億スイス・フランから2%減少して、2022年度第1四半期末現在は53.7十億スイス・フランであった。これは、CET1資本の減少及びその他ティア1資本の減少を主に反映したものであった。

RWAは、2021年度第4四半期末現在の267.8十億スイス・フランから2%増加し、2022年度第1四半期末現在では273.0十億スイス・フランとなった。RWAの増加は主に、オペレーショナル・リスク及び外貨換算の影響を中心とする内部モデル及びパラメーターの更新に関連するものであった。

BIS資本指標-当グループ

期末	2022年度 第1四半期	2021年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)			
CET1資本	37,713	38,529	(2)
ティア1資本	53,204	54,373	(2)
適格資本合計	53,676	54,852	(2)
リスク加重資産	273,043	267,787	2
自己資本比率 (%)			
CET1比率	13.8	14.4	-
ティア1比率	19.5	20.3	-
自己資本比率合計	19.7	20.5	-

レバレッジ指標

2022年度第1四半期末現在のBISのティア1レバレッジ比率は6.1%で、うち4.3%はBISのCET1で構成されていた。

レバレッジ・エクスポージャーは、2021年度第4四半期末現在の889.1十億スイス・フランから安定的であり、2022年度第1四半期末現在は878.0十億スイス・フランであった。

BISレバレッジ指標-当グループ

期末	2022年度 第1四半期	2021年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー (百万スイス・フラン)			
CET1資本	37,713	38,529	(2)
ティア1資本	53,204	54,373	(2)
レバレッジ・エクスポージャー	878,023	889,137	(1)
レバレッジ比率 (%)			
CET1レバレッジ比率	4.3	4.3	-
ティア1レバレッジ比率	6.1	6.1	-

クレディ・スイスAG-親会社

クレディ・スイスAG (当行 (親会社)) のスイスCET1比率は、主にスイス及び米国の資本参加からの資本分配により、2022年1月1日現在の11.4%から上昇し、2022年度第1四半期末現在は11.8%となった。

2022年度第1四半期に既に受領した資本分配に加え、2022年末までに、主に米国及び英国の資本参加から、規制当局からの承認を前提として、当行 (親会社) に対して多額の追加の資本分配が予定されている。

重要な情報

現在の表示と一致させるため、前期までの期間に対しては一定の分類変更が行われている。

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令 (以下、「スイス国内要件」という。) の適用を受けている (いずれの場合も、一定の段階的導入期間に服する。)。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。クレディ・スイスは、バーゼル銀行監督委員会により公表されたスイス金融市場監督当局FINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルの要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2021年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、一定の資本性商品の完全な段階的廃止を前提としている。

別段の注記のない限り、レバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率の枠組みに基づいており、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。ティア1レバレッジ比率及びCET1レバレッジ比率は、それぞれ、BISのティア1資本及びCET1資本を期末のレバレッジ・エクスポージャーにより除して算出されている。スイス国内レバレッジ比率は、BISのレバレッジ比率のレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定されている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況（例えばロシアのウクライナ侵攻に起因するマクロ経済及びその他の課題並びに不確実性を含む。）、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

上述される当グループの既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、当グループが見積り可能と考えている訴訟等であって、かつクレディ・スイス・エイ・ジーの2021年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3 (2) 「訴訟」で説明され、2021年9月30日提出の半期報告書の第一部 第6 2 (2) 「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」で更新され、又は更新される予定である訴訟等のみに関連するものである。当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積もることは難しいと考えている。詳細については、上記有価証券報告書の第一部 第6 3 (2) 「訴訟」、半期報告書の第一部 第6 2 (2) 「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」の訴訟の注記を参照のこと。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、継続しているCOVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ、インフレ率の上昇及び金利の変動又は金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・アルケゴス及びサプライチェーン・ファイナンス・ファンドの事案がもたらす継続的で重大な悪影響、及びこれらの問題を成功裏に解決する当グループの能力
- ・リスク管理の方法及び方針並びにヘッジ戦略を向上させる当グループの能力
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2022年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更

- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱、テロリスト活動、制裁措置又はその他の地政学的事象又は戦闘行為の激化を含む、地政学的、外交的緊張及び不安定並びに紛争
- ・気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向
- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を守り、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（下記の「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2022年度第1四半期に関するクレディ・スイス・グループAGの財務書類

連結財務書類

(1) 連結損益計算書

	2022年度第1四半期		2021年度第4四半期		2021年度第1四半期	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
連結損益計算書						
利息及び配当金収益	2,234	296,184	2,253	298,703	2,587	342,984
支払利息	(775)	(102,750)	(935)	(123,962)	(933)	(123,697)
純利息収益	1,459	193,434	1,318	174,740	1,654	219,287
手数料収益	2,601	344,841	3,021	400,524	3,737	495,451
トレーディング収益	(36)	(4,773)	(151)	(20,020)	1,811	240,102
その他の収益	388	51,441	394	52,237	372	49,320
純収益	4,412	584,943	4,582	607,482	7,574	1,004,161
貸倒引当金繰入額	(110)	(14,584)	(20)	(2,652)	4,394	582,557
報酬費用	2,458	325,882	2,145	284,384	2,207	292,604
一般管理費	2,148	284,782	2,182	289,290	1,376	182,430
支払手数料	298	39,509	283	37,520	329	43,619
のれんの減損	0	0	1,623	215,177	0	0
リストラクチャリング費用	46	6,099	33	4,375	25	3,315
その他営業費用合計	2,492	330,389	4,121	546,362	1,730	229,363
営業費用合計	4,950	656,271	6,266	830,746	3,937	521,967
法人税等控除前利益/(損失)	(428)	(56,744)	(1,664)	(220,613)	(757)	(100,363)
法人税等費用/(便益)	(151)	(20,020)	416	55,153	(526)	(69,737)
当期純利益/(損失)	(277)	(36,725)	(2,080)	(275,766)	(231)	(30,626)
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	(4)	(530)	5	663	21	2,784
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(273)	(36,194)	(2,085)	(276,429)	(252)	(33,410)
一株当たり利益/(損失)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)
基本的一株当たり利益/(損失)	(0.10)	(13.26)	(0.83)	(110.04)	(0.10)	(13.26)
希薄化後一株当たり利益/(損失)	(0.10)	(13.26)	(0.83)	(110.04)	(0.10)	(13.26)

(2) 連結貸借対照表

	2022年3月31日現在		2021年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産				
現金及び銀行に対する預け金	167,950	22,266,811	164,818	21,851,570
利付銀行預け金	998	132,315	1,323	175,403
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	95,282	12,632,488	103,906	13,775,857
担保受入有価証券(公正価値報告分)	8,084	1,071,777	15,017	1,990,954
トレーディング資産(公正価値報告分)	106,971	14,182,215	111,141	14,735,074
投資有価証券	809	107,257	1,005	133,243
その他の投資	5,794	768,169	5,826	772,411
貸出金、純額	287,682	38,140,880	291,686	38,671,730
のれん	2,931	388,592	2,917	386,736
その他の無形資産	307	40,702	276	36,592
未収仲介料	18,359	2,434,036	16,687	2,212,362
その他資産	44,387	5,884,828	41,231	5,466,406
資産合計	739,554	98,050,069	755,833	100,208,339

	2022年3月31日現在		2021年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
負債及び持分				
銀行からの預り金	18,891	2,504,569	18,965	2,514,380
顧客の預金	398,624	52,849,570	392,819	52,079,943
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	27,711	3,673,924	35,274	4,676,627
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)	8,084	1,071,777	15,017	1,990,954
トレーディング負債(公正価値報告分)	28,184	3,736,635	27,535	3,650,590
短期借入金	17,399	2,306,759	19,393	2,571,124
長期債務	160,320	21,255,226	166,896	22,127,072
未払仲介料	13,687	1,814,622	13,060	1,731,495
その他負債	21,978	2,913,843	22,644	3,002,142
負債合計	694,878	92,126,925	711,603	94,344,326
普通株式	106	14,053	106	14,053
払込剰余金	35,114	4,655,414	34,938	4,632,080
利益剰余金	30,791	4,082,271	31,064	4,118,465
自己株式(原価)	(923)	(122,371)	(828)	(109,776)
その他包括利益/(損失)累計額	(20,646)	(2,737,247)	(21,326)	(2,827,401)
株主持分合計	44,442	5,892,120	43,954	5,827,421
非支配持分	234	31,024	276	36,592
持分合計	44,676	5,923,144	44,230	5,864,013
負債及び持分合計	739,554	98,050,069	755,833	100,208,339

(3) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)
2022年度第1四半期								
期首残高	106	34,938	31,064	(828)	(21,326)	43,954	276	44,230
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(3)	(3)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	6	6
当期純利益/(損失)	-	-	(273)	-	-	(273)	(4)	(277)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	680	680	2	682
自己株式の売却	-	(19)	-	4,682	-	4,663	-	4,663
自己株式の買戻し	-	-	-	(4,830)	-	(4,830)	-	(4,830)
株式報酬(税引後)	-	195	-	53	-	248	-	248
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(43)	(43)
期末残高	106	35,114	30,791	(923)	(20,646)	44,442	234	44,676

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2022年度第1四半期								
期首残高	14,053	4,632,080	4,118,465	(109,776)	(2,827,401)	5,827,421	36,592	5,864,013
所有権の変更を伴わない非支配持分から 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(398)	(398)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	795	795
当期純利益/(損失)	-	-	(36,194)	-	-	(36,194)	(530)	(36,725)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	90,154	90,154	265	90,420
自己株式の売却	-	(2,519)	-	620,740	-	618,221	-	618,221
自己株式の買戻し	-	-	-	(640,361)	-	(640,361)	-	(640,361)
株式報酬(税引後)	-	25,853	-	7,027	-	32,880	-	32,880
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(5,701)	(5,701)
期末残高	14,053	4,655,414	4,082,271	(122,371)	(2,737,247)	5,892,120	31,024	5,923,144

¹ ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2022年4月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1スイス・フラン=132.58円で換算したものであり、百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

当グループ（クレディ・スイス・グループAG）と当行（クレディ・スイス・エイ・ジー）の相違

当行の事業は当グループの事業とほぼ同一であり、当行の事業のほぼすべては、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・バンク部門、スイス・バンク部門及びアセット・マネジメント部門を通じて行われている。株式報酬に係る報奨に関連するヘッジ取引など、当グループのコーポレート・センターが行う特定の業務は、当行の業務には該当しない。主としてクレディ・スイス・サービスズ AG（当グループのスイスのサービス会社）とその子会社に関連する、特定のその他の資産、負債及び業績は、当グループのセグメントの活動の一部として管理されている。ただし、これらの企業は法的には当グループに所有されており、当行の連結財務書類の一部ではない。

連結損益計算書の比較

(単位：百万スイス・フラン)

	当行		当グループ	
	2022年度 第1四半期	2021年度 第1四半期	2022年度 第1四半期	2021年度 第1四半期
損益計算書				
純収益	4,443	7,653	4,412	7,574
営業費用合計	5,056	4,091	4,950	3,937
法人税等控除前利益/(損失)	(503)	(837)	(428)	(757)
当期純利益/(損失)	(330)	(289)	(277)	(231)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(330)	(214)	(273)	(252)

(単位：百万円)

	当行		当グループ	
	2022年度 第1四半期	2021年度 第1四半期	2022年度 第1四半期	2021年度 第1四半期
損益計算書				
純収益	589,053	1,014,635	584,943	1,004,161
営業費用合計	670,324	542,385	656,271	521,967
法人税等控除前利益/(損失)	(66,688)	(110,969)	(56,744)	(100,363)
当期純利益/(損失)	(43,751)	(38,316)	(36,725)	(30,626)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(43,751)	(28,372)	(36,194)	(33,410)

連結貸借対照表の比較

(単位：百万スイス・フラン)

貸借対照表指標

資産合計

負債合計

当行		当グループ	
2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
743,021	759,214	739,554	755,833
694,483	711,127	694,878	711,603

(単位：百万円)

貸借対照表指標

資産合計

負債合計

当行		当グループ	
2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
98,509,724	100,656,592	98,050,069	100,208,339
92,074,556	94,281,218	92,126,925	94,344,326

資本及び債務

(単位：百万スイス・フラン)

資本及び債務

銀行からの預り金

顧客の預金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

長期債務

その他のすべての負債

負債合計

持分合計

資本及び債務合計

当行		当グループ	
2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
18,889	18,960	18,891	18,965
399,679	393,841	398,624	392,819
27,806	35,368	27,711	35,274
154,413	160,695	160,320	166,896
93,696	102,263	89,332	97,649
694,483	711,127	694,878	711,603
48,538	48,087	44,676	44,230
743,021	759,214	739,554	755,833

(単位：百万円)

資本及び債務

銀行からの預り金

顧客の預金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

長期債務

その他のすべての負債

負債合計

持分合計

資本及び債務合計

当行		当グループ	
2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
2,504,304	2,513,717	2,504,569	2,514,380
52,989,442	52,215,440	52,849,570	52,079,943
3,686,519	4,689,089	3,673,924	4,676,627
20,472,076	21,304,943	21,255,226	22,127,072
12,422,216	13,558,029	11,843,637	12,946,304
92,074,556	94,281,218	92,126,925	94,344,326
6,435,168	6,375,374	5,923,144	5,864,013
98,509,724	100,656,592	98,050,069	100,208,339

BIS 資本指標

(単位：百万スイス・フラン)

資本及びリスク加重資産

	当行		当グループ	
	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
CET1 資本	43,425	44,185	37,713	38,529
ティア1 資本	58,009	59,110	53,204	54,373
適格資本合計	58,481	59,589	53,676	54,852
リスク加重資産	272,466	266,934	273,043	267,787

(単位：百万円)

資本及びリスク加重資産

	当行		当グループ	
	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
CET1 資本	5,757,287	5,858,047	4,999,990	5,108,175
ティア1 資本	7,690,833	7,836,804	7,053,786	7,208,772
適格資本合計	7,753,411	7,900,310	7,116,364	7,272,278
リスク加重資産	36,123,542	35,390,110	36,200,041	35,503,200

(単位：%)

自己資本比率

	当行		当グループ	
	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年3月 31日現在	2021年12月 31日現在
CET1 比率	15.9	16.6	13.8	14.4
ティア1 比率	21.3	22.1	19.5	20.3
自己資本比率合計	21.5	22.3	19.7	20.5

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー

要約連結損益計算書

	2022 年度第 1 四半期		2021 年度第 1 四半期		増減 (%)
	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	
要約連結損益計算書					
利息及び配当金収益	2,220	294,328	2,574	341,261	(14)
支払利息	(755)	(100,098)	(931)	(123,432)	(19)
純利息収益	1,465	194,230	1,643	217,829	(11)
手数料収益	2,590	343,382	3,751	497,308	(31)
トレーディング収益	(55)	(7,292)	1,800	238,644	-
その他の収益	443	58,733	459	60,854	(3)
純収益	4,443	589,053	7,653	1,014,635	(42)
貸倒引当金繰入額	(110)	(14,584)	4,399	583,219	-
報酬費用	2,158	286,108	1,975	261,846	9
一般管理費	2,555	338,742	1,752	232,280	46
支払手数料	298	39,509	329	43,619	(9)
リストラクチャリング費用	45	5,966	35	4,640	29
その他営業費用合計	2,898	384,217	2,116	280,539	37
営業費用合計	5,056	670,324	4,091	542,385	24
法人税等控除前利益/(損失)	(503)	(66,688)	(837)	(110,969)	(40)
法人税等費用/(便益)	(173)	(22,936)	(548)	(72,654)	(68)
当期純利益/(損失)	(330)	(43,751)	(289)	(38,316)	14
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	0	0	(75)	(9,944)	100
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(330)	(43,751)	(214)	(28,372)	54

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

要約連結貸借対照表

	2022年3月31日現在		2021年12月31日現在		増減 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
資産					
現金及び銀行に対する預け金	167,177	22,164,327	164,026	21,746,567	2
利付銀行預け金	930	123,299	1,256	166,520	(26)
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	95,282	12,632,488	103,906	13,775,857	(8)
担保受入有価証券	8,084	1,071,777	15,017	1,990,954	(46)
トレーディング資産	107,169	14,208,466	111,299	14,756,021	(4)
投資有価証券	807	106,992	1,003	132,978	(20)
その他の投資	5,754	762,865	5,788	767,373	(1)
貸出金、純額	296,485	39,307,981	300,358	39,821,464	(1)
のれん	2,895	383,819	2,881	381,963	0
その他の無形資産	307	40,702	276	36,592	11
未収仲介料	18,361	2,434,301	16,689	2,212,628	10
その他資産	39,770	5,272,707	36,715	4,867,675	8
資産合計	743,021	98,509,724	759,214	100,656,592	(2)
負債及び持分					
銀行からの預り金	18,889	2,504,304	18,960	2,513,717	0
顧客の預金	399,679	52,989,442	393,841	52,215,440	1
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	27,806	3,686,519	35,368	4,689,089	(21)
担保受入有価証券返還義務	8,084	1,071,777	15,017	1,990,954	(46)
トレーディング負債	28,184	3,736,635	27,539	3,651,121	2
短期借入金	23,041	3,054,776	25,336	3,359,047	(9)
長期債務	154,413	20,472,076	160,695	21,304,943	(4)
未払仲介料	13,690	1,815,020	13,062	1,731,760	5
その他負債	20,697	2,744,008	21,309	2,825,147	(3)
負債合計	694,483	92,074,556	711,127	94,281,218	(2)
株主持分合計	47,874	6,347,135	47,390	6,282,966	1
非支配持分	664	88,033	697	92,408	(5)
持分合計	48,538	6,435,168	48,087	6,375,374	1
負債及び持分合計	743,021	98,509,724	759,214	100,656,592	(2)

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

BIS 指標（バーゼルⅢ）

	2022年3月31日現在		2021年12月31日現在		増減 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
適格資本					
普通株式等ティア1（CET1）資本	43,425	5,757,287	44,185	5,858,047	7
ティア1資本	58,009	7,690,833	59,110	7,836,804	4
適格資本合計	58,481	7,753,411	59,589	7,900,310	3
自己資本比率(%)					
CET1比率	15.9		16.6		-
ティア1比率	21.3		22.1		-
自己資本比率	21.5		22.3		-

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2022年4月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1スイス・フラン=132.58円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

訴訟

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟等、関連引当金及び既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、本書下記Ⅲ.の「訴訟」の項目に記載されており、以下の記載により更新される。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる検討は、和解又は裁判を通じた問題解決のための経営陣の戦略の検討及びかかる戦略の変更を含む。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載されている詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項についての当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。一部の訴訟等については、当グループは請求された賠償金額及び一般的

に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。上記の「訴訟」の項目で説明され、以下の記載により更新される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、ゼロから1.4十億スイス・フランである。

2022年度第1四半期に、当グループは、703百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の見解に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の問題

民事訴訟

以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。

個別投資家の訴訟

2022年4月12日、IKBドイツ産業銀行及びその関連会社がニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）に提起した訴訟におけるクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（以下、「CSS LLC」という。）及びその関連会社に対する請求は、係争対象の住宅ローン担保証券約97百万米ドルに関連しており、両当事者は、CSS LLC及びその関連子会社に対するすべての請求について和解及び棄却する合意を締結した。

買戻しに関する訴訟

2022年3月17日、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1がDLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）に対して提起した訴訟において、原告は、420百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。ニューヨーク州上訴裁判所は、DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴について、SCNYの控訴部第一部門の決定を無効とし、DLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを認めるよう命じた。2022年4月8日、SCNYは、2022年5月31日に開始される予定であったかかる訴訟の事実審理を2023年1月23日まで延期した。

レート関連の問題

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2022年3月11日、LIBORに連動する金利で融資した者のために提起された停止されていない適格性認定前の集団訴訟において、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）は、両当事者がすべての請求について和解合意を締結したことを暫定承認する命令を下した。かかる合意は、裁判所の最終承認待ちである。

外国為替に関する訴訟

2022年4月22日、外国為替レートの不正操作をしたとしてSDNYに提起された併合集団訴訟において、クレディ・スイスは、係争相手集団の認定を取り消す申立てを行った。

財務省証券市場に関する訴訟

2022年3月31日、米国財務省証券市場に関連する適格性認定前の併合集団訴訟において、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。2022年4月28日、原告は控訴の通知を提出した。

SSA債に関する訴訟

2022年3月3日、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券に関連してSDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟において、SDNYの判事がコンフリクトを明らかにした後、原告は、自らの訴訟の棄却を無効とするよう申立てを行った。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2022年1月21日、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟において、当事者はすべての申立てについて和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所による承認待ちである。

クレジット・デフォルト・スワップのオークション訴訟

2022年4月5日、クレジット・デフォルト・スワップの最終オークション価格を操作したとして、米国ニューメキシコ州連邦地方裁判所に提出された適格性認定前の集団訴訟において、被告は棄却申立てを行った。

店頭取引に関する訴訟

2022年2月25日、クレディ・スイス・グループAGの関連会社の一部及び他の金融機関に対し、被告が貸株取引を店頭取引に限定するために共謀し、市場に参入しようとした一定の取引プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起された適格性認定前の集団訴訟において、裁判所は、すべての集団訴訟の申立てについて、当事者間の和解合意に対する暫定承認を認める命令を下した。かかる合意は、裁判所の最終承認待ちである。

2022年3月1日、CSS LLC及びその他の金融機関に対し、電子取引プラットフォームをボイコットし、オッドロット社債の流通市場において価格を固定するために共謀したとしてSDNYに提起された適格性認

定前の集団訴訟訴状において、原告は、SDNYの判事がコンフリクトを明らかにした後、原告が本件の棄却を無効にできるようにするため、控訴を停止する申立てを行った。2022年3月15日、かかる控訴停止の申立ては却下された。2022年3月30日、かかるコンフリクトを理由として、原告は地方裁判所にSDNYによる本件棄却の決定を取り消す裁定を求める申立てを行った。

顧客口座に関する問題

クレディ・スイスのバミューダの関連会社に対する民事訴訟において、バミューダ最高裁判所は2022年3月29日、原告の主張を認める第一審判決を下した。損害賠償額は約600百万米ドルとなる見込みである。

モザンビークに関する問題

2022年2月23日、モザンビークにおける取引に関与している特定企業の親会社であるPrivinvest Holding SAL及びそのオーナーであるイスカンダル・サファ氏は、レバノンの裁判所において、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド及びクレディ・スイス・グループAGに対して名誉棄損の訴えを提起した。この訴訟は、2021年10月の世界の規制当局との合意に関する文書において、クレディ・スイスが行ったとされる記述により、レバノンにおける原告の職業上のレピュテーションが損なわれたことを主張している。

米国司法省との2021年10月の決議条件に基づき、クレディ・スイスはまた、モザンビーク共和国が発行した2016年ユーロ債の適格投資家に対しても補償金を支払う必要がある。投資家の適格性及び補償金額は、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所が、現時点では2022年7月に決定する予定である。

ETN関連の訴訟

2022年3月30日、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券の購入者によりSDNYにおいて提起された個別訴訟においては、併合集団訴訟の訴状におけるものと類似する請求並びにニューヨーク州法及びペンシルバニア州法に基づく追加の請求を主張しており、SDNYは被告の棄却申立てに対して一部を認め、一部を退ける命令を下した。

SWM

2022年3月18日、和解を受け、ドイツの裁判所は、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連して、ドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbH（SWM）が提起した訴訟を打ち切った。

SCFF

サプライチェーン・ファイナンス・ファンド（SCFF）の事案に関し、ファンドの投資家及びその他の当事者により、様々な法域において、クレディ・スイス及び／又は特定の役員及び取締役に対して、誤った販売並びに注意義務、適正性義務及びその他信任義務の違反の申立てを含む追加の民事訴訟が提起されている。これに関連して、一部の投資家及び他の民間団体もクレディ・スイス及びその他当事者に対して刑事告訴を行っている。

アルケゴス

アルケゴス・キャピタル・マネジメント（アルケゴス）とのクレディ・スイスの関係について、クレディ・スイス及び／又は特定の役員及び取締役に対して、信任義務違反の申立てを含む追加の民事訴訟が提起されている。

II. 2021年度に係る様式20-F

事業等のリスク

当グループの事業は、以下に述べるものの他、様々なリスクにさらされており、当グループの業績又は財政状態が、これらのリスクにより悪影響を受ける場合がある。

流動性リスク

流動性、すなわち資金の即時利用可能性は、当グループの事業、特にインベストメント・バンキング事業にとって不可欠である。当グループは、流動性が限られている環境においても、債務を履行するために必要な流動性を維持することを目指している。

当グループの流動性は、資本市場を利用できない場合、資産を売却できない場合、又は流動性コストが増加した場合に、損なわれる可能性がある

担保付又は無担保で借入れを行う能力及びその費用は、金利の上昇、信用スプレッドの拡大、借入の利用可能性、流動性に関する規制上の要件（システム上重要な銀行に対する規制上の最低流動性要件を引き上げるスイス流動性規則改正の可能性を含む。）又は当グループ、当グループの一定の取引先若しくは銀行部門全体に関するリスクに対する市場の認識（当グループの認識されている又は実際の信用力を含む。）によって、影響を受ける可能性がある。無担保の長期若しくは短期の借入資本市場において資金を調達できないこと、又は担保付の借入市場を利用できないことにより、当グループの流動性が重大な悪影響を受ける可能性がある。厳しい信用市場においては、当グループの資金調達コストが増大するか、又は当グループの事業の維持若しくは拡大のための資金を調達できない可能性があり、当グループの業績が悪影響を被る場合がある。2008年及び2009年における金融危機以降、当グループの流動性コストは多額であり、さらに、当グループは、流動性拡充を求める規制上の要件が課された結果、継続的な費用が生じると予想している。

資本市場（株式、規制資本性証券及びその他の債券の募集を通じたものを含む。）で必要な資金を調達できない場合、債務を履行するために、担保が付されていない資産を清算する必要性が生じる可能性がある。流動性が低下している時期には、当グループが資産の一部を売却できなくなるか、又は低い価格で資産を売却する必要性が生じるが、いずれの場合も当グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業は、資金調達源として当グループの預金基盤に大きく依存している

当グループの事業は、主に要求払預金、銀行間の貸付、定期預金及び現金債等の短期的な資金調達手段の利益を享受している。預金は安定した資金源となっていたが、今後もそうであるとは限らない。その場合、当グループの流動性ポジションが悪影響を受ける可能性があり、預金引出の要求又は満期時の支払があった場合、これに応じることができないリスク、満期時に借入金を返済できないリスク、及び新たな貸付、投資及び事業のための資金を調達できないリスクがある。

当グループの格付の変更は、当グループの事業に悪影響を与える場合がある

格付は格付機関により付与されるものである。格付機関はいつでも、格付の引下げを行い若しくはその意思を示し、又は格付の取下げを行うことができる。主要格付機関は、金融サービス業界に対し、特

に収益性の潜在的な低下、資産の質の悪化、資産価値の変動、リスク及びガバナンスの統制、可能性のある規制要件の緩和又は強化、並びにコンプライアンス及び訴訟に関連する費用の増加による課題に関して引き続き焦点を当てている。2021年7月、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、クレディ・スイス・エイ・ジーの長期優先無担保債務及び預金の格付を1段階引き下げた。当グループの格付のあらゆる引下げは、当グループの借入コストを増加させ、資本市場の利用を制限し、資本コストを上昇させ、並びに当グループの商品の販売又はマーケティングに係る能力、取引能力（特に金融取引及びデリバティブ取引）及び当グループの顧客維持能力に悪影響を与える可能性がある。

アルケゴス及びSCFF関連のリスク

アルケゴス及びサプライチェーン・ファイナンス・ファンド（SCFF）の事案による重大なマイナスの影響

以前発表したとおり、クレディ・スイスは、アルケゴスの事案に関して2021年度において4.8十億スイス・フランの費用純額を計上した。クレディ・スイスはまた、SCFFの事案に関しても損失が発生する合理的な可能性があることを以前発表しているが、そのような合理的な可能性のある損失の規模を見積ることは依然不可能である。しかし、SCFFの事案を解決するための最終的なコストは、当グループの業績に重大な影響を与える可能性がある。さらに、当グループは、少なくともこれらの事案の一部起因する、2021年度のアセット・マネジメント部門における新規純資産の増加の停滞等のレピュテーションの毀損及び一部地域における当グループの事業の削減にさらされており、また、さらされ続ける可能性がある。

これらの各事案に関して、FINMAによる強制措置を含む、規制及びその他の問い合わせ、調査並びに措置が複数開始又は検討されている。FINMAはまた、当グループの開示文書に記載の特定のリスク軽減措置及び資本課徴金を課している。FINMAが選任した第三者は、これらの事項について調査を行っている。ルクセンブルクのCSSFもまた、SCFFの事案について第三者を通じて検証している。さらに、当グループは、これらの事案に関して様々な訴訟の申立てを受けており、追加の訴訟、紛争又はその他の措置の対象となる可能性がある。

取締役会は、これらの両事案について調査を開始し、各事案から生じる直接的な課題に焦点を当てるだけでなく、より広範な結論及び得られた教訓を反映した。また、これら事案への対応として、当グループはアセット・マネジメント部門を独立した部門として設置し、複数の上級経営陣の交代を行い、また過年度に付与された報奨はマルス規定及びクローバック規定を通じて一部の個人から回収された。2021年7月29日、当グループはアルケゴスに関する独立外部調査に基づく報告書を公表し、とりわけ第1の防御ライン及び第2の防御ライン双方によるインベストメント・バンク部門のプライム・サービス事業における効果的なリスク管理の失敗、並びにリスク・エスカレーションの欠如が判明した。2022年2月10日、当グループは、SCFFの事案に関する個別の報告書が完成し、調査結果は取締役会に提供されており、同報告書がFINMAに共有されたと発表した。

アルケゴスの事案に関して発生した重大な損失を含め、これら2つの事案による複合的な影響は、これらの事案に対応するために当グループがとった措置及び今後当グループに要求される又は当グループが決定する措置による当グループの事業及び業績に対するマイナスの影響を含め、当グループにその他の重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる措置には、2020年度配当案の引下げ、株式買戻しプログラムの停止、一部の事業及び顧客のレバレッジ解消、並びにインベストメント・バンク部門におけるレバレッジ・エクスポージャー及びRWAの削減の決定が含まれる。さらに、2021年11月に発表した改訂版戦

略・再編プログラムの一環として、当グループはプライム・サービス事業の実質的にすべての撤退及びインベストメント・バンク部門からウェルス・マネジメント事業への割当資本の再配分を進めている。また、当グループは、FINMAから、アルケゴスの事案に係る当グループのエクスポージャーに関連する2021年度第1四半期におけるRWAへの一時的な資本追加及びSCFFの事案に関連する第2の柱に基づく資本追加を含む、一定の資本及び関連措置を要求されている。また、オペレーショナル・リスクに関連したRWAへの資本追加等、追加的な資本及び関連措置がとられる可能性もある。関連するリスクを管理するために講じられた措置がすべての場合において有効であるとの保証はない。これらの措置は、収益及び運用資産の喪失に加え、顧客、取引先、投資家及び従業員を惹きつけ保持する能力並びに当グループの取引先との商取引を行う能力に重大な悪影響を及ぼしており、またそれらが継続する可能性がある。

SCFFの事案に関する金額の回収を模索する手続を含む複数の上記のプロセスが、現在も進行中である。また、取締役会は、当グループの事業戦略及びリスク選好の見直しを行った。新戦略の結果、当グループは2021年度第4四半期において1.6十億スイス・フランののれんの減損を計上した。追加的な損失、損害、費用及び経費並びに規制当局その他による追加的な調査及び措置又は当グループの信用格付の引下げが、当グループの事業、財政状態、業績、見通し、流動性、資本基盤又はレピュテーションに対する影響を含め、当グループにとって重大なものにはならないとの保証はない。

市場リスク及び信用リスク

進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある

2019年12月以降、COVID-19のパンデミックは急速にかつ世界中に広がり、当グループが事業を行う一部の国においては感染者が非常に多く発生している。進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある。

COVID-19の拡大並びにその結果として世界中で実施されている政府の管理及び封じ込め措置は、世界的なサプライチェーン、労働市場及び経済活動の重大な混乱を引き起こし、インフレ圧力の高まり及び市場のボラティリティの急上昇をもたらした。COVID-19の拡大は、世界経済に悪影響を与え続けているが、その重大さ及び持続期間は予測が困難であり、また、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響が及んでいる。市場のボラティリティ及びマクロ経済要因に対するCOVID-19のパンデミックの影響により、現在予想信用損失（以下、「CECL」という。）のモデリングはより困難になっており、特に信用モデルについて当グループ全体にわたる継続的な監視及びより頻繁なテストが求められている。モデルのアウトプットを調整した後であっても、当グループがCOVID-19のパンデミックによるモデルの不確実性に起因する想定外の損失を認識しないという保証はない。COVID-19のパンデミックは重大な影響を及ぼしており、信用損失の見積り、時価評価による損失、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的な
のれんの評価に対する悪影響が継続する可能性があり、当グループがその戦略的目的及び目標（2021年11月4日に発表した当グループの戦略に関連するものを含む。）を成功裏に達成する能力にも悪影響を及ぼす可能性がある。現在の経済状況が持続し又は悪化した場合、マクロ経済的環境は、当グループの事業、経営及び財務実績の上記及びその他の側面（顧客取引若しくは当グループの商品に対する需要の減少、当グループの従業員若しくは経営システムに対する混乱、資本及び流動性に対する制約の可能性、又は当グループの信用格付の格下げの可能性を含む。）に対して継続的な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、顧客及び企業に対する救済措置等のCOVID-19のパンデミックを受けた法律及び規制の変更が、当グループの事業にさらなる影響を及ぼす可能性がある。これらの措置はしばしば迅速に導入され、性質が多様であり、大規模な変更を迅速に実施するよう求められる可能性があるため、当グループがさらされるリスクもより高まっている。さらに、インフレの高まり及び年間インフレ率が長期間にわたり高止まりするという予測により、主要な中央銀行はCOVID-19のパンデミックの初期に導入した緊急金融政策及び流動性支援措置の撤回を加速せざるを得なくなった。これらの措置の一部が終了する、撤回される又は政府による支援がなくなるため、経済成長に悪影響を及ぼし、その結果当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界の経済及び市場に対するパンデミックの悪影響の大きさは、1つにはウイルスの拡大を制限するため及びその影響に対抗するために講じられる措置（COVID-19のより感染力が高くかつ／又はより危険な株のさらなる発生並びにワクチン及び治療法の利用可能性、分配の成功及び社会の受容を含む。）の期間及び程度によって、また1つには政府が講じる補償措置（追加の刺激策のための法案を含む。）の規模及び有効性並びに通常の経済及び経営状況が回復する早さ及びその程度によって左右される。COVID-19のパンデミックが世界経済及び／又は当グループの事業、経営若しくは財務実績に悪影響を与え続ける限り、本書に記載される他のリスクの蓋然性及び／又は規模を増大させる効果もある可能性があり、また現在当グループが知らないか又は現在は当グループの事業、経営若しくは財務実績に対して重大であると予想されていない他のリスクを引き起こす可能性がある。当グループは、その経営、事業及び財務実績（流動性及び資本利用を含む。）に対する潜在的な悪影響を引き続き注意深く監視しているが、この不確実な状況の継続的な進展のため、現段階では影響の大きさを十分かつ正確に予測することは困難である。

市場の変動及びボラティリティにより、当グループの取引及び投資活動が重大な損失を被る場合がある

過去数年間にわたり、当グループは引き続き貸借対照表の縮小に努めており、戦略の実施において大きく前進してきたが、当グループはまた、債券市場、通貨市場及び株式市場において、並びにプライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産及びその他の資産について、大量の取引及び投資のポジションを継続して有しており、ヘッジ取引も行っている。これらのポジションは、金融市場及びその他の市場の変動から悪影響を受ける可能性がある。すなわち、相場水準にかかわらず、特定期間の特定の市場における価格変動による悪影響を受ける場合がある。これらのいずれかの市場において当グループが資産を所有している場合、すなわち正味ロング・ポジションを有している場合、これらの市場の低迷により、当グループが、当グループの正味ロング・ポジションの価値の低下に由来する損失を被る可能性がある。逆に言えば、これらの市場のいずれかにおいて当グループが所有していない資産を売却した場合、すなわち正味ショート・ポジションを有している場合、これらの市場の回復により、上向きの市場において資産を獲得することで正味ショート・ポジションを買い戻す際に、当グループは重大な損失を被る可能性がある。市場の変動、低迷及びボラティリティは、当グループのポジションの公正価値及び業績に悪影響を与える可能性がある。厳しい市場又は経済の状況又は傾向により、過去において純収益及び収益性が著しく減少したことがあり、今後も減少する可能性がある。

当グループの事業及び組織は、当グループが事業を行う各国における厳しい市況並びに経済、金融、政治、法律、規制及びその他の状況の不利な展開による損失リスクを負っている

国際的な金融サービス会社として、当グループの事業は、世界及び地域の不利な経済状況及び市況並びにヨーロッパ、米国、アジア及びその他の世界の各地域（当グループが現在事業を行っていない国においても）の地政学的な事象及びその他の展開により重大な悪影響を受ける可能性がある。例えば、ロシアとウクライナの紛争の激化により、地域及び／又は世界が不安定になり、コモディティ市場及びその他の金融市場又は経済状況に悪影響を及ぼす可能性がある。米国、EU、英国、スイス及びその他の国々は、一部のロシアの企業及び／又は個人を対象に金融制裁及び経済制裁並びに輸出規制を科しており、さらにこれを科す可能性があり、また、現行の又は差し迫った制裁及び法律（ロシアによる対抗措置を含む。）により一部の消費者及び／又は法人向け事業への従事が制約を受け、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、多くの国は、その国又は地域特有の深刻な経済混乱（不利な状況の中でも特に、極度の為替変動、高度のインフレ、又は低成長若しくはマイナス成長を含む。）を経験したことがあるが、これらは当グループの経営及び投資に悪影響を与える可能性がある。COVID-19の拡大を取り巻く懸念が継続しているにもかかわらず、株式市場のボラティリティは前年に比べ2021年中に低下した。COVID-19のパンデミックの長期化及び深刻度によっては、経済環境がさらに不安定になり、インフレの高まり又はその他の経済に対するマイナスの影響が生じる可能性がある。

ヨーロッパのソブリン債務危機の深刻度は、ここ数年で幾分和らいだようであるが、政治的な不確実性（英国のEU脱退に関するものを含む。）は引き続き高まっており、ヨーロッパ及び世界中の市況の混乱を招く可能性があり、さらに当グループを含む金融機関に対して悪影響を及ぼす可能性がある。英国のEU離脱による経済的及び政治的な影響（英国及びその他のEU諸国における投資及び市場の信頼に対する影響を含む。）が、当グループの将来の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国のEU離脱を受けて、英国において設立され又は事業を行う当グループの法人は、EUにおいてサービスを提供すること又はその他により事業を行うことへの制限に直面し、これにより、当グループは、法人構造に対して重大な変更を行うことが要求されている。さらに、包括的な世界的法人簡素化プログラムの一環として、当グループは、包括的なEU法人戦略を策定しており、余剰法人の閉鎖の促進を含む、その他の地域における法人構造を最適化するための戦略も策定中である。金融サービスに関する規制上の協力枠組みについてEUと英国の間で継続中の交渉の結果及び相互の規制上の枠組みを同等のものとして認識するための単独かつ自主的なプロセスの実行を含め、意図した結果の実行可能性、範囲及び時期に影響を及ぼす可能性のある多くの不確定要素が存在している。最後に、当グループ及び当グループの経営に影響を及ぼす重大な法律及び規制の変更（EUと英国との間で規制に相違が生じる可能性を含む。）により、当グループは、自らの法人構造をさらに変更するよう要求される可能性がある。これらの変更の実施により、多くの時間と資源の投資が必要となっており、さらに必要となる可能性があり、また、運営、規制、コンプライアンス、資本、資金調達及び税金のコスト並びに当グループの取引先の信用リスクが増加しており、潜在的にさらに増加する可能性がある。

当グループが事業を行う国及び地域が政治的に不確実な環境にあることも、当グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。貿易障壁及び市場へのアクセス制限の実施を含む国家主義的及び保護主義的な主張に対する人気の高まりにより、国の政策の大幅な転換及びさらなるヨーロッパ統合への道筋の遅延が生じる可能性がある。サプライチェーンの混乱、労働力不足、賃金圧力、インフレの高まり、ロシア

とウクライナの紛争の激化及びCOVID-19のパンデミックの継続が及ぼす影響に関して、類似した不確実性が存在し、それらのいずれかが世界的な経済成長を阻害する可能性があり、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性もある。

過去において、低金利環境は当グループの純利息収益及びトレーディング・非トレーディング債券投資ポートフォリオの価値に悪影響を与え、顧客預金の喪失及び当グループの既存の年金制度に関連する負債の増加をもたらした。さらに、金利はより長期的に低く留まる可能性がある一方、主要な中央銀行はインフレへの懸念の高まりに対応して利上げを始めているか又は利上げの見込みを示唆している。将来における金利の変更（利上げ、又は現在の当グループの本国市場におけるマイナスの短期金利の変更を含む。）は、当グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性がある。中央政府及び中央銀行による利下げもまた、当グループの純利息収益に悪影響を及ぼす可能性がある。また、史上最高水準のスイス・フラン高が当グループの収益及び純利益に悪影響を与え、当グループが外国為替リスクにさらされた一方で、株式市場の変動も当グループのトレーディング・非トレーディング株式投資ポートフォリオの価値に影響を与えている。さらに、当グループが事業を行う主要経済大国間、特にFed、ECB及びSNB間における金融政策の不一致は、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

かかる厳しい市況又は経済状況は、当グループのインベストメント・バンキング及びウェルス・マネジメント事業に悪影響を与え、当グループの手数料及びスプレッドによる純収益に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況は、インベストメント・バンキングの顧客取引を減少させ、当グループの金融アドバイザー手数料及び引受手数料に悪影響をもたらす可能性がある。かかる状況は、当グループが顧客のために行う証券取引の種類及び量にも悪影響を及ぼす可能性がある。厳しい状況を受けた慎重な投資行動は、当グループの商品に対する顧客の需要を全般的に低下させる可能性があり、当グループの業績及び成長機会に悪影響が及ぶ可能性がある。低金利環境、慎重な投資家の行動継続、並びに市場構造の変化等、厳しい市況及び経済状況は、過去において当グループの事業に影響を与えてきた。これらの不利な要因は、例えば、当グループの顧客フローによる販売及び取引並びに資産運用業務による手数料収益（顧客のポートフォリオの価値に基づく手数料収益を含む。）の減少に反映される可能性がある。

厳しい市況又は経済状況に対する当グループの対応は、競合他社のものとは異なる可能性があり、競合他社の業績又は資産運用ベンチマークを下回る運用実績が、運用資産及び関連報酬の減少にもつながり、新規顧客の獲得が困難になる可能性がある。複雑な商品からの顧客の需要のシフトが生じ、これが顧客の大規模なデレバレッジをもたらす可能性があり、当グループのウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務に関する業績が悪影響を受ける可能性がある。厳しい市況又は経済状況（COVID-19のパンデミックによるものを含む。）は、かかる影響を悪化させ得る。

また、当グループの事業の一部は、国際機関、国家、州、県、市及び地方当局を含む政府機関との取引又はその債務の売買を行っている。これらの活動は、当グループがさらされるソブリン・リスク、信用関連リスク、オペレーショナル・リスク及びレピュテーション・リスクを増大させる可能性があり、これらは厳しい市況又は経済状況の結果として増加する可能性もある。これらの取引に関連するリスクには、政府機関が債務不履行に陥るリスク若しくはその債務が再構成されるリスク、又は政府当局者により講じられた措置が当該当局者の法的権限を越えるものであったと主張されるリスクが含まれており、これらは過去に当グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼしており、将来的にも及ぼす可能性がある。

厳しい市況又は経済状況は、当グループのプライベート・エクイティ投資にも影響を及ぼす可能性がある。プライベート・エクイティ投資の価値が大幅に下落した場合、当グループは、当該投資について、その投資収益率が一定の水準を超えた場合に受領できる収入及び利益の増加分の持分を受領することができず、従前に受領していた成功報酬を投資家に返却する義務が発生し、投下資本に対する当グループの按分方式による持分を失う可能性があるからである。さらに、業績の良い投資であっても処分が難しい場合があるため、当該投資の処分も困難となる可能性がある。

上記のマクロ経済要因に加え、テロ攻撃、サイバー攻撃、軍事的紛争、外交関係の緊張、経済的若しくは政治的な制裁、パンデミック、戦争、政治不安若しくは社会不安及び大規模デモ、気候変動、自然災害又は交通障害若しくは停電等のインフラ問題を含む、当グループにより制御不能なその他の政治、社会及び環境に関する動向が、経済状況及び市況、市場のボラティリティ並びに金融活動に重大な悪影響を与える可能性があり、その結果当グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性がある。また、地政学的な緊張が高まるにつれ、ある法域における法律上又は規制上の義務の遵守が、当該法域の法律又は政策の目的を支持していると別の法域から解釈され、当グループの事業にさらなるリスクを生じさせる可能性がある。

ベンチマーク金利の廃止に関する不確実性は、当グループの事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループの顧客及びその他の市場参加者との契約、並びに当グループのシステム及びプロセスに対する調整が必要となっている

2017年7月に、LIBORを規制するFCAは、2021年末以降はLIBOR指標の計算のための金利を提供するよう銀行に強制しないと公表した。その他のIBORもまた、完全に廃止又は金利等を反映したものではなくなる場合がある。2021年3月、当該事前発表に沿い、FCAは、すべてのスイス・フラン、ユーロ、英ポンド及び日本円LIBOR設定並びに1週間及び2ヶ月の米ドルLIBOR設定は、いかなる管理者によっても完全に提供を停止又は2021年12月31日の直後に金利等を反映したものではなくなることを確認した。2022年1月1日現在、これらのLIBOR設定は、金利等を反映した指標として利用可能なものではなくなる。1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の英ポンド並びに日本円LIBOR設定は、主に当事者が適時に対処できなかった残存する過去のいかなる契約の移行をも促進するために、疑似的、一時的かつ指標性を有しない形式で引き続き公表されたが、これらの疑似的なLIBORは、新たな取引活動において参照することはできない。残りの米ドルLIBOR設定は、いかなる管理者によっても完全に提供を停止又は2023年6月30日の直後に金利等を反映したものではなくなり、かかる米ドルLIBOR設定を参照する旧来の契約に対処するための追加の時間が提供される。しかしながら、米ドルLIBOR設定がいかに広範に参照されているかを鑑みると、代替参照金利（ARR）への移行期間の延長が十分であるかは不確実である。移行を支援するため、ISDAにより2006年ISDA定義集に関するサプリメント70（以下、「IBORサプリメント」という。）及び付随するIBORプロトコルを公表する等、多くのイニシアチブが実施されている。これらの措置は、IBORからデリバティブ市場の移行を促進する助けとなる可能性があるが、当グループの顧客及びその他市場関係者は、IBORプロトコルを遵守しない場合又はIBORサプリメント規定を関連文書に適用する意思がない場合がある。さらに、旧来の融資又は債券を修正するための同様の多国間メカニズムは存在せず、その多くは個別に修正せねばならず、複数の貸し手や債券保有者の同意を必要とする場合がある。結果として、クレディ・スイスを含む市場関係者が、すべての未決済のIBOR参照契約を首尾よく修正できる、又は潜在的に係争につながる停止に起因する不確実性に関して十分に備えることができるという保証はない。堅固な代替規

定なしで影響が及ぶ契約に対処するために、多くの法域において法律が提案又は制定されている。例えば、ニューヨーク州では、法律の運用により、特定の契約における米ドルLIBORベースのベンチマークの置き換えを規定する法律を制定している。しかしながら、この法律の適用範囲は限定的であり、様々な理由によって異議を唱えられる可能性がある。加えて、その他の法域において同様の法律が制定されるかどうか、いつ、どのように制定されるかは不確実である。さらに、既存及び将来の法的解決策の条件と範囲は一貫性がなく、重複している可能性がある。

クレディ・スイスは、全事業にわたり、ARRへの移行が必要である非常に多くの負債及び資産（クレジット契約、融資及び債券等のIBORに連動する信用商品を含む。）を特定した。クレディ・スイスの過去の非米ドルLIBORポートフォリオにおける圧倒的な大部分は、ARRへの積極的な移行又はLIBORの停止時におけるARRへの移行を管理することを意図した堅固な代替規定の追加のいずれかにより是正されている。クレディ・スイスは、米ドルLIBORに関連する負債及び資産をかなりの水準で保有しているが、デリバティブは過去のポートフォリオの大半を占めており、当グループのデリバティブ取引先の多くは、既にIBORプロトコルを遵守している。IBORの廃止又は指標の管理における将来の変更は、かかる指標に収益又は契約上の仕組みが連動する有価証券、信用商品及びその他の商品（当グループにより発行又は取引されるものを含む。）の収益、価値及び市場に悪影響をもたらす可能性がある。例えば、ARRに連動する商品は、ターム構造が備わっていない可能性があり、ベンチマークに連動する商品とは異なる方法で利払いを計算しており、対応する支払債務に関する不確実性が高くなる可能性がある。ARRへの移行はまた、ARRを用いる商品における流動性の受け入れ、取り組み及び開発の遅れにより生じる可能性のある流動性リスクの懸念を引き起こし、市場の混乱又は断片化につながる。かかる商品は、経済的ストレス、不利又は不安定な市況並びに信用サイクル及び経済サイクル全体において、IBOR商品とは異なる実績を示すこともあり、当グループのARR資産の価値、収益及び収益性に影響を与える可能性がある。ARRへの移行はまた、現在はIBORに連動する既存商品の契約条件の変更が要求される可能性がある。

さらに、既存の有価証券及びその他の契約又は内部割引モデルにおいて、IBORをARRに置き換えることで、かかる既存の有価証券、信用商品及びその他の契約の価値又は収益に悪影響が及び、ミスプライシングや、当グループ、当グループの顧客及びその他の市場参加者に対する追加の法的リスク、金融リスク、税務リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスク、競争リスク又はその他のリスクが発生する可能性がある。例えば、当グループは、関連する規定条項の解釈若しくは執行に関して、又はARRへの移行が既存の及び将来の商品に対して及ぼす影響を適切に伝えることを当グループが怠った場合において、顧客、取引先、客先、投資家その他の者からの訴訟、紛争その他の行為のリスクに直面する可能性がある。さらに、とりわけ、異なる法域で導入された法律間に重複がある場合、法律の解釈又は適用結果として、訴訟、紛争又はその他の措置を引き起こす可能性がある。また、ARRへの移行により、当グループのドキュメンテーション、手法、プロセス、統制、システム及び営業に対する変更を必要とし、労力及び費用の増加し、今後の増加にもつながることとなる。移行に関係して生じる関連リスクも存在する可能性がある。例えば、当グループの負債と比べて資産に対して異なるARRが適用される場合には、当グループのヘッジ戦略が悪影響を受ける可能性又は市場リスクが増加する可能性がある。特に、IBORを参照し、当グループの信用商品に連動する長期金利リスクを管理するために使用されるスワップ及び類似の金融商品は、関連する信用商品とは異なるARRを適用する場合があります。その結果、潜在的なベース・リスクが生じ、当グループの信用商品のへ

ッジをより高コスト又はより非効果的なものとしている。

当グループは、不動産部門において、重大な損失を被る場合がある

当グループは主に顧客のために、多数の不動産及び不動産関連の商品について貸付を行い、自己勘定ポジションを取得し、また商業用及び住宅用不動産担保ローンを提供している。2021年12月31日現在、SNBに報告された当グループの不動産ローンは、総額約147.9十億スイス・フランであった。また、当グループは商業用及び住宅用不動産、不動産関連の法人向けローン、並びに抵当貸付に加え、CMBS及びRMBSといったその他の不動産、並びに商業用資産及び商品の証券化及び売買を行っている。当グループの不動産関連のビジネス及びリスク・エクスポージャーは、不動産市場又はその他のセクター及び経済全体の低迷によって、悪影響を受ける可能性がある。特に、当グループは、COVID-19のパンデミックの影響を受け、政府による厳格な統制と封じ込み措置が行われた商業用不動産に対するエクスポージャーがある。これらの状況が継続又は悪化した場合、商業用不動産関連事業にさらなるリスクを引き起こす可能性がある。また、スイスの特定の地域における不動産市場の価格修正の可能性のリスクは、当グループの不動産関連事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

多額かつ集中したポジションによって、多額の損失を被る可能性がある

リスクの集中は、当グループが特定の客先、顧客、取引先、産業、国家又は共通のリスク特性を有するエクスポージャーのプールに対して多額の貸付を行い又は将来も行う可能性があり、多額の取引も行い、またそれらの証券を保有していることを考慮すると、多額の損失を被る可能性がある。引受、貸付又はアドバイザー業務等を通じて、当グループが多額のコミットメントを行っているあらゆるセクターの経済的成長の停滞も、当グループの純収益に悪影響を与える可能性がある。さらに、当グループの借り手又は取引先の1つでも信用の質が著しく低下した場合、類似、関連又は従属する産業におけるその他の借り手又は取引先の信用度に対する懸念につながる可能性がある。この種の相互関係は、当グループの信用リスク、流動性リスク及び市場リスクに対するエクスポージャーを悪化させ、潜在的に損失を被る可能性がある。

ブローカー・ディーラー、銀行、ファンド及びその他の金融機関との間で日常的に行う大量の取引の結果、当グループは、金融サービス業界において、大きなリスクの集中を抱えている。また通常業務においても、特定の取引先についてリスクの集中の影響を受ける可能性がある。加えて、当グループ及びその他の金融機関は、金融危機又は信用危機の場合にシステミック・リスクを引き起こす可能性があり、また、特に厳しい経済的ストレス下に置かれている期間における、市場心理及び市場からの信頼に対して脆弱である可能性がある。当グループは、その他の金融機関と同様に、当グループの規制機関と協議の上、システミック・リスク及び金融機関へのリスク集中に対する当グループのエクスポージャーの理解を深め、またそれらを管理できるように、引き続きその実務及び業務を改定している。規制機関はかかるリスクを引き続き重視しており、それらのリスクに対する対処法について、数多くの新たな規制及び政府提案が存在し、また現行の規制に対する重大な不確実性が存在する。当グループの業界、業務、実務及び規制における変更が、これらのリスクの管理に効果的であるという保証はない。

リスクの集中により、経済及び市況が同業他社にとって全般的に有利である場合にも、当グループが損失を被る可能性がある。

当グループのヘッジ戦略が損失を防ぐことができない場合もある

当グループの事業に関する様々なリスクをヘッジするための商品及び戦略が有効ではない場合には、当グループは損失を被る可能性がある。ヘッジを購入できない場合、一部のリスクしかヘッジされない場合、又はヘッジ戦略がすべての市場環境若しくは各種リスクに対応してリスクを軽減する効果が十分でない場合もある。

市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを増大させる場合がある

当グループの事業に与える上記の悪影響の可能性に加えて、市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを悪化させる場合がある。例えば、取引により重大な損失を被った場合、当グループの流動性へのアクセスが損なわれているにもかかわらず、流動性を確保する当グループの必要性が急激に高まる可能性がある。また、別の市場の低迷に連動して、当グループの顧客及び取引先がそれぞれ重大な損失を被った結果、その財政状態を悪化させ、当グループの当該顧客及び取引先に対する信用リスク及び取引先リスク・エクスポージャーを増大させる可能性がある。

当グループは信用エクスポージャーにより、多額の損失を被る可能性がある

当グループの事業は、借主及びその他の取引先が債務不履行に陥る基本的なリスクを負っている。当グループの信用エクスポージャーは、貸借関係、コミットメント及び信用状、並びにデリバティブ、為替及びその他の取引を含む、当グループが多くのお客様及び取引先との間で行う広範囲の取引において存在する。当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、経済又は市場の不利な動向、並びに関連する市場又は金融商品のボラティリティの増加による悪影響を受ける可能性がある。例えば、経済活動及び世界的なサプライチェーンの混乱、労働力不足、賃金への圧力及びインフレ率の上昇といったCOVID-19のパンデミックから生じる不利な経済効果は、一部の取引先の信用度に引き続き悪影響を及ぼし、当グループの事業の信用損失を増加させる可能性がある。また、金融市場における流動性又は透明性の混乱により、当グループのポジションの売却、シンジケーション又は清算ができなくなる可能性があり、その場合はさらなる集中を招くことになる。これらのポジションを低減できない場合、当該ポジションに関連する市場リスク及び信用リスクを増大させるだけでなく、当グループの貸借対照表におけるリスク加重資産の水準を上昇させる可能性があり、当グループの必要規制資本の増加につながる。これらはすべて、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが定期的に行う、顧客及び取引先の貸倒れに係る信用度の検討は、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。公正価値で評価される貸出金及びローン・コミットメントに係る信用度の変化は、トレーディング収益に反映されている。

経営陣による貸倒引当金繰入額の決定は重大な判断を伴い、当グループは、すべての領域のエクスポージャーを正確に評価又は軽減しない場合がある。当グループの銀行事業では、当グループの当初の損失見積額が不適切であった場合、貸倒引当金繰入額を増額し、事前に定められた引当金を超える損失を計上する必要が生じる場合もあり、この場合、当グループの業績に重大な悪影響を与える可能性がある。当グループの会計基準は、一般的に、償却原価で保有するクレディ・スイスの信用エクスポージャーにおいて予想される全期間の現在予想信用損失（CECL）の管理を必要とする。2020年度において、当グループがCECL会計基準を適用した結果、経済動向又はCECLモデルに適切に反映することが難しいほど極度で統計上まれに見る事象の発生により、収益及び資本水準のボラティリティが増大する可能性が将来的

にも起こり得る。例えば、COVID-19のパンデミックを取り巻く影響は、当グループの信用損失の見積り及び将来におけるのれんの評価に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループの業績及び規制資本に重大な影響が及ぶ可能性がある。さらに、CECLモデルのアウトプットは過去の範囲から著しく外れた経済的インプットの影響に過敏に反応するため、当グループはモデルのオーバーレイを適用している。当グループは、貸倒引当金を見積るために用いたモデル及び仮定が信用損失を対処するために十分でない場合、予期しない損失を被る可能性がある。

一定の状況下において、当グループは、長期の信用リスクの引受、非流動性担保に対する信用の供与、及び当グループが負担する信用リスクに基づく、デリバティブ商品に対する積極的な価格設定の付与を行う可能性がある。これらのリスクの結果として、当グループの資本及び流動性の要求水準は、引き続き高まる可能性がある。

1 社又は複数の大手金融機関による債務不履行は、金融市場全体及び当グループに悪影響を与える可能性がある

金融機関1社に関する懸念、風評又は実際の債務不履行は、その他の金融機関の流動性に関する重大な問題、損失又は債務不履行につながる場合がある。これは多くの金融機関の商業的健全性が他の金融機関同士の信用関係、取引関係、決済関係又はその他の関係により密接に関連しているためである。当該リスクは、通常、システミック・リスクと呼ばれる。多くの金融機関の債務不履行及び倒産に関する懸念が、清算機関、手形交換所、銀行、証券会社及び証券取引所等の当グループが日常的に取引を行う金融機関及び金融仲介機関による損失又は債務不履行につながる可能性がある。当グループが保有する担保が清算できない場合、又はエクスポージャーの全額に満たない額でのみしか清算できない場合、当グループの信用リスク・エクスポージャーが増加する。

当グループが信用リスクの管理のため利用する情報は、不正確又は不完全である場合がある

当グループは、信用リスクの問題があり得ると考えられる特定の顧客及び取引先、並びに特定の産業、国及び地域に対する信用エクスポージャーを定期的に検討しているが、詐欺等の予測や看破が難しい事由又は状況により、デフォルト・リスクが生じる場合がある。また、取引先の信用リスク若しくは取引リスク又は特定の産業、国及び地域に伴うリスクに関する正確かつ完全な情報を得られず、また取得した当該情報を誤って解釈し、その他一定のリスク状況を誤って評価する場合もある。また、かかるリスクを管理するために実施した手段があらゆる場合において効果的であるとの保証はない。

戦略リスク

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある

2021年11月4日、当グループは、当グループの構造及び組織の一部変更及び新たな戦略及びリストラクチャリング計画を発表した。このプログラムは、その戦略的目標を達成するための努力を支援することを目的とし、これは、将来の経済環境、特定の地域における経済成長、規制上の展望、当グループが特定の財務目標を達成する能力、予想金利及び中央銀行の措置等に関する数多くの重要な前提条件に基づいている。これらの前提条件のうちいずれか（当グループが特定の財務目標を達成する能力を含むが、これに限定されない。）の全部又は一部が不正確であることが判明した場合、当グループがその戦略による予想利益の一部又は全部を達成する能力が制限される可能性があり、これには、当グループが構造

的なコスト削減を生成する能力、成長投資への資金供給する能力、主要な従業員を雇用し続ける能力、資本を株主に分配する能力、又は有形自己資本利益率に関するもの等、当グループの他の目標を達成する能力が含まれる。また、当グループは、外部の配当支払及び株式買戻しの資金調達のために、その子会社からの配当、分配その他の支払に依拠している。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市場及び経済の状況、法律、規則又は規制の変更、当グループの戦略の実施に係る実行リスク並びにその他の困難及びリスク要因を含むが、これらに限定されない。）により、当該戦略による予想利益の一部又は全部を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。子会社からの資本の支払は、規制、税務その他の制約により制限される可能性がある。当グループがその戦略の一部若しくは全部を成功裏に実施できない場合、又は実施された戦略の構成要素から予想される利益を生み出すことができない場合、当グループの財務業績及び当グループの株価が重大な悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当グループの戦略の一環として、特定の事業からの撤退や、持続可能な投資及び融資の提供等の商品の拡充を含む、当グループの事業の特定分野内での重点の変更が行われている。この変更は、その他の事業分野に不測の負の効果を及ぼす可能性があり、結果として、当グループの事業全体に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、実質上すべてのプライム・サービス事業の計画的な撤退及びインベストメント・バンク部門から三十億米ドル超の資本が関連して削減されることにより、インベストメント・バンク部門の収益に悪影響が及ぶ場合があると予想している。加えて、当グループの開示文書に記載の当行の親会社の持分簿価における資本実効構成要素の減損の影響は、特定の分野における当グループの事業の経營業績にも悪影響を及ぼす場合がある。

当グループが戦略を実施することにより、特定のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び規制リスクを含むが、これらに限定されない。）に対する当グループのエクスポージャーが増加する可能性がある。当グループはまた、特定の財務目標（例えば有形自己資本利益率に関するもの）の達成を目指しているが、その成功の有無は定かではない。これらの目標を記載された形で又は少しでも達成することができるという保証はない。最後に、当グループの事業の組織構造の変更並びに人事及び経営の変更により、当グループの業務に一時的な不安定性がもたらされる可能性がある。

加えて、当グループは、当グループが実施する買収及びその他類似の取引により、一定のリスクにさらされている。当グループは、当グループが買収を予定している会社の記録を検討するが、一般的に、すべての記録を詳細に検討することは不可能である。記録を詳しく検討した場合でも、既存の又は潜在的な問題点が明らかにならない場合があり、その能力と欠陥を完全に評価するに十分なほどには、その事業を熟知できない場合がある。その結果、当グループが想定外の負債（法的及びコンプライアンス問題を含む。）を抱えるか、又は買収した事業が予定どおりに成功しない場合がある。また、買収した会社を当グループの組織構造に適合させることが困難であることに加え、とりわけ手続、ビジネス実務及び技術システムの相違等により、買収した事業を当グループの既存事業に効果的に統合できないおそれもある。買収による収益が当該事業の買収のために当グループが負担した費用若しくは負債、又は当該事業を発展させるために必要な資本的支出を賄うことができないリスクに直面している。当グループはまた、買収が不成功に終わることにより、当グループが結果的に当該取引に関連するのれんの評価減又は評価損を計上する必要があるリスクにも直面している。当グループは、貸借対照表上、多額ののれんを計上し続けており、その結果、追加ののれんの減損費用が生じる可能性がある。

当グループは、新たな合弁事業（当グループ内及び社外関係者との間で）及び戦略的提携への参加を試みる可能性もある。当グループは、適切なパートナーの選択に努めるが、当グループの合弁事業に係る努力が成功しない場合又は当グループの投資及びその他のコミットメントに見合わない場合がある。

カントリー・リスク及び外国為替リスク

カントリー・リスクは当グループの直面する市場リスク及び信用リスクを増大させる可能性がある

国、地域及び政治に関するリスクは、市場リスク及び信用リスクの構成要素である。金融市場及び経済状況は一般的に、かかるリスクにより重大な影響をこれまで受けてきた上、将来においてもその可能性がある。現地市場の混乱、通貨危機、金融統制又はその他の要因により生じるものを含む、特定の国又は地域における経済的又は政治的な圧力は、当該国又は地域における顧客又は取引先が外貨や与信を獲得する能力に悪影響を与える。したがって、当グループに対する当該顧客及び取引先の債務履行能力が悪影響を被り、結果として、当グループの業績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、新興市場において重大な損失を被る可能性がある

当グループの戦略の一要素として、新興市場国における当グループのウェルス・マネジメント事業を拡大することがある。当グループが当該戦略を実施することにより、これらの国々における経済不安に対する当グループのエクスポージャーは増加する。当グループはこれらのリスクを監視し、当グループの投資先を分散し、顧客主導型事業を重視している。しかし、新興市場リスクを抑えるための当グループの努力が常に成功するとは限らない。また様々な新興市場国が、本国通貨の大幅な切り下げ、ソブリン債の債務不履行あるいは債務不履行のおそれ、資本・為替管理等、深刻な経済、金融及び政治の混乱又は過年度と比較した経済成長の減速に直面しており、今後も直面し続ける可能性がある。また、これらの市場においては、特定の個人及び会社に対して相互に、又は関連する法人との取引を禁止又は制限する制裁が課されてきており、さらなる制裁が課される可能性がある。かかる混乱が及ぼし得る影響には、当グループの事業への悪影響及び金融市場全体におけるボラティリティの上昇が含まれる可能性がある。

為替変動は当グループの業績に悪影響を与える場合がある

当グループは通貨、とりわけ米ドルの為替変動によるリスクにさらされている。特に、当グループの資産及び負債の大部分は、当グループの財務報告の主要通貨であるスイス・フラン以外の通貨建てである。当グループの資本もスイス・フラン建てであり、当グループは資本基盤について為替変動リスクを完全にヘッジしていない。2021年において、スイス・フランは強いままであった。

当グループは、収益の多くをその他の通貨建てで得ている一方、当グループの費用の大部分をスイス・フランで負担しているため、当グループの利益は、スイス・フランとその他の主要通貨間の為替レートの変動に敏感である。当グループは、当グループの業績に対する為替レートの変動の影響を相殺することを目的とした多くの措置を実施してきたが、とりわけスイス・フランの上昇及び一般的な為替レートの変動は、近年において当グループの業績及び資本基盤に悪影響を与えており、また、将来においてかかる悪影響が継続する可能性がある。

オペレーショナル・リスク、リスク管理のリスク及び推定リスク

当グループは、サイバーセキュリティその他の情報技術リスクを含む広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは不適当な内部手続、人材又はシステム又は外的要因から生じる財務損失のリスクである。当グループは事業継続計画を有しているが、一般論として、テクノロジー・リスクを含めて広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している。当該リスクには、情報技術、第三者供給業者及び電気通信インフラに対する依存、並びに多くの金融機関と中央代行機関、取引所及び決済機関との間の相互接続性から生じるテクノロジー・リスクが含まれる。国際的な金融サービス会社として、当グループは多様かつ複雑な当グループの財務、会計及びその他のデータ処理システムに大きく依存しており、また、当グループの業務のグローバルな性質により、当グループは追加的なテクノロジー・リスクに直面する可能性がある。当グループの事業は、多様かつ複雑な大量の取引（デリバティブ取引を含む。）を短期間に処理する当グループの能力により左右される。これらの取引は、量及び複雑さの両方で拡大している。当グループは、一定の業務について自動制御、ロボティック・プロセッシング、機械学習及び人工知能に依存する可能性があり、この依存が対応する技術の進歩によって将来増大し、当グループが追加のサイバーセキュリティ・リスクにさらされる可能性がある。当グループは、取引の執行、承認、決済の誤りから生じるオペレーショナル・リスク及び適切に記録又は計上されていない取引から生じるオペレーショナル・リスクにさらされている。金融機関のサイバーセキュリティその他の情報技術リスクは、近年大幅に増加しており、当グループは、サイバー攻撃のリスクの増大又は当グループが事業を行う一定の海外の法域におけるデータ及び知的財産の保護の程度の低下に直面する可能性がある。これらの分野に関する規制上の要件は増加しており、今後さらに増加することが予想され、また、管轄区域間で異なり、潜在的に対立する可能性がある。

情報セキュリティ、データの機密性及び完全性は、当グループの事業にとって決定的な重要性を有しており、最近では、欧州の一般データ保護規則及びスイス連邦会社法のデータ保護規則等のデータ保護規制に従って、会社が個人の個人情報を保護する能力について規制当局による監督下に置かれている。政府機関、従業員、個人顧客、又はビジネスパートナーは、個人データの機密性又は完全性に影響を及ぼすセキュリティ侵害、及びデータ保護規制の遵守不履行又はその疑いがある場合に、当グループに対して訴訟を提起することができる。オペレーショナル・リスクの適切な監視及びデータ保護規制の遵守についても、規制の監視が強化されている。また、クレディ・スイスがデータのセキュリティを適切に確保し、技術関連のオペレーショナル・リスクの増大に対処できない場合、規制による制裁及び調査の原因となり、また当グループのシステムに対する信頼の喪失につながり、当グループの評判、事業及び運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループのサイバーセキュリティ及びデータ保護システムに対する脅威は、当グループのシステム及び情報の機密性、完全性及び可用性を保護するために、多大な資金及び人材の投入を要する。当グループには広範な安全対策が存在するものの、必ずしも、拡大する脅威の概要を予測し、当グループのシステム及び情報に対するすべてのリスクを軽減することが可能なわけではない。これらの脅威は、人為的ミス、不正行為（判断の誤り、詐欺若しくは悪意及び／又は適用ある法律、規則、方針若しくは手続に関する違反行為を含む。）に由来するか、又は偶発的な技術的障害に起因する可能性がある。また、当グループ又は当グループの顧客のデータを入手するために、詐欺的な手段により従業員、顧客、第三

者又は当グループのシステムのその他の利用者を介して取扱いに注意が必要な情報を公開させようと試みられる可能性がある。また、当グループは、当グループの顧客、ベンダー、サービス提供者、取引先及びその他の第三者のシステム及び情報に対するリスクの影響を受ける可能性もある。例えば、リモートワークでは、従業員が第三者の技術を使用する必要性が生じることがあるが、当グループの情報システムと同レベルの情報セキュリティを提供していない可能性がある。近年、ソフトウェアや情報技術のサービスプロバイダに影響を及ぼすサプライチェーン攻撃が頻繁かつ深刻になっていることから、当グループのベンダーやその他の第三者に対するサイバー攻撃に関するリスクも増大している。セキュリティ侵害は、相当な修復コストを伴い、当グループの事業遂行能力に影響を及ぼす、又は当グループの顧客若しくは潜在的な顧客の信頼を損なうことがあり、そのいずれもが、当グループの事業及び財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、当グループが新商品若しくは新サービスを導入し、又はプロセスを変更した結果、当グループが十分に認識又は特定できない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

COVID-19のパンデミックは世界中で続いており、当グループの従業員のリモートワークへの移行が大規模かつ長期化している。これにより、ITシステムの脆弱性が高まり、サイバーセキュリティ・インシデントによる損害の危険性が高まっている。例えば、リモート・デバイスを使用して当グループのネットワークにアクセスすることは、セキュリティ上の脅威及び人為的エラーを発生時に迅速に検出して軽減する当グループの能力に影響を与える可能性がある。さらに、システム・セキュリティのアップデートを包括的に展開することはより困難であり、デバイスとシステムの物理的セキュリティに対する可視性も低くなる。当グループの顧客はまた、COVID-19のパンデミックが発生している間に、リモート（デジタル）バンキング・サービスへの依存を高めている。これにより、ITインフラに対する需要が高まり、システム停止及びサイバーセキュリティ・インシデントが発生した場合の潜在的な重要性が高まっている。サイバーセキュリティ・リスクの性質の進化に伴い、COVID-19の世界的なパンデミックに関連したリモートワークにおいて、可視性と制御が低下しているため、適切な方針及びセキュリティ対策を提供する当グループの取り組みは、サイバーセキュリティ及びデータ保護のすべての脅威を軽減するには不十分であることが裏付けられる可能性がある。従業員と顧客の双方によるリモートアクセスの増加は、ITシステムの負荷を増大させ、当グループのシステム（及び当グループのサービス提供能力）に鈍化又は完全な機能停止を引き起こす可能性がある。サービス提供の遅延又は過剰使用によるシステム停止は、当グループの事業及び評判に悪影響を及ぼす。

当グループ及びその他の金融機関は、サイバー攻撃、情報又はセキュリティの侵害、個人情報漏洩並びにその他の形態による攻撃、インシデント及び不備に見舞われてきた。サイバーセキュリティ・リスクはまた、組織犯罪集団、国家支援主体、テロリスト組織、過激派政党及びハッカーを含む、悪意のあるサイバーアクターの数の増加及びますます高度化した活動に部分的に起因して、近年、著しく増加している。さらに、当グループは、サイバー攻撃、情報又はセキュリティの侵害、個人情報漏洩並びに不満を持つ従業員、活動家及びその他の第三者（企業スパイ活動に従事する者を含む。）が関与するその他の形態による攻撃、インシデント及び障害の対象となっており、今後も対象となり得る。当グループは、将来においてかかる攻撃の標的であり続けると予想しており、また、将来的にはその他の形態のサイバーセキュリティ又はデータ保護のインシデント又は障害に遭遇する可能性がある。サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、個人情報漏洩又は技術的障害があった場合、当グループは、これま

で、運用上の問題、支払システムの侵入、又はクレディ・スイス、当グループの顧客、従業員、ベンダー、サービス提供者、取引先その他の第三者に関連する機密、専有その他の情報の不正な公開、収集、監視、濫用、紛失若しくは破壊を経験しており、また、将来的にも経験する可能性がある。自動化、人工知能（AI）及びロボット工学の利用の増加並びに第三者の金融データ集計機関の広範な利用を含む新興技術は、当グループのサイバーセキュリティ・リスク及びエクスポージャーをさらに増加させる可能性がある。

当グループの世界的な事業展開及び当グループが処理する取引量の膨大さ、当グループが取引をしている顧客、パートナー及び取引先の数の多さ、当グループによるデジタル、携帯、クラウド及びインターネットによるサービスの利用が拡大していること並びにサイバー攻撃の頻度、巧妙さ及び発展性が増していることに鑑みて、長期間にわたり感知されずにサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、個人情報漏洩又は技術的障害が発生する可能性がある。また、当グループは、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、個人情報漏洩又は技術的障害の調査はその性質上予測不可能なものであり、また、調査を完了するまでに時間がかかる可能性があると予想している。これらの要因により、当グループが、当グループの顧客、従業員、規制当局、その他の利害関係者及び世間一般に対し、適時に、事象に関する正確かつ完全な情報を提供することができなくなる可能性がある。その間、当グループは、損害の程度又は最善な復旧方法を把握できず、また、特定のエラー又は措置が発見及び是正されるまでに繰り返され又は悪化する可能性があり、これらのすべて又はいずれかにより、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、個人情報漏洩又は技術的障害によるコスト及び影響がさらに増大すると考えている。

サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、個人情報漏洩、技術的障害、未承認アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用の不能、コンピューター・ウイルス又はセキュリティ上悪影響を及ぼす可能性があるその他の事象により、当グループのシステムのいずれかが適切に運営されない場合又はシステム障害が発生した場合、当グループは、とりわけ、訴訟を受け、保険の適用外の財務損失を被り、当グループの事業が中断し、顧客、従業員、取引先若しくはその他の第三者に対する債務が発生し、当グループのベンダー若しくはサービス提供者との関係が損なわれ、規制当局の介入を受け、又は当グループに対する評価が低下する可能性がある。また、これらのいずれかの事象により、当グループの保護対策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーの調査及び修正のために、当グループは、大幅な追加資金の支出が必要になる可能性がある。当グループは、サイバーセキュリティに関する新規でより広範囲な規制上の要件を遵守するためにリソースの拡充を要求される可能性もある。

当グループは、従業員の不正行為により損失を被る場合がある

当グループの事業は、方針又は規則に対する違反、従業員の不正行為又は過失及び詐欺による潜在的なリスクにさらされており、これにより、民事上、規制上若しくは刑事上の捜査、訴訟及び起訴、規制当局による制裁及び深刻な評価の悪化、又は財務上の損害が生じる可能性がある。近年、多くの多国籍金融機関は、無許可取引を行うトレーダーの行為又はその他の従業員の不正行為等により、重大な損失を被っている。従業員の不正行為を阻止又は完全に防ぐことはできず、また当グループがこうした行為を防止し、看破するための対策は、これまでも必ずしも十分に有効であったとは限らず、今後も必ずしも十分に有効ではない場合がある。

当グループのリスク管理手続及び方針は、あらゆる市場環境又はあらゆる種類のリスクに対して当グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に有効であるとは限らず、その結果、将来予期せぬ重大な損失が発生する可能性がある

当グループは、当グループが事業活動を行うにあたり想定する様々なリスクの分析及び監視におけるモデルの利用を含む広範かつ多様なリスク管理方針及び手続、並びにヘッジ戦略を通じて、リスク・エクスポージャーの監視及び管理に努めている。しかしながら、これらのリスク管理戦略、手法、モデル、手続及び方針は、あらゆる経済市場環境又は当グループが特定、予測又は軽減に失敗したリスクの全部若しくは一部を含む、あらゆる種類のリスクに対する当グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に有効であるとは限らず、その結果、予期せぬ重大な損失が発生する可能性がある。

バリュー・アット・リスク及び経済リスク資本を含むリスク管理のための定量的なツール及び指標の一部は、観測された過去の市場動向に基づいている。当グループのリスク管理手法及び指標は、重要なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当グループの定量的モデリングは、すべてのリスクを考慮しているわけではなく、環境全体について多くの仮定及び判断を行っているため、すべての市場の発展及び事象、その結果の詳細及びタイミングを予測することはできない。その結果、当グループが統計モデルにおいて予測しなかった、あるいは正確に評価しなかった要因により、リスク・エクスポージャーが発生する可能性がある。これにより、当グループのリスク管理能力が制限される可能性があり、また、これらの場合及びその他の場合においても、他の市場参加者の活動及び広範な市場の混乱により、当グループのリスク・ポジションを低減することが困難となる可能性がある。その結果、当グループの損失は過去の測定値が示すよりも著しく大きくなる可能性がある。

また、当グループのリスク管理手続及び方針の不備又は誤りは、当グループを予期せぬ損失にさらし、当グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、アルケゴスの事案に関し、独立報告書は、とりわけインベストメント・バンク部門のプライム・サービス事業において、第1及び第2の防御ラインの両方において効果的なリスク管理が行われていなかったこと並びにリスクの報告が不足していたことを指摘している。このような不備又は誤りは、是正に多大な資源及び時間を要し、法律、規則及び規制の不遵守につながり、規制当局の厳しい監視を招き、規制当局の調査及び法的手続にさらし、訴訟及び規制による罰金、過料、その他の制裁、資本賦課並びに追加課金の対象となることがある。さらに、このような不備又は誤りは、当グループを風評被害にさらす可能性がある。既存又は潜在的な顧客又は取引相手が当グループのリスク管理が不十分であると判断した場合、他に事業を移転する又は当グループとの取引を制限しようとする可能性があり、当グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの実際の業績は、当グループの見積り及び評価とは異なる可能性がある

当グループは、業績に影響を与える見積り及び評価を行う。これらの見積り及び評価は、特定の資産と負債の公正価値の決定、偶発債務引当金、貸倒引当金、訴訟及び規制手続引当金の設定、のれん及び無形資産の減損の会計処理、繰延税金資産の実現能力の評価、株式報奨の評価、当グループのリスク・エクスポージャーのモデル化並びに年金プランに関する支出及び負債の計算を含む。これらの見積りは、判断と入手可能な情報に基づいている。当グループの実際の業績は、これらの見積りとは大きく異なる可能性がある。

当グループの見積り及び評価は、経済状況及び市況、又は取引先が当グループに対する債務を履行す

る能力や資産価値に影響を与えるようなその他の事象を予測するモデル及びプロセスに基づいている。予想外の市況、非流動性又はボラティリティによって、当グループのモデル及びプロセスによる予測が困難となった場合、当グループが正確な見積り及び評価を行う能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループのオフバランスの事業体に係る会計上の取扱いは変更される可能性がある

当グループは、通常業務において、特別目的事業体（以下、「SPE」という。）との取引を行っている。当グループが取引及び事業を行っている特定のSPEは、連結されておらず、その資産及び負債は貸借対照表に計上されていない。当グループは、当初又は連結の必要性の再検討を迫られるような一定の事象の発生後のいずれかの場合においても、重大な経営判断を下し、関連する会計上の連結基準を適用しなければならない可能性がある。連結に関する会計基準及びその解釈は、変更されており、今後も変更され続ける可能性がある。当グループがあるSPEの連結を義務付けられた場合、当該SPEの資産及び負債は当グループの連結貸借対照表に計上され、当グループは、連結損益計算書上で関連する損益を認識する。その結果、当グループの業績、自己資本比率及びレバレッジ比率が悪影響を被る可能性がある。

当グループは、気候変動リスクにさらされており、当グループのレピュテーション、事業運営、顧客、及び当グループの取引先の信用力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、世界中の多くの地域、国及びコミュニティにおいて事業を行っているが、当グループの事業及びその顧客の活動は、当グループ及びその顧客に短期的及び長期的なリスクをもたらす気候変動による影響を受ける可能性がある。気候変動により、当グループは（気候若しくは気象に関連する事象等の）物理的影響又は（気候政策若しくは気候変動リスクに関する金融機関の規制の変更等の）移行の影響を通じた金融リスクにさらされる可能性がある。移行リスクは、ハリケーン、洪水、山火事及び異常気温等の物理的な気候変動がさらに頻繁に発生することによりさらに加速する可能性がある。

物理的及び移行の気候変動リスクは、当グループの物理的資産、費用及び事業を通じて直接的に、又は当グループの顧客との財務関係を通じて間接的に、当グループに財務上の影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクは多様であり、資産価値の減少リスク（当グループの不動産投資に関するものを含む。）、当グループの顧客に対する貸出金及びその他の信用エクスポージャーに関連する信用リスク、事業リスク（信頼できる移行プランのない顧客との伝統的事業に対するエクスポージャーの減少に関連した収益の減少、当該顧客が資産の移動を決定した場合の運用資産の減少並びにグローバル・ポリシーの変更による債務不履行及び資本の再配分の増加を含む。）、並びに規制リスク（気候リスクの管理及びベスト・プラクティスに関する継続的な法律及び規制の不確実性及び変更）を含むが、これらに限定されない。また、保険の利用可能性が減少するリスク、クレディ・スイスが所有する建物及びインフラに関するオペレーショナル・リスク、事業運営の重大な中断のリスク、並びにそれらの結果を受けた変化の必要性も、気候関連リスクの例である。

2020年のインベスター・デイでは、当グループは、パリ協定の目的に沿って当グループの財務活動を行うためのアプローチの一環として、遅くとも2050年までに財務活動からの実質排出量ゼロを達成し、2030年には中間排出量の目標を定めるという野心的な目標を発表した。これらの野望及び目標、又は当グループが随時設定するその他の関連する目標を達成するためには、当グループの事業戦略、商品及びサービス、財務及び非財務リスク管理手続に気候変動に関する留意事項を組み込む必要があり、そのために多大なコストと労力がかかる可能性がある。さらに、環境・社会・ガバナンス（ESG）イニシアチブ

に関する国内外の基準、業界及び科学的慣行、規制要件並びに市場の期待は現在継続的に発展しており、今後急速に変化する可能性があり、解釈が異なることがある。これらの基準、慣行、規制要件及び市場の期待が、当グループの関連する目標及び野望を設定する際の当グループの解釈と異なる解釈をされない保証はなく、また、当グループがそのような目標及び野望を達成するためのコスト又は努力を著しく増大させる形で変化しない保証もなく、また、当グループの目標及び野望の達成が著しく困難又は不可能となることの確証もない。これは、国内外の規制の進展若しくは利害関係者の期待に基づき、当グループが目標及び野望を加速させることを選択した場合、又はそれを要求された場合にさらに悪化する可能性がある。さらに、気候変動を含むESGに関連するデータは、入手可能性が限られており、品質及び一貫性にばらつきがあるため、当グループが確固たる気候関連リスク分析を行い、当グループの目標及び野望を実現する能力が制限される可能性がある。

気候変動及び持続可能性に関連する法律、規則、規制の増加、環境に配慮した持続可能な商品及びサービスに対する様々な利害関係者からの需要の増加並びに規制当局の監視を鑑み、当グループ及び他の金融機関は、気候変動、環境劣化及びその他のESG関連の問題に関連する訴訟、執行、契約責任リスクの増加の対象となりうる可能性がある。さらに、当グループのレピュテーション及び顧客関係は、当グループ若しくはその顧客が気候変動に関連する特定の事業活動に関与することにより、又はマイナスな世論、規制上の監督若しくは当グループの気候変動への対応並びに気候変動戦略による投資家及び利害関係者の信頼感の低下の結果、損害を被る可能性がある。気候変動の結果当グループが直面する様々なリスクを当グループが適切に測定及び管理できない場合、当グループが設定した目標及び野望を達成できない場合（あるいは当グループの事業に多大な費用をかけなければ達成できない場合）又は当グループの戦略及び事業モデルを変化する規制要件及び市場の期待に適応させられない場合、当グループのレピュテーション、事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

法務及び規制に関するリスク及びレピュテーション・リスク

当グループの法的責任のリスクは重大である

当グループはその事業において重大な法的リスクにさらされており、金融機関に対する訴訟、規制上の手続、及びその他の敵対的な手続において請求される賠償額は、当グループが事業を行う主要市場の多くにおいて引き続き増加傾向にある。

当グループ及び当グループの子会社は多くの重要な法的手続、規制当局による措置及びその調査の対象となっており、これらのいずれか又は複数の手続において当グループに不利な結果となった場合、特定の期間の業績によっては、当該期間の当該業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの事業に関する多くの法的手続、規制上の手続及びその他の敵対的な手続の結果を予測することは、本質的に困難であり、特に様々なクラスの原告を代表して提起された場合、不特定かつ予測不可能な金額を請求する場合又は新しい種類の請求内容の場合には予測が困難である。経営陣は、これらの事象に関して起こり得る、合理的に見積り可能な損失に対する引当金を計上、増額するか又はこれを取り崩す必要があり、そのすべてに重大な判断及び決定の適用を必要とする。

当グループの事業は高度に規制されており、既存、新規又は変更された法律、規則及び規制は、当グループの事業及び当グループの戦略プランを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、その事業の多くの分野において、スイス、EU、英国、米国及び当グループが事業を行

うその他の法域の政府、政府機関、監督当局及び自主規制機関による広範囲な法律、規則及び規制の対象となっている。当グループは、ますます広範かつ複雑になる法律、規則及び規制並びに規制上の監督並びに可能性のある執行措置に直面してきたが、引き続き直面していくと予想している。近年では、これらの要件の遵守のための費用並びに規制当局によって金融サービス業界に課される制裁金及び罰金は、著しく増加している。かかる規制の拡大及び執行は、当グループのコスト（コンプライアンス、システム及び業務に關係するコストを含むが、これらに限定されない。）を引き続き増加させ、当グループが一定の種類の業務を行う能力に悪影響を及ぼすと予想している。これらの費用の増加及び当グループの事業に対する悪影響は、当グループの収益性及び競争上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの法律、規則及び規制は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の増加又は拡大、経営、訴訟、規制及び類似の事項に關連するリスクに係る追加的な資本サーチャージの実施、顧客保護及び市場行動規制、マネー・ロンダリング防止、汚職防止及び贈賄防止の法律、規則及び規制、並びに当グループが運営又は投資を行う事業に対する直接的又は間接的な制限の適用等を通じて当グループの活動を制限することになる場合が多い。かかる制限は、当グループの事業及び当グループが戦略的イニシアチブを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループが特定の事業を売却するよう要求される場合、当グループは、かかる売却の時間的制約及びその他の金融機関が類似の投資を同時期に処分する可能性があることにより、かかる事業を割引して（場合によっては大幅な割引となる可能性がある。）売却するよう強いられた結果、当グループは損失を被る可能性がある。

2008年以降、規制機関及び政府は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の拡大、報酬慣行の変更（課税を含む。）並びにシステミック・リスク対策を含む金融サービス業界の改革を重視しており、これには、特定の法人内における特定の活動及び事業の隔離制度（リングフェンス）の導入が含まれる。これらの規制及び要件により、当グループが、特定の子会社における資産を削減すること、又は資本その他の資金の注入若しくはその他の方法で当グループの事業若しくは当グループの子会社及び当グループの構造を変更することを義務付けられる可能性がある。現時点では一部の要件を当グループのすべての競合他社に均一に適用すること、又は法域を問わず一律に実施することが想定されていないため、かかる規制の詳細及び実施状況の相違は、当グループにさらなる悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、これらの要件の多くは現在最終化及び実施の段階にあるため、その規制の影響が将来さらに増大する可能性があり、その最終的な影響は、現時点では予測不可能である。例えば、バーゼルⅢ改革は、まだ最終化並びに実施及び／又は段階的導入（該当する場合）の段階にある。スイスにおいて実施されるバーゼルⅢにより課される最低自己資本に關連する追加資本要件、レバレッジ比率及び流動性措置は、スイスの法律により課されるより厳しい要件及びFINMAによるその適用、並びに關連する施行令及び当グループの規制機関による措置とあいまって、リスク加重資産を削減し、貸借対照表を縮小する当グループの決定の要因になっているほか、当グループの事業に影響を与え、当グループの資本市場の利用可能性に影響を及ぼし、当グループの資金調達コストを増加させる潜在的可能性がある。加えて、米国における様々な改革（「ボルカー・ルール」を含む。）及びデリバティブ規制は、当グループの業務の一部に対して新たな規制上の義務を課し、また今後も課し続ける。これらの要件は、一部の事業（多くのプライベート・エクイティ事業を含む。）から撤退するという当グループの決断に寄与し、その他の事業からの撤退につながる可能性がある。最近のCFTC、SEC及びFedの規則及び提案は、米国外でデリバティブ事業を行うことをより困難にさせると同時に、米国人との間の当グループのデリバティブ事業

に関連して、証拠金要件、コンプライアンス、情報技術及び関連コストを含む営業コストを大幅に増加させており、又は将来において大幅に増加させる可能性がある。さらに、2014年、Fedは、ドッド・フランク法に基づく最終的な規則を採択し当グループのような外国の銀行組織の米国での業務に対する新たな枠組みを導入した。実施は、当グループにさらなるコストを負担させ、当グループの米国IHCを通じた影響を含め、当グループが米国で事業を行う方法に影響を及ぼし続けることが予測される。また、米国のFATCA等の、現行の及び可能性のある将来の域外適用効果を有するクロスボーダーの課税規制、OECDによる国際最低税率の水準及び規則（以下、「第2柱」という。）、その他の二国間又は多国間の租税条約、並びに租税情報の自動的情報交換に関する協定により、詳細な報告義務が課され、当グループの事業のコンプライアンス及びシステム関連コストが増加した。さらに、国際最低税率に係る第2柱のシステムに関しては、当グループの税率に影響を及ぼす可能性がある。加えて、2017年12月22日に成立した米国の税制改革は、法人税率の引き下げ及び米国の税源浸食・租税回避防止税の導入を含め、米国の税制度に対する重大な変更を導入した。また、EUにおけるCRD V等の規制、スイスのFinSA及びその他の改革の実施により、当グループの事業活動に悪影響が及ぶ可能性がある。FinSAが補助又は実施する法令とともにMiFID IIに相当するとみなされるか否かは現在は不確実なままである。したがって、当グループを含むスイスの銀行は、MiFID IIにより規制される一定の事業への参加を制限される可能性がある。最後に、スイス、米国、英国及びEUにおいては施行中であり、多くのその他の法域においては最終化段階にあるTLAC要件、並びにG-SIB及びその事業会社の内部総損失吸収能力（以下、「iTLAC」という。）に関する新たな要件及び規則は、関連するすべての法域にわたってTLAC要件及びiTLAC要件が実施された場合には、当グループの資金調達コストを増加させ、また、当グループが必要に応じてグローバル・ベースで資本及び流動性を配分する能力を制限する可能性がある。

当グループは、様々な国の経済的制裁に関する法律及び規制上の要件に服している。これらの法律及び規制要件は一般的に、特定の国／地域及び関係者を含む取引を禁止又は規制する。適用ある経済的制裁に関する法律及び規制上の要件に対する頻繁、複雑かつ矛盾する可能性のある変更の監視及び遵守のための当グループの費用は増加しており、当グループが禁止行為の起こる前に特定及び停止できないリスク又は当行が経済的制裁に関する法律及び規制上の要件を遵守できないリスクが増大している。制裁プログラムの対象となる行為若しくはいかなる違反も、当グループに重大な民事上の罰則及び潜在的な刑罰が科される又はその他の不利な結果を招く要因となる可能性がある。

当グループは、当グループを含む金融サービス業界及びその構成員が、2022年度以降における規制改革の範囲及び内容に関する大きな不確定要素、特に、米国における将来の規制予定案に関する不確実性、これには既存の規制及び金融業界規制へのアプローチを変更するための様々な提案又は将来の新税制、並びに英国のEU離脱とヨーロッパにおける国政選挙の結果に伴う規制の変更の可能性を含むが、これらによる影響を受け続けると予想している。また、当グループは、気候変動（新規又は変更される開示要件に関する事項を含む。）に関して、米国及びその他の法域における規制及び法律の不確実性にさらされている。法律、規則若しくは規制の改正、それらの解釈若しくは施行の変更、又は新たな法律、規則若しくは規制の実施は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが適用法律、規則及び規制の遵守につき最善の努力を尽くしても、とりわけ適用法律、規則又は規制が不明瞭であったり若しくは法域ごとに一致しない内容であったり、政府、規制機関又は国際的な団体、組織若しくは連合が従前の指針に修正を加え、又は裁判所が従前の判決を覆す分野では、

数多くのリスクが残る。また、多くの法域の当局は、当グループに対して行政又は訴訟手続を提起する権限を有しており、その結果、当グループが免許の停止処分若しくは取消、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰、訴追延期合意又はその他の懲罰等を受ける可能性があり、かかる事象は、過去に当グループの業績に重大な悪影響を与え、当グループの評価も大きく損なってきたが、将来においても同様の可能性がある。

当グループの評判が損なわれることにより、当グループの競争上の地位及び事業の見通しを含め、当グループの事業が重大な損害を受ける可能性がある

当グループは、アルケゴス及びSCFFの事象の結果評判悪化の損害を被ったが、将来においてもこれらの事象又はその他の事象の結果としてさらなる評判悪化の損害を被る可能性がある。顧客、取引先、投資家、従業員を惹きつけ、これを維持し、取引先との取引を行う当グループの能力は、当グループの評判が損なわれるほど悪影響を受ける可能性がある。当グループの評判への悪影響は様々な要因から生じる可能性があり、これには従業員の不正行為、過失及び詐欺の防止、利益相反と受託者の義務違反への対処、実質的に正確かつ完全な財務情報及びその他の情報の作成、当グループの事業に固有の信用、流動性、業務上及び市場上のリスクの特定、又は不利な法律上又は規制上の措置や調査の防止を行うための当グループの総合的な手続及び統制が破綻した場合、又は破綻したように見える場合を含む。加えて、当グループの評判は、コンプライアンスの不遵守、情報又はセキュリティ侵害、個人情報の漏洩、サイバー・インシデント、技術の不備、当グループの特定の取引又は投資の推奨又は戦略の適合性若しくは合理性に対する課題、並びに当グループの顧客、取引先、契約相手方及び第三者の活動によって損なわれる可能性がある。金融サービス業界全体、又は業界内の特定のメンバー又は個人による行為も、当グループの評判に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当グループの評判は、当グループのESG活動及び開示（当グループの事業活動における気候変動に関連するもの及びESGの懸念への対応方法を含む。）、あるいは当グループの顧客が気候変動に関連する特定の事業活動に関与することによって、悪影響を受ける可能性がある。従業員によるソーシャルメディアへの投稿、メディアにおける悪評若しくはネガティブな情報、又はその他のいかなる情報もまた、事実上真実であるか否かにかかわらず、当グループの事業の見通しや業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融サービス業界におけるグローバル化及び収斂化により競争が激化した環境において、財務力及び健全性に対する評価は、当グループの業績に非常に重要であり、これら問題その他への対応を怠り、又は怠っているように見えることは、レピュテーション・リスクを生じさせ、当グループの事業、業績及び財務成績に影響を及ぼす可能性がある。これらの問題に適切に対処しなければ、追加的な規制及び法的リスクが発生し、評判にさらなる損失を与える可能性がある。

破綻処理手続及び破綻処理計画要件が、当グループの株主及び債権者に影響を及ぼす可能性がある

スイスの銀行法に従い、FINMAは、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及びクレディ・スイス・グループAGを含む金融グループのスイスの親会社に関する破綻処理手続において幅広い権限及び裁量を有している。これらの幅広い権限には、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して破綻処理手続を開始し、これに関連して同手続の対象となる法人の発行済株式を消却する権限、かかる法人の債務証書及びその他の債務の一部又は全部を株式に転換し、及び／又はかかる債務証書及びその他債務の一部又

は全部を消却する権限、並びにかかる法人が当事者である契約に基づく特定の解約及びネットティングに関する権利を（最大2営業日の間）停止する権限並びに、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して支払の延期を含む保全措置を命令する権限及び清算手続を開始する権限が含まれている。当該権限及び裁量の範囲並びに適用される法的メカニズムは、今後の発展及び解釈に左右される。

当グループは、現在、スイス、米国、EU及び英国において破綻処理計画要件の対象であり、その他の法域においても類似の要件に直面する可能性がある。破綻処理計画が関係当局により不適切であると判断された場合、関連規制によって、当局が当該法域内における当グループ業務の範囲又は規模を制限することが認められ、当グループがより多額の自己資本又は流動性を保つことが義務付けられ、破綻処理に関連する障害を除去するために、当グループが資産若しくは子会社を処分し、又は当グループが法人構造若しくは事業を変更するよう義務付けられる可能性がある。

当グループの転換可能資本商品が転換される場合、既存株主の保有持分が希薄化される

スイスの規制資本ルール上、当グループは、多額の偶発資本商品を発行する義務を負うものとされ、そのうち一部は、特定のトリガー事由発生時に普通株式へと転換される。かかるトリガー事由には、当グループのCET1比率が所定の基準（ハイ・トリガー商品の場合、7%）を下回った場合、又は当グループの破産を阻止するために転換が必要である若しくは当グループへの臨時的な公的資金の注入が必要である旨をFINMAが決定した場合が含まれる。2021年12月31日現在、当グループの発行済株式数は、2,569.7百万株であった。また、当グループは、元本総額で1.4十億スイス・フラン相当の転換可能な偶発資本商品を発行しており、今後さらに転換可能な偶発資本商品を発行する可能性もある。いずれかのトリガー事由を起因として当グループの転換可能な偶発資本商品の一部又は全部が転換された場合、当グループの既存株主の保有持分は（場合によって大幅に）希薄化される。また、当該転換又はその可能性の予測により当グループの普通株式の時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である

当グループは、スイス、米国及びその他の国の中央銀行及び規制当局が採用する金融政策の影響を受ける。SNB及びその他の中央銀行当局による行為は、当グループの貸付、増資及び投資活動に係る資金コストに直接的な影響を与え、当グループが保有する金融商品の価値並びに金融サービス業界の競争環境及び事業環境もその影響を被る可能性がある。多くの中央銀行（Fedを含む。）は、その金融政策の重大な変更を実施し又はその経営における重大な変更を経験してきており、今後さらなる変更を実施又は経験する可能性がある。当グループが、これらの変更が、当グループ及び当グループの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるか否かを予測することは不可能である。また、金融政策の変更は、当グループの顧客の信用度にも影響を与える可能性がある。金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である。

顧客に対する法律上の規制は、当グループのサービスに対する需要を減少させる場合がある

当グループは、金融サービス会社として当グループに適用される規制だけではなく、当グループの顧客に適用される規制及び施行実務の変更によっても重大な影響を受ける場合がある。当グループの事業は、既存の又は提案されている税法、独占禁止及び競争に関する方針、コーポレート・ガバナンスに関

するイニシアチブ、その他の政府の規制及び方針、並びに事業及び金融市場に影響を与える既存の法令の解釈又は施行の変更等により影響を受ける場合がある。例えば、税法の遵守及び施行実務の変更を重視することにより、当グループのウェルス・マネジメント事業からのさらなる資産流出につながる可能性がある。

競争

当グループは激しい競争にさらされている

当グループは金融サービス市場のすべての分野において、並びに当グループが提供する商品及びサービスについて激しい競争にさらされている。金融危機の影響もあり、合併、買収、提携及び協力による統合が進み、競争圧力が高まっている。競争は、提供する商品及びサービス、価格設定、販売システム、顧客サービス、ブランド認知、認識されている財務力、並びに顧客のニーズに対応するために資本を利用する意思等、様々な要因に基づいている。統合により、当グループと同様に、貸付から預金、証券仲介、インベストメント・バンキング及びアセット・マネジメント・サービスに至る幅広い商品及びサービスを提供できる企業が多数生まれた。当該企業の中には、当グループよりも幅広い商品を提供できる企業が存在する可能性もあり、また当該商品をより競争力のある価格で販売できる企業も存在し得る。昨今の市況により、多くの金融機関が合併し、その事業範囲を変更し、破産し、政府の支援を受け、又はその規制上の地位を変更したため、金融サービス業界における勢力図に重大な変更が生じ、これにより事業の実施方法も変化することが予想される。さらに、昨今の市況は、商品やサービスに対する顧客の需要にも影響を与えている。金融テクノロジー分野における新たな競合他社の一部は、技術革新又は規制の少ない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい当グループの事業の既存セグメントを標的にしようとしている。ロボアドバイザー・サービス、デジタル資産サービス並びにその他の金融商品及びサービスを含む新たな技術もまた、例えば、eコマース会社又はその他の会社が当グループのものと類似の商品及びサービスをより低価格で又は顧客の便宜の点でより競争力のある方法で提供することを可能とすることにより、当グループが事業を行う市場におけるさらなる競争を招く可能性がある。これらのサービス若しくは当グループの競合他社が、異なるかつ（場合によっては）より緩やかな法的及び／又は規制上の要件の適用を受ける場合、当グループは、競争上不利な状況に直面する可能性がある。当グループは、当グループの業績がその悪影響を受けないと保証することができない。

当グループは高度な能力を有する従業員を採用し、これを維持しなければならない

当グループの業績は、高度な能力を有する従業員の資質及び努力に大きく依存している。有能な従業員を獲得するための競争は熾烈であり、金融サービス及びその他の産業における雇用市場は、これまで競争が激しく、また引き続き極めて競争が激しいと予想される。また、進化する労働基準、慣習及び期待値並びに持続的な労働力不足に対するCOVID-19の影響は、当グループの従業員を採用及び雇用する力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループは従業員の採用、研修及び報酬のために、相当の資源を拠出している。当グループが従事する事業において継続的かつ効率的な競争を行うためには、新たな従業員を惹きつけ、既存の従業員を維持し、当該従業員の意欲を喚起できるか否かが重要となる。金融サービス業界における報酬制度に対する世間一般からの注視及び関連する規制上の変更は、高度な能力を有する従業員を採用し、維持する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。特に、スイスの過剰報酬規則又は後継する規則並びにEU及び英国のCRD IV（CRD Vにより改訂されている。）を含む、規制

イニシアチブにより課された業務執行役員報酬の金額及び形態に関する制限は、当グループの最も高度な能力を有する一定の従業員を維持し、一部の事業において新たに有能な従業員を雇用する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、アルケゴス及びSCFFの事象を受けて、当グループは、2021年度の当グループの変動報酬プールを昨年度と比較して削減することを発表した。報酬の減少及び当グループの業績又は評判に影響を与えている事象は、当グループの従業員の雇用及び新たな人材の採用を行う力に悪影響を与える可能性がある。

当グループは新たな技術に起因する競争に直面している

当グループの事業は、新たな技術に起因する競争に直面している。当該競争には、新たな取引技術及び手数料の低い、又は手数料のかからない自動化された電子市場に対する直接的なアクセスを志向する傾向並びに自動化が進んだ取引プラットフォームへの移行が含まれる。当該技術及び傾向は、当グループの手数料及びトレーディング収益に悪影響を与える可能性があり、一定の取引の流れから当グループの事業が排除され、取引市場への参加及び市場に関する情報の利用が減少し、結果として、より強力な競合他社が新たに登場する可能性がある。また、当グループは新たな取引システムの開発及び支援のため、又は競争上の地位の維持を目的とした技術への投資を行うために、追加の重大な支出を迫られ、又は今後も迫られる場合がある。

また、インターネットをベースにした金融ソリューションの進化は、暗号通貨やブロックチェーン等の新たな技術の成長を促進した。これらの進化は、金融サービス業界を破壊する可能性並びに当グループの製品及びサービスを適応させるためにさらなる資源の投入を要求する可能性がある。また、このような新興技術の普及により、進化する法律、規則及び規制を遵守するためのコストも増加する可能性があり、当グループが変化する消費者又は市場の嗜好に適時に又は成功裏に適応できない場合、当グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当グループが新興技術を用いた新たな製品や新たなサービスを開発する際、それらが適切に設計及び管理されない場合、新たなリスクに直面する可能性がある。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、継続しているCOVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ、インフレ率の上昇及び金利の変動又は金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・アルケゴス及びサプライチェーン・ファイナンス・ファンドの事案がもたらす継続的で重大な悪影響、及びこれらの問題を成功裏に解決する当グループの能力
- ・リスク管理の方法及び方針並びにヘッジ戦略を向上させる当グループの能力
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2022年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更

- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱、テロリスト活動、制裁又はその他の地政学的事象若しくは対立の激化を含む、地政学的及び外交上の緊張、不安定性及び紛争
- ・気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向
- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を守り、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（上記の「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2021年12月31日に終了した事業年度に関するクレディ・スイス・エイ・ジーの連結財務書類

(1) 連結損益計算書

連結損益計算書	参照注記	12月31日に終了した事業年度					
		2021年		2020年		2019年	
		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
利息及び配当金収益	5	9,593	1,199,892	11,220	1,403,398	16,667	2,084,708
支払利息	5	(3,668)	(458,793)	(5,260)	(657,921)	(9,618)	(1,203,019)
純利息収益	5	5,925	741,099	5,960	745,477	7,049	881,689
手数料収益	6	13,180	1,648,554	11,850	1,482,198	11,071	1,384,761
トレーディング収益	7	2,371	296,565	3,178	397,504	1,773	221,767
その他の収益	8	1,566	195,875	1,515	189,496	2,793	349,348
純収益		23,042	2,882,093	22,503	2,814,675	22,686	2,837,565
貸倒引当金繰入額	9	4,209	526,462	1,092	136,587	324	40,526
報酬費用	10	8,011	1,002,016	8,860	1,108,209	9,105	1,138,853
一般管理費	11	8,581	1,073,311	7,962	995,887	7,588	949,107
支払手数料		1,243	155,474	1,256	157,100	1,276	159,602
のれんの減損	20	976	122,078	0	0	0	0
リストラクチャリング費用	12	113	14,134	122	15,260	-	-
その他営業費用合計		10,913	1,364,998	9,340	1,168,247	8,864	1,108,709
営業費用合計		18,924	2,367,014	18,200	2,276,456	17,969	2,247,563
法人税等控除前利益/(損失)		(91)	(11,382)	3,211	401,632	4,393	549,476
法人税等費用	28	938	117,325	697	87,181	1,298	162,354
当期純利益/(損失)		(1,029)	(128,707)	2,514	314,451	3,095	387,123
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)		(100)	(12,508)	3	375	14	1,751
株主に帰属する当期純利益/(損失)		(929)	(116,199)	2,511	314,076	3,081	385,371

(2) 連結包括利益計算書

包括利益/(損失)	12月31日に終了した事業年度					
	2021年		2020年		2019年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
当期純利益/(損失)	(1,029)	(128,707)	2,514	314,451	3,095	387,123
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	(300)	(37,524)	177	22,139	86	10,757
外貨換算調整	786	98,313	(3,014)	(376,991)	(995)	(124,455)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	0	(17)	(2,126)	21	2,627
保険数理利益/(損失)	30	3,752	(44)	(5,504)	(24)	(3,002)
過去勤務利益/(費用)、純額	5	625	(4)	(500)	1	125
信用リスクに関連する負債に係る利益/(損失)	387	48,406	151	18,887	(1,738)	(217,389)
その他包括利益/(損失)(税引後)	908	113,573	(2,751)	(344,095)	(2,649)	(331,337)
包括利益/(損失)	(121)	(15,135)	(237)	(29,644)	446	55,786
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	(72)	(9,006)	(55)	(6,879)	7	876
株主に帰属する包括利益/(損失)	(49)	(6,129)	(182)	(22,765)	439	54,910

(3) 連結貸借対照表

		12月31日現在			
		2021年		2020年	
参照注記		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産					
	現金及び銀行に対する預け金	164,026	20,516,372	138,207	17,286,932
	うち公正価値報告分	308	38,525	525	65,667
	うち連結VIEからの報告分	108	13,509	90	11,257
	利付銀行預け金	1,256	157,100	1,230	153,848
	中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	14	103,906	92,276	11,541,882
	うち公正価値報告分	68,623	8,583,365	57,994	7,253,890
	担保受入有価証券(公正価値報告分)	15,017	1,878,326	50,773	6,350,687
	うち債権者に対する差入れ分	8,455	1,057,551	27,614	3,453,959
	トレーディング資産(公正価値報告分)	15	111,299	13,921,279	157,511
	うち債権者に対する差入れ分	30,092	3,763,907	52,468	6,562,697
	うち連結VIEからの報告分	1,822	227,896	2,164	270,673
	投資有価証券	16	1,003	125,455	605
	うち公正価値報告分	1,003	125,455	605	75,673
	その他の投資	17	5,788	723,963	5,379
	うち公正価値報告分	4,093	511,952	3,793	474,428
	うち連結VIEからの報告分	1,015	126,956	1,251	156,475
	貸出金、純額	18	300,358	37,568,779	300,341
	うち公正価値報告分	10,243	1,281,194	11,408	1,426,913
	うち債権者に対する差入れ分	42	5,253	179	22,389
	うち連結VIEからの報告分	1,400	175,112	900	112,572
	貸倒引当金	(1,296)	(162,104)	(1,535)	(191,998)
	のれん	20	2,881	360,355	3,755
	その他の無形資産	21	276	34,522	237
	うち公正価値報告分	224	28,018	180	22,514
	未収仲介料	16,689	2,087,460	35,943	4,495,750
	貸倒引当金	(4,186)	(523,585)	(1)	(125)
	その他資産	22	36,715	4,592,312	36,574
	うち公正価値報告分	9,184	1,148,735	8,373	1,047,295
	うち債権者に対する差入れ分	0	0	167	20,888
	うち連結VIEからの報告分	1,482	185,369	1,858	232,399
	うち低価法で計上される売却目的保有貸出金(償却原価ベース)	588	73,547	650	81,302
	貸倒引当金－償却原価で保有するその他資産	(28)	(3,502)	(41)	(5,128)
	資産合計	759,214	94,962,487	822,831	102,919,701

		12月31日現在				
		2021年		2020年		
参照注記		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
負債及び持分						
銀行からの預り金	24	18,960	2,371,517	16,420	2,053,814	
		うち公正価値報告分	477	59,663	413	51,658
顧客の預金	24	393,841	49,261,632	392,039	49,036,238	
		うち公正価値報告分	3,700	462,796	4,343	543,222
		うち連結VIEからの報告分	0	0	1	125
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	14	35,368	4,423,829	37,087	4,638,842	
		うち公正価値報告分	13,307	1,664,440	13,688	1,712,095
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)		15,017	1,878,326	50,773	6,350,687	
トレーディング負債(公正価値報告分)	15	27,539	3,444,578	45,871	5,737,545	
		うち連結VIEからの報告分	8	1,001	10	1,251
短期借入金		25,336	3,169,027	21,308	2,665,205	
		うち公正価値報告分	10,690	1,337,105	10,740	1,343,359
		うち連結VIEからの報告分	4,352	544,348	4,178	522,584
長期債務	25	160,695	20,099,731	160,279	20,047,697	
		うち公正価値報告分	67,788	8,478,923	70,243	8,785,994
		うち連結VIEからの報告分	1,391	173,986	1,746	218,390
未払仲介料		13,062	1,633,795	21,655	2,708,607	
その他負債	22	21,309	2,665,330	30,340	3,794,927	
		うち公正価値報告分	2,568	321,205	7,756	970,120
		うち連結VIEからの報告分	233	29,144	207	25,892
負債合計		711,127	88,947,765	775,772	97,033,562	
普通株式		4,400	550,352	4,400	550,352	
払込剰余金		47,417	5,930,918	46,232	5,782,699	
利益剰余金		14,932	1,867,695	15,871	1,985,145	
その他包括利益/(損失)累計額	26	(19,359)	(2,421,424)	(20,239)	(2,531,494)	
株主持分合計		47,390	5,927,541	46,264	5,786,701	
非支配持分		697	87,181	795	99,439	
持分合計		48,087	6,014,722	47,059	5,886,140	
負債及び持分合計		759,214	94,962,487	822,831	102,919,701	

		12月31日現在			
		2021年		2020年	
株式に関する追加情報					
額面		1.00スイス・フラン	125.08円	1.00スイス・フラン	125.08円
発行済株式		4,399,680,200株		4,399,680,200株	
発行済流通株式		4,399,680,200株		4,399,680,200株	

当行の株式資本合計は全額払込済であり、2021年12月31日現在の登録株式は4,399,680,200株であった。1株につき1個の議決権がある。発行済で流通している自行株式に対する当行のワラントはない。

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)
2021年								
期首残高	4,400	46,232	15,871	0	(20,239)	46,264	795	47,059
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{2,3}	-	-	-	-	-	-	(46)	(46)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ³	-	-	-	-	-	-	27	27
当期純利益/(損失)	-	-	(929)	-	-	(929)	(100)	(1,029)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	880	880	28	908
株式報酬(税引後)	-	125	-	-	-	125	-	125
株式報酬における配当金(税引後)	-	(9)	-	-	-	(9)	-	(9)
配当金支払	-	-	(10)	-	-	(10)	(1)	(11)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(3)	(3)
その他	-	1,069 ⁴	-	-	-	1,069	(3)	1,066
期末残高	4,400	47,417	14,932	0	(19,359)	47,390	697	48,087

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2021年								
期首残高	550,352	5,782,699	1,985,145	0	(2,531,494)	5,786,701	99,439	5,886,140
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{2,3}	-	-	-	-	-	-	(5,754)	(5,754)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ³	-	-	-	-	-	-	3,377	3,377
当期純利益/(損失)	-	-	(116,199)	-	-	(116,199)	(12,508)	(128,707)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	110,070	110,070	3,502	113,573
株式報酬(税引後)	-	15,635	-	-	-	15,635	-	15,635
株式報酬における配当金(税引後)	-	(1,126)	-	-	-	(1,126)	-	(1,126)
配当金支払	-	-	(1,251)	-	-	(1,251)	(125)	(1,376)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(375)	(375)
その他	-	133,711 ⁴	-	-	-	133,711	(375)	133,335
期末残高	550,352	5,930,918	1,867,695	0	(2,421,424)	5,927,541	87,181	6,014,722

¹ 自己株式として表示されているクレディ・スイス・グループ株式を反映している。これらの株式は株式報酬債務を経済的にヘッジするために保有されている。

² ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

³ ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

⁴ 2021年5月の強制転換社債の発行に伴う、クレディ・スイス・グループAGからクレディ・スイス・エイ・ジーへの1,080百万スイス・フランの資本拠出を含む。

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)
2020年								
期首残高	4,400	45,774	13,492	0	(17,546)	46,120	643	46,763
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	19	19
当期純利益/(損失)	-	-	2,511	-	-	2,511	3	2,514
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	(132)	-	-	(132)	-	(132)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(2,693)	(2,693)	(58)	(2,751)
株式報酬(税引後)	-	494	-	-	-	494	-	494
株式報酬における配当金(税引後)	-	(41)	-	-	-	(41)	-	(41)
配当金支払	-	(10)	-	-	-	(10)	-	(10)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	198	198
その他	-	15	-	-	-	15	10	25
期末残高	4,400	46,232	15,871	0	(20,239)	46,264	795	47,059

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2020年								
期首残高	550,352	5,725,412	1,687,579	0	(2,194,654)	5,768,690	80,426	5,849,116
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(2,502)	(2,502)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	2,377	2,377
当期純利益/(損失)	-	-	314,076	-	-	314,076	375	314,451
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	(16,511)	-	-	(16,511)	-	(16,511)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(336,840)	(336,840)	(7,255)	(344,095)
株式報酬(税引後)	-	61,790	-	-	-	61,790	-	61,790
株式報酬における配当金(税引後)	-	(5,128)	-	-	-	(5,128)	-	(5,128)
配当金支払	-	(1,251)	-	-	-	(1,251)	-	(1,251)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	24,766	24,766
その他	-	1,876	-	-	-	1,876	1,251	3,127
期末残高	550,352	5,782,699	1,985,145	0	(2,531,494)	5,786,701	99,439	5,886,140

¹ 自己株式として表示されているクレディ・スイス・グループ株式を反映している。これらの株式は株式報奨債務を経済的にヘッジするために保有されている。

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)
2019年								
期首残高	4,400	45,557	10,179	0	(14,840)	45,296	698	45,994
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(103)	(103)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	68	68
当期純利益/(損失)	-	-	3,081	-	-	3,081	14	3,095
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	242	-	(64)	178	-	178
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(2,642)	(2,642)	(7)	(2,649)
株式報酬(税引後)	-	254	-	-	-	254	-	254
株式報酬における配当金(税引後)	-	(35)	-	-	-	(35)	-	(35)
配当金支払	-	-	(10)	-	-	(10)	(1)	(11)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(4)	(4)
その他	-	(2)	-	-	-	(2)	(22)	(24)
期末残高	4,400	45,774	13,492	0	(17,546)	46,120	643	46,763

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2019年								
期首残高	550,352	5,698,270	1,273,189	0	(1,856,187)	5,665,624	87,306	5,752,930
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(12,883)	(12,883)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	8,505	8,505
当期純利益/(損失)	-	-	385,371	-	-	385,371	1,751	387,123
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	30,269	-	(8,005)	22,264	-	22,264
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(330,461)	(330,461)	(876)	(331,337)
株式報酬(税引後)	-	31,770	-	-	-	31,770	-	31,770
株式報酬における配当金(税引後)	-	(4,378)	-	-	-	(4,378)	-	(4,378)
配当金支払	-	-	(1,251)	-	-	(1,251)	(125)	(1,376)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(500)	(500)
その他	-	(250)	-	-	-	(250)	(2,752)	(3,002)
期末残高	550,352	5,725,412	1,687,579	0	(2,194,654)	5,768,690	80,426	5,849,116

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

12月31日に終了した事業年度

	2021年		2020年		2019年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
営業活動						
当期純利益	(1,029)	(128,707)	2,514	314,451	3,095	387,123
当期純利益/(損失)を営業活動から生じた/(に使用した)正味資金に調整するための修正						
減損費用、減価償却費及び償却費	2,227	278,553	1,196	149,596	1,134	141,841
貸倒引当金繰入額	4,209	526,462	1,092	136,587	324	40,526
繰延税金繰入/(戻入)	164	20,513	358	44,779	616	77,049
株式報酬	886	110,821	1,086	135,837	1,022	127,832
長期債務に係る評価調整	1,140	142,591	2,706	338,466	10,193	1,274,940
持分法適用投資からの純利益/(損失)持分	(181)	(22,639)	(120)	(15,010)	(78)	(9,756)
トレーディング資産及び負債、純額	27,302	3,414,934	(8,079)	(1,010,521)	(28,028)	(3,505,742)
その他資産の(増加)/減少	16,082	2,011,537	(7,128)	(891,570)	3,057	382,370
その他負債の増加/(減少)	(13,453)	(1,682,701)	407	50,908	(6,502)	(813,270)
その他、純額	(454)	(56,786)	176	22,014	(2,272)	(284,182)
修正合計	37,922	4,743,284	(8,306)	(1,038,914)	(20,534)	(2,568,393)
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	36,893	4,614,576	(5,792)	(724,463)	(17,439)	(2,181,270)
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	(6)	(750)	(520)	(65,042)	411	51,408
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	(8,895)	(1,112,587)	19,289	2,412,668	8,386	1,048,921
投資有価証券の購入	(630)	(78,800)	(402)	(50,282)	(557)	(69,670)
投資有価証券の売却収入	0	0	629	78,675	6	750
投資有価証券の満期償還	184	23,015	184	23,015	1,007	125,956
子会社への投資及びその他の投資	(2,049)	(256,289)	(210)	(26,267)	(284)	(35,523)
その他の投資の売却収入	615	76,924	677	84,679	1,133	141,716
貸出金の(増加)/減少	(3,935)	(492,190)	(9,252)	(1,157,240)	(18,354)	(2,295,718)
貸出金の売却収入	5,371	671,805	3,860	482,809	4,612	576,869
建物及び設備並びにその他の無形資産への資本的支出	(1,254)	(156,850)	(1,044)	(130,584)	(1,133)	(141,716)
建物及び設備並びにその他の無形資産の売却収入	3	375	45	5,629	30	3,752
その他、純額	457	57,162	113	14,134	537	67,168
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	(10,139)	(1,268,186)	13,369	1,672,195	(4,206)	(526,086)

12月31日に終了した事業年度

	2021年		2020年		2019年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
財務活動						
銀行からの預り金及び顧客の預金の増加/(減少)	1,111	138,964	24,616	3,078,969	26,057	3,259,210
短期借入金増加/(減少)	3,437	429,900	(5,290)	(661,673)	6,911	864,428
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(2,998)	(374,990)	(1,539)	(192,498)	3,491	436,654
長期債務の発行	51,254	6,410,850	57,641	7,209,736	34,911	4,366,668
長期債務の返済	(52,964)	(6,624,737)	(42,768)	(5,349,421)	(46,290)	(5,789,953)
配当金支払	(11)	(1,376)	(10)	(1,251)	(11)	(1,376)
その他、純額	350	43,778	(445)	(55,661)	(1,099)	(137,463)
継続事業の財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	179	22,389	32,205	4,028,201	23,970	2,998,168
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響	(1,114)	(139,339)	(2,619)	(327,585)	(595)	(74,423)
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)	25,819	3,229,441	37,163	4,648,348	1,730	216,388
期首現金及び銀行に対する預け金 ¹	138,207	17,286,932	101,044	12,638,584	99,314	12,422,195
期末現金及び銀行に対する預け金 ¹	164,026	20,516,372	138,207	17,286,932	101,044	12,638,584

¹ 制限付預け金を含む。

キャッシュ・フローに関する補足情報

	12月31日に終了した事業年度					
	2021年		2020年		2019年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
法人税及び利息に関する現金支払						
法人税	797	99,689	735	91,934	706	88,306
利息	5,518	690,191	8,126	1,016,400	13,015	1,627,916

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2022年3月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1スイス・フラン=125.08円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

訴訟

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている（以下に開示されるものを含む。）。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる検討は、和解又は裁判を通じた問題解決のための経営陣の戦略の検討及びかかる戦略の変更を含む。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

以下に記載されている詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。以下の一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項について当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積ることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。以下の一部の訴訟等については、当グループが請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

下表は当グループの訴訟引当金合計の増減明細をまとめたものである。

訴訟引当金	
2021年	
単位：百万スイス・フラン	
期首残高	1,660
訴訟引当金の増加	1,541
訴訟引当金の減少	(68)
和解及びその他の現金による支払の減少	(1,630)
外国為替換算	36
期末残高	1,539

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。以下に説明される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲における当グループの見積りは、ゼロから1.5十億スイス・フランである。

当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の見解に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはない判断している。ただし、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の問題

政府及び規制機関に関連する問題

クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (以下、「CSS LLC」という。) 及びその関連会社の一部を含む複数の金融機関は、サブプライム及び非サブプライム住宅ローン・商業用不動産ローンの組成、購入、証券化、サービシング及び取引、並びにその関連事項に関して、米国司法省 (以下、「DOJ」という。) 及び米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券 (以下、「RMBS」という。) の作業部会のその他複数のメンバーを含む一部の規制機関及び／又は政府機関から情報開示の要請を受け、並びに／又はこれらの機関が提起した民事訴訟の被告となっている。CSS LLC及びその関連会社は、かかる情報の要請に協力している。

RMBSに関するDOJとの和解

従前に開示したとおり、2017年1月18日、CSS LLC並びにその現在及び以前の米国子会社及び米国関連会社は、2007年まで行われていた旧来のRMBS事業に関し、DOJと和解した。この和解により、かかるクレディ・スイスの事業体のうちの一部によるRMBSの証券化、販売促進、ストラクチャリング、手配、引受、

発行及び販売に関しては、DOJによる民事請求の可能性がなくなった。和解の条件に従い、民事制裁金が2017年1月にDOJに支払われた。和解はまた、上記の事業体に対し、一定水準の消費者救済措置（支払可能な家賃の提供及び貸出金の免除を含む。）を提供することも求めており、DOJとクレディ・スイスは、和解の消費者救済要件の履行完了を監視するための独立監視人を指名することに合意した。クレディ・スイスは現在、これらの消費者救済措置に関する義務を完全に果たすには、和解案で定められた5年間よりもはるかに長い期間が必要であり、市場環境及び当グループのリスク選好によっては、その完了は2026年以降のみとなる可能性もあると予想している。これらの義務をいかに果たすかについてのクレディ・スイスの現在の計画を鑑み、クレディ・スイスは、これらの義務を満たすことに関連して、従前予想されていた以上の追加コストが発生することを予想している。クレディ・スイスが提供しなければならない消費者救済の金額も、当初の和解に基づき、2021年以降これらの義務が完了するまで、未払金額の年率5%で増加する。監視人は、これら消費者救済に関する報告書を定期的に公表している。

NJAGの訴訟

2013年12月18日、ニュージャージー州検事総長（以下、「NJAG」という。）は、ニュージャージー州を代表して、2008年より前のRMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者及び／又は引受業者を務めたCSS LLC及びその関連会社に対して、同州マーサー郡のニュージャージー州最高裁判所衡平法部（以下、「SCNJ」という。）において民事訴訟を提起した。当初訴状は、CSS LLC及びその関連会社が2006年及び2007年に発行、出資、寄託及び引受を行った13のRMBSに関するものであったが、CSS LLC及びその関連会社が、RMBSの募集及び販売に関して、投資家に対して誤った説明をし、詐欺又は不正行為を行った旨主張し、不確定の金額の損害賠償を請求した。2014年8月21日、SCNJは、NJAGがCSS LLC及びその関連会社に対し提起した訴訟について再訴可能な棄却を行った。2014年9月4日、NJAGは、CSS LLC及びその関連会社を相手方として修正訴状を提出し、当初訴状における請求数又は言及されるRMBSの数を拡大せずに追加の主張を行った。2019年8月21日、NJAGは、部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを提出した。2019年11月18日、CSS LLC及びその関連会社は、部分的なサマリー・ジャッジメントの反対申立てを提出した。2021年6月17日、SCNJは、NJAGが提出した部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを認め、CSS LLC及びその関連会社が提出した部分的なサマリー・ジャッジメントの反対申立てを却下する命令を下した。2021年9月8日、SCNJは、この訴訟の審理を2022年9月に開始する予定とした。

民事訴訟

CSS LLC及び／又はその関連会社の一部は、RMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者、引受業者及び／又はサービサーとしての役割に関する複数の民事訴訟においても被告となっている。これらの訴訟には、集団訴訟、RMBSの個別投資家による訴訟、特定のRMBSについて元本及び利息の支払を保証したモノライン保険会社による訴訟、並びにRMBSのトラスト、受託者及び／又は投資家による買戻し訴訟が含まれており、又は含まれていた。訴訟ごとに主張は異なるが、集団訴訟及び個別投資家による訴訟の原告は、概して、RMBS証券化信託が発行する証券の目論見書に、裏付資産である抵当貸付の実施根拠である引受基準に関する記述を含む、重大な虚偽表示及び不表示が含まれていたことを主張する。モノライン保険業者は、概して、当該モノライン保険業者が付保したRMBSの担保とされる貸付が、証券化の際の貸付について行われた表明及び保証に違反しており、当該モノライン保険業者が不当に取引の締結を勧誘されたと主張している。買戻し訴訟の原告は、概して、抵当貸付に関する表明及び保証の違反並びに適用さ

れる契約の下で要求されるとおりに当該抵当貸付の買戻しが行われなかったことについて主張している。以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。さらに、別途記載されない限り、個別投資家による訴訟についての「有効な申立て」に帰属する金額は、有効な申立ての後に金額を変更させる原因となる和解、棄却又はその他の出来事（もしあれば）により変更されていない。以下に記載される抵当貸付関連訴訟に加えて、他の多くの事業体が、様々なRMBS関連の発行に関連して、CSS LLC及び／又はその関連会社に対して請求を主張する恐れがある。

個別投資家の訴訟

RMBSの発行体、引受業者及び／又はその他の参加者として、CSS LLCは、他の被告とともに、以下の訴訟の被告となっている。コロニアル・バンクの管財人であるFDICが米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLCに対する請求は、係争対象のRMBS約92百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額394百万米ドルの約23%）に関連している。この訴訟は、中間手続段階にある。

CSS LLC及びその関連会社の一部は、IKBドイツ産業銀行及びその関連会社がニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）に提起した訴訟において唯一の被告となっている。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約97百万米ドルに関連している。この訴訟は、中間手続段階にある。

2022年3月初旬、シチズンズ・ナショナル・バンク及びストラテジック・キャピタル・バンクの管財人であるFDICがSDNYに提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連子会社に対する請求は、係争対象のRMBS約28百万米ドルに関連しており、両当事者は、CSS LLC及びその関連子会社に対するすべての請求について和解及び棄却する合意を締結した。

モノライン保険業者との紛争

CSS LLC及びその関連会社の一部は、SCNYにおけるモノライン保険業者に関する訴訟1件において被告となっている。当該訴訟は、クレディ・スイス被告がスポンサーであった募集において発行された約770百万米ドルのRMBSに係る元本及び利息の支払の保証人であるMBIAインシュランス・コープ（以下、「MBIA」という。）によって開始された。MBIAが主張する責任の見解の1つは、CSS LLCの関連会社が、係争対象のトラストから、特定の抵当貸付を買い戻さなければならないというものであった。MBIAは、大部分の裏付抵当貸付が表明及び保証の一部に違反している旨、並びに当該関連会社が、瑕疵があるとされる貸付の買戻しを行うことを怠った旨を主張した。MBIAは、約549百万米ドルの当初の元本残高のローンの買戻し請求を申し立てた。2019年8月2日、SCNYは2週間の非陪審審理を終了した。2020年11月30日、SCNYは責任を決定する審理後の決定を下し、2021年1月25日、損害賠償金額を604百万米ドルとする命令を下した。2021年2月11日、600百万米ドル（全額がクレディ・スイスにおいて引当済みであった。）での和解を受けて、SCNYは、CSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

買戻しに関する訴訟

DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）は、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) アセット・バック・セキュリティーズ・コーポレーション・ホーム・エクイティ・ローン・トラスト・シリーズ2006-HE7により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、2019年8月19日に提出された修正訴状において374百万米ドル以上（341百万米ドル以上から増額された。）の損害賠償金額を請求している。同訴訟は、従前に係属中であった控訴の解決を受けて、SCNYにおいて進められている。2020年1月13日、DLJは棄却申立てを行った。
- (ii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2006-8により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告が436百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (iii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は420百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。2018年12月27日、SCNYは、この訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、SCNYの控訴部第一部門（以下、「第一部門」という。）は、2019年10月10日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2020年1月30日、DLJは、ニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可を得た。2021年5月6日、口頭弁論を受けて、ニューヨーク州上訴裁判所はかかる上訴審の再弁論を命じ、かかる再弁論は2022年2月8日に行われた。2021年6月1日、SCNYは、2021年10月11日に開始される予定であった事実審理の開始を2022年5月31日まで延期した。かかる事実審理の開始は、DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴の最終解決待ちである。
- (iv) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-2によって提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は495百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (v) CSMCアセット・バック・トラスト2007-NC1によって提起された訴訟1件。同訴訟では、損害賠償金額について請求がなされていない。

これらの訴訟はSCNYにおいて提起され、様々な手続段階にある。DLJはまた、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2007-3により提起された訴訟1件（同訴訟では、原告は206百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。）の被告にもなっている。2022年3月5日、両当事者は、この訴訟について和解合意を締結した。かかる和解は、原告であるトラストの受託会社がミネソタ州裁判所に提起する予定のトラスト指示手続を通じた承認待ちである。DLJ及びその関連会社であるセレクト・ポートフォリオ・サービシング・インク（以下、「SPS」という。）は、一定の手続上の目的（事実審理を含む。）のためにSCNYにおいて併合された以下の2件の訴訟の被告となっている。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-1、ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-3及びホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-4により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、730百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、SPSが一部のオリジネーション・ファイルの受託者への合理的な提供を拒否したことにより、モーゲージ・プールの瑕疵の完全な調査を妨害したと主張している。
- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-5により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、500百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、DLJの表明保証違反をSPSが発見していたにもかかわらず、自らの契約義務に反して受託者に当該違反を通知しなかった可能性があるとして主張している。

2019年1月10日、SCNYは、これらの訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、第一部門は、2019年9月17日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2019年12月12日、DLJは、ニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可を得た。2021年4月19日、両当事者は、両方の訴訟について総額500百万米ドルで和解合意を締結した。クレディ・スイスは、その全額を引き当てている。かかる和解は、原告であるトラストの受託会社がミネソタ州裁判所に提起する予定のトラスト指示手続を通じた承認待ちである。かかる和解に基づき、2021年4月23日、これらの訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立ての棄却に対するニューヨーク州上訴裁判所への上訴は取り下げられた。2021年6月4日、SCNYは、2022年1月10日に開始される予定であったこれらの訴訟における事実審理を無効にした。

クレディ・スイスの2013年度第4四半期の財務報告書に開示されているとおり、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7がDLJに対して提起した買戻しに関する併合訴訟3件は、2013年に再訴不可な形で棄却された。これらの棄却は、2019年2月19日にニューヨーク州上訴裁判所により支持された。2019年7月8日、原告の併合訴状に従前は含まれなかった新たな請求を原告が申し立てることを認めるため、SCNYの2013年の棄却決定を修正するよう求める原告の請求をSCNYが2017年4月に退けたことから原告が第一部門に提出した控訴の通知は、原告が裁判所により命じられた期日までに控訴をさらに追行することを断った時に棄却されたものとみなされた。2019年8月15日、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7の受託者は、SCNYにおいて、DLJに対する買戻しに関する新たな訴訟を開始した。同訴訟において、原告は、2013年に再訴不可な形で棄却された買戻しに関する併合訴訟3件において主張されたものと実質的に類似したDLJに対する請求を主張して、936百万米ドル以上の損害賠償金額を主張した。2019年9月20日、DLJは棄却申立てを行い、2019年11月25日、SCNYはこの新たな訴訟を再訴不可な形で棄却する命令を下した。2019年12月20日、原告は第一部門に対して控訴の通知を提出した。

銀行の貸付に関する訴訟

CSS LLC及びその関連会社の一部は、イエローストーン・クラブ及びレイク・ラスベガス並びにその他これに類似する不動産開発を含む一定の不動産開発に関する一定の訴訟の当事者となっている。これらの件におけるクレディ・スイス被告は、これらの不動産開発に関係する借主のうち、過去において倒産又は差押えを経験した者に対するシンジケート・ローンのアレンジャーやエージェントであった。当該訴訟には、テキサス州裁判所及びニューヨーク州裁判所においてハイランド・キャピタル・マネジメントLP（以下、「ハイランド」という。）に関連する事業体により提起された訴訟2件が含まれている。テキサス州裁判所における訴訟では、積極的な虚偽表示及び不表示による不正な勧誘が行われたと主張するハイランドの請求について、2014年12月に陪審裁判が開催された。陪審員は、積極的な虚偽表示による不正勧誘の主張については原告に有利な評決を下したが、CSS LLC及び関連会社1社が不表示により不正な勧誘を行ったという原告の主張は退けた。テキサス州裁判所の裁判官は、2015年5月及び6月に、ハイランドの残りの請求について非陪審審理を行い、2015年9月4日、原告側を支持し、287百万米ドル（判決前の利息を含む。）の支払を認める判決を下した。両当事者とも控訴し、2018年2月21日、控訴裁判所は下級裁判所の決定を支持した。2018年7月18日、被告は、テキサス州最高裁判所の再審査請求を提出した。2020年4月24日、テキサス州最高裁判所は、第一審裁判所の2015年9月4日の判決のうち、

2015年5月及び6月に行われた非陪審審理に関連する部分を破棄する判決を下し、これにより契約違反、黙示的な誠実かつ公正な取引義務の違反、詐欺の教唆及び幫助、並びに民事上の共謀に係る原告の請求（約212百万米ドル（利息を除く。）の損害賠償を含む。）を棄却したが、別の積極的な虚偽表示による不正勧誘を理由とする請求に対する原告有利の2014年12月の陪審の評決は有効のままとした。2020年6月10日、ハイランドは、再審理テキサス州最高裁判所に申し立てたが、2020年10月2日、裁判所はこれを却下した。その後、テキサス州最高裁判所は、損害賠償及び利息の計算に関連するさらなる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。2021年6月25日、第一審裁判所は原告に合計約121百万米ドルの賠償金額を認める新たな判決を下した。CSS LLC及びその関連会社は、2021年7月23日、この判決に対して控訴の通知を提出した。

ニューヨーク州裁判所における訴訟では、裁判所は、CSS LLC及びその関連会社の一部によるサマリ－・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。両当事者はかかる決定に控訴したものの、控訴裁判所は当該決定を全面的に支持した。この訴訟は、現在は証拠開示中である。

税法及び証券法上の問題

2014年5月19日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、米国クロスボーダー案件についていくつかの米国規制機関と和解合意を締結した。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、とりわけ、ニューヨーク州金融サービス局に対する報告を行う独立企業監視官を雇用した。2018年7月31日付で、監視官はその審査及び任務を完了した。クレディ・スイス・エイ・ジーは、合意に基づくクレディ・スイス・エイ・ジーの義務に従って、米国当局に対する報告及び協力を続けている。

レート関連の問題

規制上の問題

米国、英国、欧州連合及びスイスを含む複数の法域の規制当局は、長期間にわたり、複数の通貨に関するLIBOR及びその他の参照レートの設定並びに関連する一定のデリバティブの価格設定について調査を行っている。これらの継続調査には、LIBOR設定の実務に関する規制機関からの情報提供の依頼及び複数の金融機関の活動の検査が含まれている。かかる金融機関には、3つのLIBORレート設定パネル（米ドルLIBOR、スイス・フランLIBOR及びユーロLIBOR）のメンバーであるクレディ・スイス・グループAGが含まれる。クレディ・スイスは、これらの調査に全面的に協力している。特に、規制当局は、当該金融機関の財務健全性に対する市場認識を向上させ、及び／又は自己勘定売買ポジションの価値を引き上げるために、当該金融機関が、個別に又は他の機関と連携して、LIBORを不正操作していたか否かを調査していると報じられている。規制当局の照会に応じて、クレディ・スイスはこれらの問題の精査を行った。現在までのところ、クレディ・スイスはこれらの問題について重大なリスクがあることを示す証拠を確認していない。

スイス競争委員会（以下、「COMCO」という。）、欧州委員会、南アフリカ競争委員会及びブラジル競争当局を含む複数の法域の規制当局は、外国為替（電子取引を含む。）市場における取引活動、情報共有及び基準レートの設定に関する調査を行っている。

2014年3月31日、COMCOは、外国為替取引における為替レートの設定に関連して、多くのスイス国内及び国際的な金融機関（クレディ・スイス・グループAGを含む。）を対象とする正式な調査を発表した。クレディ・スイスは、この継続中の調査への協力を続けている。

クレディ・スイス・グループAG、クレディ・スイスAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、クレディ・スイスの事業体とその外国為替取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書及び補足異議告知書を2018年7月26日及び2021年3月19日にそれぞれ欧州委員会から受領した。2021年12月6日、欧州委員会は83.3百万ユーロの罰金を科す正式な決定を下した。2022年2月15日、クレディ・スイスは、この決定についてEU一般裁判所に上訴した。

参照レートに関する調査には、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券、並びにコモディティ市場に関する規制機関による情報請求も含まれている。クレディ・スイスは、当該調査に全面的に協力している。

2018年12月20日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、クレディ・スイスの事業体がSSAの債券の取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書を欧州委員会から受領した。2021年4月28日、欧州委員会は、11.9百万ユーロの罰金を科すとの正式決定を発表した。2021年7月8日、クレディ・スイスは、この決定についてEU一般裁判所に上訴した。

調査は継続中であり、調査の最終的な結果を予想することは早計である。

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2011年から、クレディ・スイスの事業体の一部は、米ドルLIBORパネルの参加銀行がその評判を利用して利益を増加させるために米ドルLIBORを操作したとして、米国で提起された複数の適格性認定前の集団及び個別訴訟において被告となった。残りのすべての訴訟は、事実審理前の手続のために広域係属訴訟としてSDNYに併合された。訴訟の大部分はその開始時から停止されているが、少数の個別訴訟及び適格性認定前の集団訴訟が進行している。

棄却申立てに対する2013年から2019年までの一連の判決において、SDNYは、（i）クレディ・スイスの事業体及び他の被告に対する請求の範囲を縮小し（反トラスト、威力脅迫及び腐敗組織に関する法律（以下、「RICO法」という。）、商品取引所法及び州法に基づく請求の棄却）、（ii）請求を行うことができる原告の範囲を縮小し、かつ（iii）LIBOR訴訟における被告の範囲を縮小した（クレディ・スイスの事業体の一部を対人管轄権及び出訴期限を理由として複数の事件から除外したことを含む。）。2017年、多数の適格性認定前の集団及び個人の原告は、原告の反トラスト請求の棄却について米国連邦第2巡回区控訴裁判所（以下、「第2巡回裁」という。）に控訴した。2021年12月30日、第2巡回裁は地区連邦裁判所の決定の一部を支持し、一部を無効とし、地区連邦裁判所に当該訴訟を差し戻した。2021年9月21日、LIBORに連動する債権の所有者によってSDNYの広域係属訴訟に提起された停止されていない適格性認定前の集団訴訟において、両当事者はすべての請求について和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所の承認待ちである。これとは別に、2022年2月4日、クレディ・スイスに対して個別の原告により提起された3件の訴訟が棄却された。

2020年6月23日、LIBORに連動する金利で融資した者のために提起された停止されていない適格性認定前の集団訴訟における原告は、地区連邦裁判所による対人管轄権及び出訴期限の判決に異議申立てを行い、第2巡回裁に請求の棄却について控訴した。2021年11月17日、両当事者はすべての請求について和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所の承認待ちである。

これとは別に、2017年5月4日、停止されていない適格性認定前の集団訴訟3件における原告が、集

団訴訟認定の申立てを行った。2018年2月28日、SDNYは、訴訟のうち2件においては認定を退け、LIBOR連動デリバティブの店頭購入者により提起された訴訟における単一の反トラスト請求に対しては認定を認めた。同一の決定において、裁判所は、訴訟において唯一残っているクレディ・スイスの事業体であるクレディ・スイス・エイ・ジーを店頭訴訟から除外した。すべての当事者が集団訴訟認定の決定に対する即時の再審理の申立てを行ったが、第2巡回裁は再審理の申立てを退けた。

米ドルICE LIBORに関する訴訟

2019年1月、米ドルインターコンチネンタル取引所（以下、「ICE」という。）LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が被告の売買ポジションに有利に作用させるべく米ドルICE LIBORを抑制したとして、適格性認定前の民事集団訴訟3件の被告となった。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合された。2019年7月1日、原告は併合訴状を提出した。2019年8月30日、被告は棄却申立てを行った。2020年3月26日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2020年4月24日、原告は控訴の通知を提出した。2022年2月14日、第2巡回裁は、かかる申立てを棄却した。

2020年8月18日、ICE LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が変動金利ローン及びクレジットカードから利益を得るべくICE LIBORを操作したとして、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事訴訟の被告となった。2020年11月10日、原告は、パネル銀行がLIBORの設定を継続することを禁止するか、又はベンチマークを毎日自動的にゼロに設定するよう命じる仮差止め及び最終差止めを申し立てた。かかる申立ては2021年12月23日に退けられた。2020年11月11日、被告は、当該訴訟のSDNYへの移管を申し立てた。2021年6月3日、裁判所は、当該訴訟のSDNYへの移管を求める被告の申立てを退けた。2021年9月30日、被告は棄却申立てを行った。

スイス・フランLIBORに関する訴訟

2015年2月、スイス・フランLIBORパネルに参加した複数の銀行（クレディ・スイス・グループAGを含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくスイス・フランLIBORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年9月25日、SDNYは、すべての請求の棄却を求める被告の申立てを認めたが、原告が修正訴状を提出することを認めた。2018年2月7日、被告は修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月16日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認めた。2019年10月16日、原告は控訴の通知を提出した。2021年9月21日、第2巡回裁は、当該訴訟をSDNYに差し戻すための両当事者の共同の申立てを認めた。

SIBOR/SORに関する訴訟

2016年7月、シンガポール銀行間取引レート（以下、「SIBOR」という。）パネル及びシンガポールスワップ取引レート（以下、「SOR」という。）パネルに参加した多数の銀行（クレディ・スイス・グループAG及び関連会社を含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくSIBOR及びSORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年8月18日、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社（並びに複数のその他被告）に対するすべての請求を棄却したが、原告が訴状を修正することを認めた。2018年10月4日、SDNYは、原告の第2修正訴状に対

する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けて、1名を除くすべての原告を訴訟から除外した。2018年10月25日、残った原告は第3修正訴状を提出した。2018年11月15日、残った被告は棄却申立てを行った。2019年7月26日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認め、原告の訴状修正のための許可申立てを退けた。2019年8月26日、原告は控訴の通知を提出した。2021年3月17日、第2巡回裁は、事物管轄権を欠いているとして棄却したSDNYの判決を無効とし、さらなる手続のために訴訟をSDNYに差し戻した。2021年4月14日、被告は再審理及び第2巡回裁大法廷判決の再審理の申立てを提出した。2021年5月6日、第2巡回裁は、被告の申立てを退け、当該訴訟はさらなる手続のためにSDNYに差し戻された。

外国為替に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びにその他の金融機関は、外国為替レートの不正操作の疑いに関連してSDNYで係属中の複数の民事訴訟の被告となっている。

1件目の係属中の事案は適格性認定前の併合集団訴訟である。2015年1月28日、裁判所は、米国を拠点とする投資家及び米国で取引した外国人の原告が提出した当初併合訴状に対する被告の棄却申立てを退けたものの、外国拠点の投資家の米国外の取引に係る請求に対する被告の棄却申立ては認めた。2015年7月、原告は第2併合修正訴状を提出し、同訴状の中で被告を追加し、適格性認定前の第2集団訴訟の為替投資家を代理して追加請求を行った。2016年9月20日、SDNYは、当グループ及び関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、適格性認定前の集団訴訟の規模は縮小したが、主要な独占禁止法及び商品取引所法に基づく請求は存続が認められた。2018年5月31日、原告が集団訴訟認定の申立てを行い、2018年10月25日、当グループ及び関連会社はこれに異議を申し立てた。2019年9月3日、SDNYは、権利侵害及び損害の両方の証明は個別に進められなければならないとして、原告によるルール23(b)(3)損害賠償の集団訴訟認定の申立てを退けたが、共謀の疑いに関する2件の最低基準の問題についての認定を認めた。SDNYは、また、提案された第2の集団訴訟の認定に対する原告の申立てを全面的に退けた。2021年1月29日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2021年3月5日、原告は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2022年2月1日、SDNYはサマリー・ジャッジメントに関する両当事者による共同の申立てを退けた。

2件目の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、電子外国為替取引に関連する不正慣行を主張して2017年7月12日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2018年4月12日、SDNYは、仲裁強制を求める被告の申立てを認めた。2021年8月6日、原告は訴訟を自発的に取り下げた。

3件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において当初被告とされた。この訴訟は、併合集団訴訟において主張されたのと同じの行為に基づくものである。2019年3月1日、原告は修正訴状を提出した。2019年4月1日、被告は棄却申立てを行った。2019年4月23日、原告は、被告の申立てに応じる代わりに、第2修正訴状を提出するための許可を求めた。2019年4月26日、SDNYは、修正に反対し棄却申立てを更新する被告の権利に服することを条件として、原告に対して第2修正訴状案を提出するよう命じ、2019年6月11日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年6月28日、原告はクレディ・スイス・グループAGに対する請求を自発的に取り下げた。2019年7月25日、被告は第2修正訴状の棄却申立てを行った。

2019年9月6日、原告はクレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）に対する請求を自発的に取り下げた。クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCに対する請求は係属中である。2020年5月28日、裁判所は、被告の第2修正訴状の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年7月28日、原告は第3修正訴状を提出した。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダのオンタリオ州及びケベック州における適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。2020年4月14日、オンタリオ州における事案について、裁判所は、2003年から2013年の間に被告と又は仲介業者を通じてFX商品取引を締結したカナダにおけるすべての者から成る集団を認定する原告の集団訴訟認定の申立ての一部を認め、一部を退けた。オンタリオ州及びケベック州の裁判所は、それぞれ2021年9月23日及び2021年10月20日に、クレディ・スイスが5.56百万カナダ・ドルで原告と和解合意に至ったことの最終承認を行った。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するイスラエルにおける適格性認定前の併合集団訴訟1件でも被告となっている。

財務省証券市場に関する訴訟

CSS LLCは、20を超える米国財務省証券のプライマリー・ディーラーとともに、米国財務省証券市場に関連して米国内における複数の適格性認定前の民事集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、被告が米国財務省証券の入札及び発行日前取引における米国財務省証券の価格設定の不正操作を共謀し、関連する先物商品及びオプションに影響を及ぼしたと主張している。当該訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2017年8月23日、SDNYは主任弁護士を任命し、2017年8月25日、集団代表者であると主張する3名は、共同かつ個別の訴訟として訴状を再提出した。2017年11月15日、原告は、CSS LLC、クレディ・スイス・グループAG及びCSIを他の被告の縮小グループとともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。当該併合訴状には、従前の主張に加えて、米国財務省証券の流通市場における匿名の網羅的取引の出現を阻止するための集団的ボイコットに関する新たな主張が含まれている。2018年2月23日、被告は、原告に対して棄却の申立てを行い、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録した。2018年3月26日、SDNYは、対人管轄権の欠如を理由とするCSIに対する任意的取下げの合意を記録した。2021年3月31日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2021年5月14日、原告はCSS LLC、CSI及びその他の被告に対して修正訴状を提出した。2021年7月20日、SDNYはCSIに対する任意的取下げの合意を記録した。2021年8月4日、被告は棄却申立てを行った。

SSA債に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関及び個人とともに、SSA債に関連してSDNYに提起された数件の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、流通市場の投資家に対するSSA債の売買価格を固定するために被告が共謀したと主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。2017年4月7日、原告は併合集団訴訟訴状を提出した。原告は2017年11月3日に併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2017年12月12日にその棄却を申し立てた。2018年8月24日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2018年11月6日、原告は第2併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2018年12月21日にその棄却を

申し立てた。2019年9月30日、SDNYは、クレディ・スイス及びその他の被告の一部が行った対人管轄権の欠如及び不適切な裁判地を理由とする棄却申立てを認め、続いてCSS LLC及びその他の被告の一部が行った請求の趣旨不十分を理由とする棄却申立てについてもさらに対応することを示唆した。2020年3月18日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする棄却申立てを認める追加の意見を出した。2020年6月1日、原告は控訴の通知を提出した。2021年7月19日、第2巡回区控訴裁判所は、被告の棄却申立てを認めたSDNYの2019年9月30日及び2020年3月18日の判決を支持した。2021年8月2日、原告は、第2巡回裁が2021年9月2日に却下した大法廷での再審理及びパネルでの再審理の申立てを行った。

これとは別に、2019年2月7日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部は、他の金融機関及び個人とともに、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するが、当該購入がニューヨークにおいて又はニューヨーク州に関連して行われた場合における米ドル建SSA債の間接購入者の適格性認定前の集団を代表しようとするものである。2020年6月25日、原告は訴訟を自発的に取り下げた。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2016年8月16日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2016年12月16日、原告は修正訴状を提出し、被告は2017年2月24日にその棄却を申し立てた。2018年11月26日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これには、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴状全体の棄却が含まれる。2019年3月4日、原告は第2修正訴状の提出を認められた。2019年4月3日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年5月20日、被告は棄却申立てを行った。2020年2月13日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。

メキシコ国債に関する訴訟

クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社は、クレディ・スイスの事業体及びその他のディーラー銀行の間でメキシコ国債市場の不正操作を行うために共謀したとして、米国連邦裁判所における複数の適格性認定前の集団訴訟において被告となっている。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合されており、2018年7月18日、原告は併合修正訴状を提出した。2018年9月17日、被告は、併合修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月30日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2019年12月9日、原告は第2併合修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイスの事業体は被告とされていない。

政府系金融機関の債券に関する訴訟

2019年2月22日以来、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、フレディマック、ファニーメイ、連邦住宅貸付銀行及び連邦農業信用銀行が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、SDNYに提起された複数の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。

2019年4月3日、SDNYは適格性認定前の集団訴訟の訴状を併合した。2019年5月23日、適格性認定前

の併合集団訴訟における集団訴訟原告は併合修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイス・エイ・ジーは被告から除外された。2019年6月13日、被告は棄却申立てを行った。2019年7月12日、原告は第2併合修正訴状を提出した。2019年8月29日、SDNYは被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2019年9月10日、原告は第3併合修正訴状を提出した。2019年9月17日、被告は訴状の一定の側面について棄却申立てを行ったが、2019年10月15日に退けられた。2019年12月6日、当事者は、適格性認定前の集団訴訟を全面的に和解する原則的合意に達した。集団訴訟原告は、2019年12月16日、包括的和解の暫定承認を求める申立てを提出し、2020年2月3日、SDNYは包括的和解を暫定的に承認する命令を下した。2020年6月16日、裁判所は、CSS LLCが当事者となっている包括的和解を含むすべての和解を最終的に承認する命令を下した。

クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所での以下の2件の民事訴訟において被告となっている。

- ・2019年9月23日にルイジアナ州検事総長がルイジアナ州を代表して提起した訴訟1件。
- ・2019年10月21日にバトンルーージュ市が提起した訴訟1件。

2020年7月13日、2019年9月23日に提起された民事訴訟において、原告は修正訴状を提出した。2020年7月24日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、答弁書を提出した。

2020年4月1日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所での民事訴訟において被告となった。2020年6月26日、CSS LLC及びその他の被告の一部は、ルイジアナ州不正取引慣行法に基づいて提起された州法に基づく請求に対する一部棄却申立てを行った。2020年7月17日、原告は、かかる一部棄却申立てに対応して第1修正訴状を提出した。2020年7月31日、CSS LLC及びその他の被告の一部は、ルイジアナ州不正取引慣行法に基づき提起された州法に基づく請求を主張する原告の第1修正訴状の一部棄却申立てを行った。2020年12月31日、裁判所は、先に提起されたルイジアナ州の2件の事案と併合するため、当該訴訟を米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所に移管した。

2020年9月21日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一部の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、ニューオーリンズ市、ニューオーリンズ地方従業員退職金制度及びニューオーリンズ航空委員会が米国ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所に提起した民事訴訟の被告となった。2021年2月17日、裁判所は、送達の欠如を理由としてクレディ・スイス・エイ・ジーに対する請求を再訴不可な形で棄却した。CSS LLCに対する請求は係属中である。2021年3月8日、裁判所は、先に提起されたルイジアナ州の3件の事案と併合するため、当該訴訟を米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所に移管した。

2021年4月、ルイジアナ州連邦裁判所に提起された4件の民事訴訟において、当事者はすべての請求について和解合意を締結した。2021年6月9日、原告は各訴訟を自発的に取り下げた。

クレジット・デフォルト・スワップのオークション訴訟

2021年6月30日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の銀行及び事業体とともに、クレジット・デフォルト・スワップの最終オークション価格を操作したとして、米国ニューメキシコ州連邦地方裁判所に提出された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2021年11月15日、被告は棄却申立

てを行った。2022年2月4日、被告の棄却申立てへの対応に代えて、原告はクレディ・スイス・グループ及び一部のクレディ・スイス以外の事業体に対する申立てを自発的に取り下げ、他の銀行及び事業体とともにクレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社を被告とする修正訴状を提出した。

店頭取引に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、金利スワップに関連する適格性認定前の併合民事集団訴訟1件の訴状及び個別の原告が申し立てた併合訴訟1件の訴状において被告となっている。訴状では、ディーラーである被告が、金利スワップ取引所の整備を妨害するために取引プラットフォームと共謀したと主張されている。個別訴訟は、かかる被告の共謀によって利益を逸失したとして、スワップ執行ファシリティであるテラ・エクスチェンジLLC及び関連会社、並びにスワップ執行ファシリティであるジャベリン・キャピタル・マーケッツLLC及び関連会社が提起したものである。すべての金利スワップ訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2016年12月9日、集団訴訟及び個別訴訟の両原告は第2修正併合訴状を提出し、2017年1月20日、被告はその棄却を申し立てた。2017年7月28日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2018年5月30日、集団訴訟原告は第3修正併合集団訴訟訴状を提出した。

2018年6月14日、新たな直接請求の訴状がスワップ執行ファシリティであるトゥルーEX LLCにより提出された。2018年6月20日、トゥルーEX LLCの訴状は、既存の広域係属訴訟に追加された。2018年8月9日、トゥルーEX LLCは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関に対する修正訴状を提出し、被告は2018年8月28日にその棄却を申し立てた。2018年11月20日、SDNYは、トゥルーEX LLCの修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退ける命令を下した。

2019年2月20日、併合広域係属訴訟における集団訴訟原告は、集団訴訟認定の申立てを提出した。2019年3月20日、集団訴訟原告は第4修正併合集団訴訟訴状を提出した。2019年6月18日、被告は原告による集団訴訟認定の申立てに対する異議申立てを行った。2022年1月21日、当事者は、すべての集団訴訟の申立てについて和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所による承認待ちである。

2017年6月8日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、テラ・グループ・インク及び関連する事業体（以下、「テラ」という。）がSDNYに提起した民事訴訟において、クレジット・デフォルト・スワップ（以下、「CDS」という。）のディーラーがテラの電子CDS取引プラットフォームの市場参入を妨害するために共謀したとの主張に関連して独占禁止法違反として被告となっている。2017年9月11日、被告は棄却申立てを行った。2019年7月30日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年1月30日、原告は修正訴状を提出した。2020年4月3日、被告は棄却申立てを行った。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部並びに他の金融機関は、SDNYにおける複数の民事訴訟において当初被告とされた。その一部は、集団訴訟原告により、被告が貸株取引を店頭取引に限定するために共謀し、市場に参入しようとした一定の取引プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものであり、また一部は、市場に参入しようとした取引プラットフォームにより、被告が当該プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものである。SDNYは、適格性認定前の集団訴訟における被告の棄却申立てを退けた。2021年2月22日、原告は適格性認定前の集団訴訟において集団訴訟認定の申立てを行った。2021年6月29日、被告は原告の集団訴訟認定の申立てに対する異議申立てを行った。2021年10月5日、原告は集団訴訟認定の申立てに対する原告の異議申立てに対する回

答を提出した。各訴訟において、裁判所は、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録したが、クレディ・スイス・グループAGの関連会社の一部は、引き続き係属中の訴訟の当事者となっている。2022年1月20日、当事者は、すべての集団訴訟の申立てについて和解合意を締結した。かかる合意は、裁判所の承認待ちである。

2019年8月6日、市場に参入しようとした貸株の取引プラットフォームに対する利益の承継者であると主張する者によりSDNYに提起された民事訴訟のうち1件において、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告勝訴の判決を下した。2019年9月3日、原告は、修正訴状の提出を原告に認めるか又はその代わりに一定の請求を再訴可能の形で棄却するための判決の修正を申し立てた。2019年9月10日、SDNYは、原告の判決修正の申立ての一部を退けたが、一定の請求を再訴可能の形で棄却すべきか否かについては追加の説明を命じた。2020年1月6日、SDNYは原告の判決修正の申立てを退けた。

2021年10月1日、市場に参入しようとした貸株の取引プラットフォームを開発した事業者が、被告が同プラットフォームを共同ボイコットしたとしてSDNYに提起した併合民事訴訟において、裁判所は被告の棄却申立てを認めた。2021年10月25日、原告は控訴の通知を提出した。

2020年4月21日、CSS LLC及びその他の金融機関は、電子取引プラットフォームをボイコットし、オッドロット社債の流通市場において価格を固定するために金融機関の間で共謀したとしてSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟訴状において被告とされた。2020年7月14日、原告は修正訴状を提出した。2020年9月10日、被告は棄却申立てを行った。2021年10月25日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2021年11月23日、原告は第2巡回裁に控訴の通知を提出した。

ATAに関する訴訟

2014年11月10日、米国ニューヨーク州東部連邦地方裁判所（以下、「EDNY」という。）において、米国反テロリズム法（以下、「ATA」という。）に基づく請求を主張する訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対して提起された。当該訴訟では、イランと様々な国際金融機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者による財務活動及び取引を米国当局から隠匿することを明確な目的として、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん又は削除を行うことに合意したと主張された。約200の原告による訴状は、当該共謀の結果、イランから米国軍人及び民間人に危害を加えるために活発に活動するヒズボラ及びその他のテロ組織への送金が可能となったと主張した。2016年7月12日、原告は、ATAに基づく請求を主張する複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対する第2修正訴状をEDNYに提出した。2016年9月14日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、EDNYに対し、原告の第2修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月16日、EDNYは被告の棄却申立てを認めた。原告は、棄却の一部につき部分的な再審議を申し立てたが、これはクレディ・スイスに關係するものではなく、2019年10月28日、裁判所はこれを退けた。2019年11月26日、原告は控訴の通知を提出した。

2017年11月9日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対してSDNYに提起された。2018年3月2日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、原告の訴状の棄却を申し立てた。2019年3月28日、SDNYは棄却申立てを認めた。2019年4月22日、原告は訴状修正のための許可申立てを行い、2019年5月20日、被告はこれに対して異議を申し立てた。2020年2月25日、裁判所は原告の訴状修正の申立てを退け、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の申立てを行っている銀行被告について、再訴不可な形で訴訟を棄却した。2020年5月28日、原

告は、裁判所の2020年2月25日付決定に対し控訴を申し立て、2020年6月11日に申立てを行っている被告はこれに異議を申し立てた。2021年6月29日、裁判所は、裁判所の2020年2月25日付決定に対する原告の控訴を退けた。

2018年12月、ATA及びテロ支援者制裁法に基づく請求を主張する追加の訴訟5件が、EDNY又はSDNYにおいて、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含み、2件においてはクレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店を含む。）に対して提起された。これらの訴訟では、同様に、イランと様々な国際機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん又は削除を行うことに合意したと主張され、また、当該共謀の結果、イランから米国軍人及び民間人に危害を加えるために活発に活動するテロ組織への送金が可能となったと主張された。

2019年4月11日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、EDNYに提起された。これは、既にEDNYにおいて係属中である他のATA訴訟に関連しており、それらと実質的に類似の主張を行っている。2020年1月6日、被告はこれらの訴訟のうち2018年12月付及び2019年4月付の2件に対して棄却申立てを行った。2020年6月5日、EDNYは、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の銀行被告の大半について被告の棄却申立てを認めた。

原告が控訴の通知を提出した1件を除き、すべての訴訟が控訴の決定の結果を待つて停止されている。

顧客口座に関する問題

複数の顧客が、スイスの元リレーションシップ・マネージャーが顧客ポートフォリオの管理に係る自らの投資権限を超過したため、特定のエクスポージャーに対する過度の集中及び投資損失が生じたと訴えた。クレディ・スイス・エイ・ジーは、当該請求内容及び顧客間の取引を調査している。クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジュネーブ検察当局に対し、元リレーションシップ・マネージャーを告訴し、ジュネーブ検察当局はこれを受けて犯罪捜査を開始した。元リレーションシップ・マネージャーの複数の顧客も、ジュネーブ検察当局に告訴状を提出した。2018年2月9日、元リレーションシップ・マネージャーは、ジュネーブ刑事裁判所により、詐欺、文書偽造及び犯罪的不正管理の罪で懲役5年の判決を受け、約130百万米ドルの損害賠償の支払を命じられた。一部の当事者は、判決に対して控訴した。2019年6月26日、ジュネーブ刑事控訴裁判所は、元リレーションシップ・マネージャーに対する判決の控訴審において決定を下し、ジュネーブ刑事裁判所の主要な事実認定を支持した。当該決定に対して、複数の当事者はスイス連邦最高裁判所に上訴した。2020年2月19日、スイス連邦最高裁判所は、上訴に対し、ジュネーブ刑事控訴裁判所の事実認定を実質的に認める判決を下した。

元リレーションシップ・マネージャーに対する刑事訴訟において立証された事実に基づき、シンガポール高等裁判所及びバミューダ最高裁判所においてクレディ・スイス・エイ・ジー及び／又は関連会社の一部に対する民事訴訟が2017年8月7日から2017年8月25日にかけて提起された。

シンガポールでは、2018年8月31日、民事訴訟はシンガポール高等裁判所のアシスタント・レジストラにより停止され、原告はこの決定に対して控訴した。2019年1月18日、シンガポール高等裁判所は、原告の控訴を棄却し、シンガポールにおける民事訴訟を停止するというアシスタント・レジストラの決定を支持した。2019年4月29日、原告は、クレディ・スイスの関連会社に対する訴訟についてのみ、シンガポール高等裁判所の決定に対して上訴した。2019年6月21日、原告はクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴訟を中止した。2020年7月3日、シンガポール控訴裁判所は、クレディ・スイスの関連会社に対する原告の上訴を認め、民事訴訟の停止を撤回し、シンガポール高等裁判所における原告の民事

訴訟の開始を認めた。2020年7月10日、原告はシンガポール高等裁判所に修正訴状を提出した。2021年3月9日、シンガポール高等裁判所は、当該民事訴訟をシンガポール国際商事裁判所へ移管し、事実審理は2022年9月に開始される予定である。

バミューダでは、クレディ・スイスの関連会社に対する民事訴訟について、2021年11月及び12月にバミューダ最高裁判所で事実審理が開始された。

FIFA関連の問題

国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）を取り巻く賄賂及び汚職の疑惑に対する金融機関の関与に対する米国政府当局の調査に関連して、クレディ・スイスは、FIFAの一部の関係者及び関係企業との間の銀行取引について照会を受けた。かかる関係者及び関係企業には、ニューヨーク州東部地区連邦検察官事務所が提出した2015年5月20日付の起訴状及び2015年11月25日付の優先起訴状に記載及び／又は言及されたものが含まれるがこれらに限定されない。調査には、クレディ・スイスを含む複数の金融機関が、FIFAの一部の関係者及び関係企業の口座に関し、疑わしい若しくは不正な取引の処理を許可したか否か又はマネー・ロンダリング対策法令の遵守を怠ったか否かが含まれていた。クレディ・スイスは、本件について米国当局に協力し続けている。従前に開示したとおり、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、2018年にその関連調査の終結を公表した。

外部の資産運用会社に関する問題

複数の顧客が、ジュネーブに拠点を置く外部の資産運用会社が資金を横領し、銀行の取引明細書を偽造し、損失を隠蔽するためにカストディアンであるクレディ・スイス・エイ・ジーにある顧客の口座間で資産を移転させ、これらの顧客の承認を得ずに投資を行ったと訴えた。ジュネーブ検察は、外部の資産運用会社の代表者及びクレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員2名に対する犯罪捜査に着手した。この捜査は、2018年11月に拡大され、クレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員1名及び現従業員1名、並びにクレディ・スイス・エイ・ジーの統制及び監督の妥当性を評価するためにクレディ・スイス・エイ・ジー自体も含まれることとなった。2019年度第3四半期に、クレディ・スイス・エイ・ジーは、影響を受けた顧客との間で、2段階の条件付和解合意を締結した。ジュネーブ検察の協力を得て、和解の第1段階は2019年11月に完了した。2021年4月15日、ジュネーブ検察は、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその従業員に対する犯罪捜査を終了及び中止する命令を出した。2021年5月、クレディ・スイスは、影響を受けた顧客との間で和解の第2段階かつ最終段階を完了した。

イスラエル・デスクに関する問題

クレディ・スイスは、クレディ・スイスのスイスに拠点を置くイスラエル・デスクが行ったクロスボーダー業務に関して、政府及び規制当局からの照会を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。

モザンビークに関する問題

クレディ・スイスは、モザンビークの国営企業であるProindicus S.A.及びEmpresa Mocambiacana de Atum S.A.（以下、「EMATUM」という。）に対する貸付についてのクレディ・スイスの一部の事業体によるアレンジメント、2013年9月のEMATUMへの貸付に関連したローン・パーティシペーション・ノート

(以下、「LPN」という。)の個人投資家への販売、並びにこれらのLPNを後にモザンビーク共和国が発行したユーロ債に転換した際のクレディ・スイスの一部の事業体の役割に関連して、規制当局及び取締役当局による調査及び民事訴訟の対象となっている。2019年1月3日、ニューヨーク州東部地区連邦検察官は、本件に関連する個人数名(クレディ・スイスの元従業員3名を含む。)に対する起訴状の封を切った。2019年5月20日、2019年7月19日及び2019年9月6日、元従業員3名は、モザンビークの国営企業2社との間で行った金融取引に関連して不正な個人的利益を受けたことにつき罪を認めた。

2021年10月19日、クレディ・スイスは、DOJ、米国証券取引委員会(以下、「SEC」という。)、英国金融行為監督機構(以下、「FCA」という。)及びFINMAとの間で和解に達し、これらの当局からの照会について解決することとなった。クレディ・スイス・グループAGは、有線通信不正行為を共謀したとしてクレディ・スイス・グループAGを告訴する刑事情報に関連して、DOJと3年間の起訴猶予合意(以下、「DPA」という。)を締結し、また、SECによる排除措置命令の発出に同意した。DPAの条件に基づき、クレディ・スイス・グループAGは、コンプライアンスの強化・改善の取組みを継続し、その取組みについて3年間にわたりDOJに報告し、DPAに記載されている追加措置を実施する。また、クレディ・スイスは、DOJに対して約175.5百万米ドルの違約金を支払うことに合意し、判決手続の完了後に支払われる。クレディ・スイス・グループAGがDPAの条件を遵守した場合、告訴はDPAの3年の期間終了時に取り下げられる予定である。さらに、クレディ・スイス・セキュリティーズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下、「CSSEL」という。)は、米国連邦電信詐欺法に違反したとして、1件の共謀罪を認めている。CSSELは、DPAに基づくクレディ・スイス・グループAGと同様のコンプライアンス、是正及び報告の義務を負う。SECの排除措置命令に基づき、クレディ・スイスは、1934年米国証券取引所法(以下、「証券取引所法」という。)及び1933年米国証券法(以下、「証券法」という。)の詐欺禁止規定(証券取引所法第10条(b)及び同法に基づく規則10b-5、証券法第17条(a)(1)、(2)、(3))、並びに証券取引所法の内部会計管理及び帳簿記帳規定(第13条(b)(2)(A)及び第13条(b)(2)(B))の違反に関連して、65百万米ドルの民事制裁金並びに約34百万米ドルの違約金及び判決前利息を支払った。DOJ及びSECに支払う金融制裁の総額は、様々な控除・相殺を考慮し、約275百万米ドルとなる。DOJとの決議条件に基づき、クレディ・スイスはまた、モザンビーク共和国が発行した2016年ユーロ債の適格投資家に対しても補償金を支払う必要がある。投資家の適格性及び補償金額は、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所が、現時点では2022年5月に決定する予定である。

FCAとの決議において、CSSEL、CSI及びクレディ・スイス・エイ・ジールのロンドン支店は、モザンビークとのこれらの取引に関して、その英国における事業部門が、適切な技術、注意及び勤勉さをもって事業を遂行し、適切なリスク管理システムをもって責任をもって効果的に業務を組織し管理するための合理的な配慮を怠ったことに同意した。クレディ・スイスは、約200百万米ドルの違約金を支払い、また、モザンビークがクレディ・スイスに対して負っている200百万米ドルの債務を免除することをFCAと合意した。

FINMAはまた、執行手続の完了並びにクレディ・スイス・エイ・ジール及びクレディ・スイス(シュヴァイツ)AGがスイスにおける疑わしい取引の報告書を提出する義務に違反しており、クレディ・スイス・グループAGが特定のソブリン融資及び関連証券取引から生じるリスクを適切に管理及び対処していなかったと判断したことを発表した。FINMAは、2022年6月30日までに特定されたすべての不備を是正するよう当行らに命じており、これらの措置の実施と有効性を審査するための独立した第三者を任命した。

FINMAはまた、一定の既存の取引について、同じ独立した第三者による特定のリスク基準に基づく見直しを行うよう手配し、すべての是正措置が十分に実施されるまで一定のソブリン取引の開示を強化することを要求する。

2019年2月27日、クレディ・スイスの一部の事業体、同じ元従業員3名及び複数の他の無関係の事業体は、モザンビーク共和国によりイングランド高等法院において訴えられた。2020年1月21日、クレディ・スイスの事業体は答弁書を提出した。2020年6月26日、クレディ・スイスの事業体は、プロジェクトの請負業者及び複数のモザンビーク当局者に対する第三者請求を提出した。モザンビーク共和国は、2020年10月27日に更新版の請求明細書を提出し、クレディ・スイスの事業体は2021年1月15日に修正答弁書及び反訴を提出した。2021年10月19日の世界的な破綻処理規制の発表を受けて、クレディ・スイスは、2021年12月24日に再修正答弁書を提出した。モザンビーク共和国は、クレディ・スイスの子会社により部分的にアレンジ及び資金提供が行われたProIndicusのローン・シンジケーションに関連して発行された国家保証は無効であるとの宣言を求めており、また、ProIndicus及びEMATUMが関与する取引並びにクレディ・スイスがMozambique Asset Management S.A.とは関与していない取引に関連して発生したと主張される、金額を特定しない損害賠償を求めている。また、2021年1月15日、プロジェクトの請負業者は、請負業者がモザンビーク共和国に対し責任を負うとされた場合の補償及び／又は分担を求めて、クレディ・スイスの事業体（並びにクレディ・スイスの元従業員3名及び様々なモザンビークの当局者）に対する交差請求を提出した。イングランド高等法院は、2023年10月に事実審理を開始する予定である。

2020年4月27日、ProIndicusのシンジケーションの一員であるBanco Internacional de Moçambique（以下、「BIM」という。）は、モザンビーク共和国の請求が認められることを条件として、国家保証の無効性により被ったと主張される損失をクレディ・スイスは補償する責任を負うとする宣言を求めて、クレディ・スイスの事業体の一部に対する請求を提起した。2020年8月28日、クレディ・スイスの事業体は、この請求に対する答弁書を提出し、2020年10月16日にBIMは回答書を提出した。クレディ・スイスは2021年12月15日に修正答弁書を提出し、BIMは2022年1月5日に修正回答書を提出した。

2020年12月17日、ProIndicusのシンジケーションの一員であるBeauregarde Holdings LLP及びOrocica Holdings LLCの2社（以下、「B&O」という。）は、ProIndicusのローンにおける自社の持分に関し、クレディ・スイスがシンジケート・ローンのレンダーに対して行った表明に依拠したことにより被ったと主張される損失に起因する、金額を特定しない損害賠償を求めてクレディ・スイスの事業体の一部に対する請求を提出した。2021年2月24日、クレディ・スイスは、この請求に対する答弁書を提出した。2022年2月4日、B&Oは修正請求を提出し、クレディ・スイスは2022年2月18日に修正答弁書を提出した。

2021年6月3日、ProIndicusのシンジケーションの一員であるUnited Bank for Africa PLC（以下、「UBA」という。）は、モザンビーク共和国の請求が認められることを条件として、国家保証の無効性により被ったと主張される損失をクレディ・スイスは補償する責任を負うとする宣言を求めて、クレディ・スイスの事業体の一部に対する請求を提起した。2021年7月1日、クレディ・スイスの事業体は、この請求に対する答弁書を提出し、2021年12月15日に修正答弁書を提出し、UBAは2022年1月5日に修正回答書を提出した。

クロスボーダー・プライベート・バンキングに関する問題

英国、オランダ及びフランスを含む様々な場所におけるクレディ・スイスの事務所が、規制当局及び法執行当局により、クロスボーダー・ベースでの、また一部は現地の支店及び銀行を通じての過去のプ

プライベート・バンキング・サービスの調査に関する記録及び情報を求める接触を受けている。同様の調査は、ベルギーでも行われている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており（英国については銀行に対する措置が講じられることなく終了した。）、引き続き当局に協力している。クレディ・スイスは、脱税に対する厳格な容認ゼロ方針を適用している。

ETN関連の訴訟

2018年3月14日以来、3件の集団訴訟訴状が、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券（以下、「XIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された。2018年8月20日、原告は、クレディ・スイス・グループAG並びに一部の関連会社及び役員を、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスLLC及び関連会社とともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月5日におけるXIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。被告は、2018年11月2日に修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月25日、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。2019年10月18日、原告は控訴の通知を提出した。2021年4月27日、第2巡回裁は、被告の棄却申立てを認めたSDNYの決定の一部を認め、一部を退ける命令を下した。2019年6月3日、クレディ・スイス・エイ・ジー、関連会社1社及び役員は、XIV ETNの購入者によりSDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟の訴状におけるものと類似する請求並びにニューヨーク州法及びペンシルバニア州法に基づく追加の請求を主張している。2019年11月12日、被告は棄却申立てを行った。原告は、棄却申立てに異議を唱える代わりに修正訴状を提出することにより、棄却申立てに対応した。訴訟は併合集団訴訟における控訴の解決まで停止されている。2021年6月4日、原告は修正訴状を提出した。2021年7月19日、クレディ・スイス・エイ・ジーは棄却申立てを行った。2022年1月6日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、2032年2月9日満期S&P GSCI天然ガス指数ER連動型ベロシティシェアーズ3xインバース天然ガス上場投資証券（以下、「DGAZ ETN」という。）を空売りする者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、1934年米国証券取引所法第10条(b)及び同法に基づく規則10b-5の違反について請求を主張し、クレディ・スイスがDGAZ MTNをリストから除外し、追加の発行を停止するとして2020年6月の発表を受けて空売りする者が被った損失についてはクレディ・スイスに責任があると主張している。

TWINT

2018年11月13日、COMCOは、スイスの金融機関数社（UBSスイスAG、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、アデュノ・ホールディングAG、ポストファイナンスAG及びスイスカードAECS GmbHを含む。）に対する調査を発表した。COMCOによると、その調査は、これらの金融機関が自らのスイス支払ソリューションであるTWINTを保護するために国際的プロバイダーのモバイル支払ソリューション（Apple Pay及びSamsung Payを含む。）をボイコットするための合意を結んだか否かに焦点を当てている。

SWM

CSIは、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連して、ドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbH（以下、「SWM」という。）がドイツの裁判所に提起した訴訟において被告となっている。原告は、投資家特有及び投資特有の両方の助言を提供するという顧問の義務（特に開始時における取引の当初値洗い価値を開示する義務を含む。）の違反を主張している。2019年3月22日、第一審裁判所（フランクフルト・アム・マイン地方裁判所）は、CSIに対する請求を全面的に棄却した。2019年4月29日、原告は控訴の通知及び補充的判決の申立てを提出した。2019年11月29日、裁判所は補充的判決の申立てに対する決定を行い、SWMはCSIからマイナス利息の払戻しを受ける権利を有すると判示した。2022年3月、当事者らは和解に達し（クレディ・スイスは全額を引き当てている。）、裁判所に対し、クレディ・スイスに対するすべての訴訟を取り下げる申請がまもなく行われる。

ブルガリアの元顧客に関する事項

クレディ・スイス・エイ・ジーは、クレディ・スイス・エイ・ジーの口座を通じて資金を洗浄した疑いのあるブルガリアの元顧客との過去の関係に適用されたデリジェンス及び統制に関するスイス検察当局（以下、「SOAG」という。）による調査に対応している。2020年12月17日、SOAGはクレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の当事者に対する告訴を提起した。クレディ・スイス・エイ・ジーは、自らのデリジェンス及び統制が適用法令の要件を遵守したものであったと考えており、精力的に防御する方針である。スイス連邦刑事裁判所における事実審理は、2022年度第1四半期に行われた。

SCFF

当グループは、サプライチェーン・ファイナンス・ファンド（以下、「SCFF」という。）に関する事案について、FINMA、FCA及びその他の規制当局並びに政府当局による照会、調査及び／又は法的措置に関連して、文書及び情報の提供を求められている。クレディ・スイスは、関連当局と協力し、FINMAと緊密に連携している。FINMAのエンフォースメント・アクションに関しては、FINMAが任命した第三者が調査を行っている。また、ルクセンブルグ金融監督委員会（Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier）も、第三者を通じて当該事案を調査している。クレディ・スイスに対する一部の民事訴訟が、ファンドの投資家により提起されている。この事案の進展に伴い、当グループは追加の訴訟並びに規制当局からの照会、調査及び法的措置の対象となる可能性がある。

アルケゴス

当グループは、アルケゴス・キャピタル・マネジメント（以下、「アルケゴス」という。）とのクレディ・スイスの関係について、（FINMAが任命した第三者が支援する）FINMA、DOJ、SEC、米国連邦準備制度、米国商品先物取引委員会、米国上院銀行委員会、健全性規制機構、FCA、COMCO、香港競争委員会及びその他の規制当局並びに政府機関による照会、調査及び／又は法的措置に関連して、文書及び情報の提供を求められている。クレディ・スイスは、これらの事案について関連当局と協力している。2021年4月16日、クレディ・スイス・グループAG並びに一部の現職及び元役員は、クレディ・スイスの米国預託証券の保有者がSDNYに提出した適格性認定前の集団訴訟の被告となった。この訴状は、被告がアルケゴス及びSCFFの事案を含むクレディ・スイスのリスク管理慣行において重大な虚偽表示及び不作為により米国証券法に違反したとして、1934年米国証券取引所法第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づ

く規則10b-5の違反を主張している。2021年11月11日、原告はSCFFに関する主張を含まない修正訴状を提出した。

この問題の進展に伴い、当グループは追加の訴訟及び規制当局からの照会、調査、法的措置の対象となる可能性がある。

通信記録の管理に関する事案

SECは、未承認の電子メッセージ送受信チャンネルを通じたビジネス・コミュニケーションに関する記録保全要件の遵守について、CSS LLCの調査を行っている。CSS LLCは、調査に協力している。SECは、複数の金融機関において同様の記録保全慣行の調査を行っていると述べている。

Ⅲ. 2021年度第4四半期に係る様式6-K

クレディ・スイス

2021年度第4四半期において、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社（以下、「当グループ」又は「クレディ・スイス」という。）は、2,007百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。株主資本利益率及び有形自己資本利益率は、それぞれマイナス18.0%及びマイナス20.1%であった。2021年度第4四半期末現在、当グループの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率は14.4%であった。

業績

	期中／期末			増減率 (%)		期中／期末		増減率 (%)
	2021年度 第4四半期	2021年度 第3四半期	2020年度 第4四半期	前 四半期比	前年度 同期比	2021年度	2020年度	前年度 同期比
損益計算書（百万スイス・フラン）								
純利息収益	1,318	1,423	1,448	(7)	(9)	5,811	5,948	(2)
手数料収益	3,021	3,249	3,191	(7)	(5)	13,165	11,853	11
トレーディング収益 ¹	(151)	618	484	-	-	2,431	3,295	(26)
その他の収益	394	147	98	168	302	1,289	1,293	0
純収益	4,582	5,437	5,221	(16)	(12)	22,696	22,389	1
貸倒引当金繰入額	(20)	(144)	138	(86)	-	4,205	1,096	284
報酬費用	2,145	2,255	2,539	(5)	(16)	8,963	9,890	(9)
一般管理費	2,104	2,012	2,279	5	(8)	7,081	6,523	9
支払手数料	283	306	303	(8)	(7)	1,243	1,256	(1)
のれんの減損費用	1,623	0	0	-	-	1,623	0	-
リストラクチャリング費用	33	-	50	-	(34)	103	157	(34)
その他営業費用合計	4,043	2,318	2,632	74	54	10,050	7,936	27
営業費用合計	6,188	4,573	5,171	35	20	19,013	17,826	7
法人税等控除前利益／（損失）	(1,586)	1,008	(88)	-	-	(522)	3,467	-
法人税等費用	416	570	262	(27)	59	1,026	801	28
当期純利益／（損失）	(2,002)	438	(350)	-	472	(1,548)	2,666	-
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	5	4	3	25	67	24	(3)	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	(2,007)	434	(353)	-	469	(1,572)	2,669	-
損益計算書評価指標 (%)								
規制資本利益率	(12.7)	7.9	(0.7)	-	-	(1.0)	6.9	-
費用／収入比率	135.1	84.1	99.0	-	-	83.8	79.6	-
実効税率	(26.2)	56.5	-	-	-	(196.6)	23.1	-
一株当たり利益（スイス・フラン）								
基本的一株当たり利益／（損失）	(0.80)	0.16	(0.15)	-	433	(0.64)	1.09	-
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(0.80)	0.16	(0.15)	-	433	(0.64)	1.06	-
株主資本利益率（%、年率換算）								
株主資本利益率	(18.0)	4.0	(3.2)	-	-	(3.6)	5.9	-
有形自己資本利益率 ²	(20.1)	4.5	(3.5)	-	-	(4.0)	6.6	-
一株当たり純資産（スイス・フラン）								
一株当たり純資産	17.14	18.60	17.74	(8)	(3)	17.14	17.74	(3)
一株当たり有形純資産 ²	15.89	16.57	15.80	(4)	1	15.89	15.80	1
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）								
資産合計	741,781	805,889	805,822	(8)	(8)	741,781	805,822	(8)
リスク加重資産	267,787	278,139	275,084	(4)	(3)	267,787	275,084	(3)
レバレッジ・エクスポージャー	875,086	923,075	799,853	(5)	9	875,086	799,853	9
従業員数（フルタイム換算）								
従業員数（人）	50,110	49,950	48,770	0	3	50,110	48,770	3

(注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。

(注2) 非GAAPの財務指標である有形株主持分に基づいており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算している。業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥

当性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

業績の要約

2021年度第4四半期の業績

クレディ・スイスは、2020年度第4四半期においては353百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上し、2021年度第3四半期においては434百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2021年度第4四半期において2,007百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2020年度第4四半期においては88百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上し、2021年度第3四半期においては1,008百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対し、2021年度第4四半期において1,586百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2021年度第4四半期の業績には、1,623百万スイス・フランののれんの減損費用が含まれ、そのうちの1,520百万スイス・フランはインベストメント・バンク部門で計上された。2021年度第4四半期の重要な項目及びアルケゴスを除く調整後法人税等控除前利益は、2020年度第4四半期及び2021年度第3四半期の861百万スイス・フラン及び1,362百万スイス・フランに対して328百万スイス・フランであった。

2021年度の業績

クレディ・スイスは、2020年度においては2,669百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上したのに対し、2021年度において1,572百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2020年度においては3,467百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上したのに対し、2021年度において522百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2021年度の業績には、1,623百万スイス・フランののれんの減損費用が含まれていた。2021年度の重要な項目及びアルケゴスを除く調整後法人税等控除前利益は、2020年度の4,375百万スイス・フランに対して6,599百万スイス・フランであった。

2021年度の業績には、4,205百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額が含まれており、これは主に、インベストメント・バンク部門に反映されたアルケゴスによるマージン・コミットメント（追加担保提供義務）の不履行に関する4,307百万スイス・フランの費用純額によるものであった。

業績の詳細

純収益

当グループは、2021年度第4四半期において、2020年度第4四半期に比べ12%減の4,582百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、インベストメント・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門における純収益の減少が、アセット・マネジメント部門における純収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の減少は、販売及び取引収益並びに資本市場の収益の減少が、アドバイザー業種の伸びにより一部相殺されたことによるものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、すべての収益区分にわたる収益の減少を反映したものであった。アジア太平洋部門における純収益の減少は、トランザクション・ベースの収益の減少、その他の収益の減少及び純利息収益の減少が、経常手数料収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。アセット・マネジメント部門における純収益の増加は、2020年度第4四半期におけるヨーク・キャピタル・マ

ネジメント（以下、「ヨーク」という。）の非支配持分の評価に係る414百万スイス・フランの減損を反映した投資及びパートナーシップ利益の増加、並びに平均運用資産の増加を反映した運用報酬の伸びが、パフォーマンス及び販売収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。

純収益は、2021年度第3四半期に比べ16%減少した。これは主に、インベストメント・バンク部門、アジア太平洋部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少が、アセット・マネジメント部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の減少は、販売及び取引収益、資本市場の収益並びにアドバイザー収益の減少を反映したものであった。アジア太平洋部門における純収益の減少は、主にトランザクション・ベースの収益の減少及びその他の収益の減少によるものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、主にトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の減少並びに経常手数料収益の減少を反映したものであった。アセット・マネジメント部門における純収益の増加は、主に2021年度第3四半期におけるヨークの非支配持分の評価に係る113百万スイス・フランの追加の減損を反映した投資及びパートナーシップ利益の増加を反映したものであった。スイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加は、その他の収益の増加がトランザクション・ベースの収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

2021年度第4四半期における貸倒引当金の戻入は、20百万スイス・フランであった。これは主に、アジア太平洋部門における13百万スイス・フランの戻入によるものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2020年度第4四半期に比べ20%増の6,188百万スイス・フランであった。これは主に、1,623百万スイス・フランののれんの減損費用を反映したものであった。かかる増加は、報酬費用及び一般管理費の減少により一部相殺された。報酬費用は、16%減少した。これは主に、インベストメント・バンク部門における年間の部門損失による業績連動株式報奨の下方修正を含む繰延報奨の減少、及び主にサプライチェーン・ファイナンス・ファンド（SCFF）の事案に関連した過去に付与された報奨のクローバックによるものであった。一般管理費は、8%減少した。これは主に、訴訟引当金の減少を反映したものであった。2021年度第4四半期の一般管理費には、主にコーポレート・センターにおいて認識された505百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれていた。2020年度第4四半期の訴訟引当金純額には、主にコーポレート・センターにおいて認識された主に抵当貸付関連の問題に関する822百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれていたのに対し、2021年度第4四半期の訴訟引当金純額は、主に当グループのインベストメント・バンキング事業及びインベストメント・バンク部門における過去の訴訟事案に関連したものであった。2021年度第4四半期の調整後営業費用合計は、2020年度第4四半期に比べ6%減の4,085百万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2021年度第3四半期に比べ35%増加した。これは主に、1,623百万スイス・フランののれんの減損費用を反映したものであった。また、営業費用合計は、主に専門家費用の増加を反映した一般管理費の5%の増加が、主に変動報酬の減少に関する報酬費用の5%の減少により一部相殺されたことも反映していた。調整後営業費用合計は、2020年度第4四半期に比べ横ばいであった。

訴訟

当グループは、2021年度第4四半期において505百万スイス・フランの主にインベストメント・バンキング事業における過去の訴訟事案に関する訴訟引当金純額を計上した。これらの引当金には、和解又は裁判を通じた事案解決のための経営陣の戦略及びかかる戦略の変更に対する対価が含まれている。一部の訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、2021年度第4四半期末現在ではゼロから1.6十億スイス・フランであった。

のれん

2021年11月4日に公表された戦略により、2021年度第4四半期の当グループののれんのポジションの簿価に減損評価が生じた。かかる評価を実施するにあたり、当グループは、2021年度第4四半期に1,623百万スイス・フランののれんの減損費用を計上した。これは、インベストメント・バンキング事業に関する2つの事業部門にわたって認識され、主に2000年のドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット (DLJ) の取得に関連していた。このうち、1,520百万スイス・フランはインベストメント・バンク部門に、103百万スイス・フランはアジア太平洋部門に反映された。

法人税等

2021年度第4四半期における法人税等費用は416百万スイス・フランで、主に年間の実効税率の再評価を反映したものであった。年間のマイナスの実効税率は、アルケゴスに関する損失の影響について、一部の税務上の便益のみが認識されたこと、及び残りの損失に関する評価性引当金の適用を引き続き反映していた。さらに、2021年度第4四半期のマイナスの実効税率は、当四半期に計上された損金不算入ののれんの減損及び得られる税務上の便益が限られる訴訟引当金のマイナスの影響を反映していた。全体として、繰延税金資産純額は、2021年度第4四半期において235百万スイス・フラン減の2,953百万スイス・フランであった。

規制資本

2021年度第4四半期末現在、当グループの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）のCET1比率は14.4%、リスク加重資産（以下、「RWA」という。）は267.8十億スイス・フランであった。

地域別の純収益

	期中			増減率 (%)		期中		増減率 (%)
	2021年度	2021年度	2020年度	前	前年度	2021年度	2020年度	前年度
	第4四半期	第3四半期	第4四半期	四半期比	同期比	2021年度	2020年度	同期比
純収益 (百万スイス・フラン)								
スイス	1,613	1,584	1,682	2	(4)	6,609	6,502	2
EMEA	984	1,143	1,057	(14)	(7)	4,670	4,803	(3)
南北アメリカ	1,309	1,775	1,462	(26)	(10)	7,294	7,116	3
アジア太平洋	763	1,034	1,037	(26)	(26)	4,276	4,284	0
コーポレート・センター	(87)	(99)	(17)	(12)	412	(153)	(316)	(52)
純収益	4,582	5,437	5,221	(16)	(12)	22,696	22,389	1

当グループの事業の大部分は、顧客の需要に応えるため地域間調整が必要である。業績を地域ごとに配分する手法は、経営陣の判断に左右される。ウェルス・マネジメント事業については、リレーションシップ・マネージャー組織の経営報告構造に基づき業績が配分されている。インベストメント・バンキング事業については、主にリスクを管理する場所に基づき取引業績を配分しているが、関連するセールス・チーム及び顧客の居住地への一定の収益移転も反映している。

その他の情報

取締役会会長

2022年1月17日付で、取締役会を辞任したアントニオ・オルターオソリオの後任として、アクセル・リーマンが取締役会の新会長として指名された。アクセル・リーマンは、2022年4月29日に開催される予定の年次株主総会において、会長としての選任が提案される予定である。

業務執行役員会

2021年度第4四半期において、当グループは2022年1月1日付の業務執行役員会の構成について、ウェルス・マネジメント部門CEO及びヨーロッパ・中東・アフリカ (EMEA) 地域臨時CEOにフランチェスコ・デフェラーリ、インベストメント・バンク部門CEO及び南北アメリカ地域CEOにクリスチャン・マイスナー、スイス・バンクCEO及びスイス地域CEOにアンドレ・ヘルフェンシュタイン、アセット・マネジメント部門CEOにウルリッヒ・ケルナー、アジア太平洋地域CEOにヘルマン・シトハンを発表した。また、サステナビリティ・リサーチ&インベストメント・ソリューション (SRI) のCEOであるリディ・ハドソンが、2021年12月31日付で業務執行役員会から退陣することを発表した。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンドに関する事案

従前の報告のとおり、2021年3月上旬、当グループの一部の子会社が管理する4つのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド (以下、総称して「SCFF」という。) の取締役会は、ファンドの投資家における利益を確保するため、ファンドの償還及び申込を停止し、SCFFを終了し、清算を進めることを決定した。クレディ・スイス・アセット・マネジメント (スイス) AG (以下、「CSAM」という。) は、SCFFのポートフォリオ・マネージャーを務める。

2021年2月下旬に公表された最終的なSCFFの純資産価値は、合計で約10十億米ドルであった。2021年12月31日現在、すでに投資家に分配された現金及びファンドに残存する現金と合わせ、SCFFに回収された現金総額は、停止時のファンドにおけるキャッシュ・ポジションを含めて約7.2十億米ドルに達する。合計約6.7十億米ドルの償還金が、6回の現金分配で投資家に支払われた。ポートフォリオ・マネージャーは、SCFFの残余資産の清算を引き続き行い、これには、延滞する可能性のある債務者及びその他の債権者に、直接的に適切な働きかけを行うこと及び必要に応じた保険金請求も含まれる。しかしながら、

ファンドの裏付けとなる債券の一部が期日に支払われず、将来的にさらなる債券が期日に支払われない予定であるとの情報をポートフォリオ・マネージャーが得ている等、残りの大半の資産評価に関して依然として著しく不確実性が残る。したがって、SCFFの投資家は、損失を被ることが想定される。CSAMは、債務者及び保険業者の残高を回収するために必要なあらゆる措置を講じる意向であるが、かかる債券に基づきSCFFが回復可能な最終的な金額については保証はない。したがって、投資家の損失額は、現時点では不明である。

現在入手可能な情報に基づくと、投資家の損失は、主として、2021年3月31日より前に、合計で約2.3十億米ドルの純資産価値を有したポジションにおいて計上すると予想される。これらのポジションは、主に3つの企業グループに関連する。それらは、「GFGアライアンス」、「カテラ」及び「ブルーストーン」である。これら3つの重点的グループについては、状況を正確に把握するためにより多くの時間が必要である。CSAMはこれらのポジションの回復を最大限に促進するために、必要に応じた保険金の請求及びファンドの請求権の法的行使の要求に加え、合意に基づくリストラの追求を含む、多大な努力を続けている。これら3つの重点的グループについては、状況と交渉が複雑であることを考慮すると、回収率を予測するのは時期尚早である。

当グループは、外部弁護士及びその他の専門家の協力を得て、この事案の分析を引き続き行う。取締役会は、取締役会の特別委員会による監督の下、この事案に関し外部主導の調査を開始した。関連する報告書が完成し、調査結果は取締役会に提出され、報告書はFINMAと共有された。SCFFの事案が当グループに及ぼす風評被害を考慮して、取締役会が適切と判断した多くの個人に対して措置が取られた。現在進行中の回収プロセスと事案の法的複雑さに照らして、取締役会はこの報告書の公表を意図していない。当グループは引き続き、ファンドの投資家に代わって回収の可能性を評価し、新たな訴訟、係争中の訴訟、又は差し迫った訴訟をさらに分析していく。また、従前の報告のとおり、時期的な予測は困難であるが、本事案の解決により、当グループが重大な損失を被る可能性がある。

グリーンシル・キャピタルに対する90百万米ドルの担保付つなぎ融資の残高に関し、当グループはその公正価値を2021年度第4四半期末現在には63百万米ドルと評価したが、これは2021年度第3四半期末現在の64百万米ドルと比較して安定している。

2021年度第4四半期から、当グループは、この事案の影響を受けた顧客に対し、一定の条件を満たすことにより、現在及び将来の取引から生じる一定の手数料を四半期ごとに払い戻すことができる手数料免除プログラムを導入した。当グループは、この手数料免除プログラムに関連して、ウェルス・マネジメント事業において、2021年度第4四半期にマイナス28百万スイス・フランの収益を計上した。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンド及びアルケゴスに関する事案による大幅な業績悪化

当グループに重大な影響を及ぼす（当グループの事業、財政状態、業績、見通し、流動性又は資本基盤に対する影響を含む。）追加の損失、損害、費用及び経費の発生並びに規制当局その他による追加の調査及び措置又は信用格付の格下げが発生しないという保証はない。

株式買戻し

2021年12月30日、当行は、2021年1月12日に開始し、2021年4月に株式買戻しが完了したことに伴い停止していた、2021年度の株式買戻しプログラムを完了した。2021年には25.1百万株が買い戻されたが、これらは次回の年次株主総会において提案される減資により消却されることが予想される。

資本分配案

当グループの取締役会は、2022年4月29日に開催される年次株主総会において、2021会計年度に関して一株当たり0.10スイス・フランの現金分配を行う旨を株主に提案する予定である。かかる分配の50%は、資本拠出準備金を原資とし、スイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税も課されない。残りの50%は利益剰余金を原資とし、35%のスイスの源泉徴収税が控除される。

報酬

当グループの2021年度の業績に関連する変動報酬プール合計は、2020年度よりも32%低い。これらの変動報酬の全体的な構成は、大多数の従業員の過年度のものとは一致する。しかし、変動報酬プールで削減される持分割合が高い上級管理職（マネージング・ディレクター及び取締役）の従業員のほとんどは、法律上許容される権限の範囲内において、2025年2月に終了する3年の間に自主的に会社を退職する場合に適用されるプロラタ払い戻し（クローバック）条項付き現金報酬と、今後3年間でほとんどの場合直線的に権利確定する定期繰延株式報酬を受け取っている。

業務執行役員報酬と株主持分の整合性を高めるため、また、当行の戦略計画の実行における上級経営陣の役割を認識しているほとんどのマネージング・ディレクター及び取締役は、個別に一度限り株式報酬（戦略的受渡計画）を受け取っている。かかる報酬は、2022年から2024年の間に一定の財務指標が達成された場合、3年後にその全額が権利確定する。これらの報酬については、クレディ・スイス・エイ・ジーの有価証券報告書で詳細に説明される。

強制転換社債の募集

2021年4月22日、当グループは、2つのシリーズ（シリーズA MCN及びシリーズB MCN）の強制転換社債（以下、「MCN」という。）の募集を発表した。かかる社債は、それぞれクレディ・スイス・グループAGの株式100百万株及び103百万株に転換される。MCNは、2021年5月12日に決済された。2021年11月12日、シリーズA MCN及びシリーズB MCNは転換され、MCNの発行体であるクレディ・スイス・グループ（ガーンジー）VIIリミテッドが保有するクレディ・スイス・グループAGの株式は、MCN保有者に対して交付された。

COVID-19のパンデミック

2021年を通してCOVID-19のパンデミックは引き続き経済環境に影響を及ぼした。感染率は2021年のうちで様々な国（クレディ・スイスが相当規模の事業を展開している国も含む。）で盛衰した。年間のワクチン接種プログラムは、COVID-19の感染と深刻な病気との相関関係を大幅に弱め続けたが、高レベルの予防を維持するためにブースター接種がますます必須となった。また、2021年度第4四半期には、これまでの変異株よりも強い感染力のオミクロン変異株の出現とともにさらなる課題が生じた。しかし、2022年1月、ヨーロッパでは、オミクロン感染の波がピークに達し、政府が徐々に社会・経済活動の規制を緩和できるようになるであろう兆しが見られた。当グループは、COVID-19のパンデミック並びに当グループの経営及び事業への影響を引き続き注視している。

追加の財務指標

貸借対照表

2021年度第4四半期末現在の資産合計は741.8十億スイス・フランで、2021年度第3四半期と比べ8%減少した。これは、営業活動の減少及び外国為替換算のマイナスの影響を反映したものであった。外国為替換算の影響を除外すると、資産合計は52.4十億スイス・フラン減少した。

株主持分合計

クレディ・スイスの株主持分合計は、2021年度第3四半期末現在は44.5十億スイス・フランであったのに対して、2021年度第4四半期末現在は44.0十億スイス・フランであった。株主持分合計は、株主に帰属する純損失及び累積の外貨換算調整に係る外国為替関連の変動によりマイナスの影響を受けたが、MCNの転換に伴う資本の増加及び当グループの確定給付型年金制度資産及び負債の年度末の再測定による保険数理利益によって一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

当グループの平均流動性カバレッジ比率は、2021年度第3四半期末の221%から減少し、2021年度第4四半期末現在は203%であった。この比率は、引き続き保守的な流動性ポジションを反映しており、当グループの支店及び子会社の流動性要件を上回っている。

安定調達比率

当グループの安定調達比率（NSFR）の計算方法は、スイス流動性規則及びスイス金融市場監督当局（FINMA）の流動性調達により規定され、2021年度第3四半期からは関連する開示要件も含まれている。NSFRは、2021年度第3四半期末現在の126%に対して、2021年度第4四半期末現在は127%となった。

資本指標

CET1比率は、2021年度第3四半期末比で安定的であり、2021年度第4四半期末現在は14.4%であった。クレディ・スイスのティア1比率は、2021年度第3四半期末現在は20.2%であったのに対して、2021年度第4四半期末現在は20.3%であった。自己資本比率合計は、2021年度第3四半期末現在は20.4%であったのに対して、2021年度第4四半期末現在は20.5%であった。

CET1資本は、2021年度第3四半期末現在の40.0十億スイス・フランから3%減少して、2021年度第4四半期末現在は38.6十億スイス・フランであった。これは、外貨換算のマイナスの影響を主に反映したものであった。株主に帰属する純損失に影響を与えたのれんの減損は、規制資本を目的として調整され、CET1資本には影響を与えなかった。適格資本合計は、2021年度第3四半期末現在の56.8十億スイス・フランから3%減少して、2021年度第4四半期末現在は54.9十億スイス・フランであった。これは、CET1資本の減少及びその他ティア1資本の減少を主に反映したものであった。

RWAは、2021年度第3四半期末現在の278.1十億スイス・フランから4%減少し、2021年度第4四半期末現在は267.8十億スイス・フランとなった。RWAの減少は主に、信用リスクにおけるリスクレベルの変動並びに主に信用リスク及びオペレーショナル・リスクにおける外国為替の影響に関連するものであった。

レバレッジ指標

2021年度第4四半期末現在のBISのティア1レバレッジ比率は6.2%で、うち4.4%はBISのCET1で構成されていた。

レバレッジ・エクスポージャーは、2021年度第3四半期末現在の923.1十億スイス・フランから5%減少して、2021年度第4四半期末現在は875.1十億スイス・フランであった。レバレッジ・エクスポージャーの減少は、主に営業活動の減少及び外国為替換算のマイナスの影響によるものであった。

BIS資本指標及びレバレッジ指標

期末	2021年度 第4四半期	2021年度 第3四半期	2020年度 第4四半期
資本指標			
リスク加重資産（十億スイス・フラン）	267.8	278.1	275.1
CET1比率（%）	14.4	14.4	12.9
ティア1比率（%）	20.3	20.2	18.6
資本比率合計（%）	20.5	20.4	19.0
レバレッジ指標			
レバレッジ・エクスポージャー（十億スイス・フラン）	875.1	923.1	799.9
CET1レバレッジ比率（%）	4.4	4.3	4.4
ティア1レバレッジ比率（%）	6.2	6.1	6.4

クレディ・スイスAG—親会社

クレディ・スイスAG（親会社）の子会社への資本参加に関する評価は、12月31日現在で少なくとも年1回行われ、資本参加の価値が減損している可能性を示す事象又は状況が生じた場合においても、潜在的な減損について検討する。2021年11月4日、当グループは、インベストメント・バンク部門に割り当てる資本金を大幅に削減し、一定の事業から撤退することを含む関連する組織変更とともに最新の戦略を発表した。クレディ・スイス法人の5年間の財務計画（最新の戦略に関する検討を含む。）の見直しは、2021年度第4四半期に締結された。

この検討（クレディ・スイスにより指名された独立する評価専門家が資本参加の評価に関して助言するための支援を含む。）の過程における分析に基づき、クレディ・スイスAGは、2021年度第4四半期に規制上の目的に関して3.5十億スイス・フランの資本参加の減損を計上した。さらに、最近終了したFINMA及びFINMAにより指名されたアドバイザーとの協議並びにその結果として2022年1月にFINMAにより公表された特定の資本ガイダンスにより、2021年12月31日現在、資本参加における純資産の資本実効部分はさらに7.6十億スイス・フラン減少した。結果として、クレディ・スイスAGのスイスCET1比率は、2021年12月31日現在で11.7%となった。これによるクレディ・スイス・グループAGのCET1比率への影響はなかった。

従前に開示したとおり、2017年のFINMA令に基づき、2019年より子会社における資本参加のリスク・ウェイトが、10年間にわたり暦年ごとに着実に増加している。年次移行の枠組み及びアプローチの結果、クレディ・スイスAGのスイスCET1比率は、2022年1月1日現在で11.4%となった。クレディ・スイスAGの米国、英国及びスイスの資本参加に関する資本計画のプロセスは、2022年度末までにスイスCET1比率が12%を超える水準に戻ると予想している。

重要な情報

当グループは、2021年度のアニュアル・レポートの最終版を確定させておらず、また、当グループの独立した公認会計事務所も当該年度の連結財務書類の監査を完了していない。そのため、本書に含まれる財務情報は年度末手続の完了を条件としており、結果的に当該財務情報が変更される場合がある。現在の表示と一致させるため、過年度に対しては一定の分類変更が行われている。

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている（いずれの場合も、一定の段階的導入期間に服する。）。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。クレディ・スイスは、バーゼル銀行監督委員会により公表されFINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルの要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2022年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、一定の資本性商品の完全な段階的廃止を前提としている。

別段の注記のない限り、レバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率の枠組みに基づいており、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。ティア1レバレッジ比率及びCET1レバレッジ比率は、それぞれ、BISのティア1資本及びCET1資本を期末のレバレッジ・エクスポージャーにより除して算出されている。スイス国内レバレッジ比率は、BISのレバレッジ比率のレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定されている。

2021年度第3四半期より、規制資本利益率の算出は、従前使用されていた規制当局が策定した最低要件ではなく、クレディ・スイスが運用する実際の資本及びレバレッジ比率の水準に沿って更新された。規制資本はRWAの13.5%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.25%の平均値として算出され、非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、2020年度より前については税率を30%と仮定し、2020年度以降については25%と仮定する。過年度は修正再表示されている。インベストメント・バンクについては、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した規制資本利益率は、同一の手法を適用して、当該項目を除いた業績に基づき算出されている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況（例えばCOVID-19のパンデミックに起因するマクロ経済及びその他の課題並びに不確実性を含む。）、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

上述される当グループの既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、当グループが見積り可能と考えている訴訟等であって、かつクレディ・スイス・エイ・ジーの2021年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」で説明され、2021年9月30日提出の半期報告書の第一部 第6 2（2）「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」により更新され、さらに2022年3月に開示予定の「有価

証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」で更新される予定である訴訟等のみに関連するものである。当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。詳細については、上記有価証券報告書の第一部 第6 3 (2) 「訴訟」、半期報告書の第一部 第6 2 (2) 「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」の訴訟の注記を参照のこと。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、継続しているCOVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ、インフレ率の上昇及び金利の変動又は金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・アルケゴス及びSCFFの事案がもたらす継続的で重大な悪影響、及びこれらの問題を成功裏に解決する当グループの能力
- ・リスク管理の方法及び方針並びにヘッジ戦略を向上させる当グループの能力
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2022年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更

- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動及び気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向
- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を守り、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（クレディ・スイス・エイ・ジーの2021年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第3 2「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2021年度第4四半期及び/又は1-12月期に関するクレディ・スイス・グループAGの連結財務書類

(1) 連結損益計算書

	2021年度第4四半期		2021年度第3四半期		2020年度第4四半期		2021年度1-12月期		2020年度1-12月期	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
連結損益計算書										
利息及び配当金収益	2,253	281,738	2,392	299,120	2,394	299,370	9,658	1,207,733	11,261	1,408,188
支払利息	(935)	(116,922)	(969)	(121,173)	(946)	(118,297)	(3,847)	(481,067)	(5,313)	(664,391)
純利息収益	1,318	164,816	1,423	177,946	1,448	181,072	5,811	726,666	5,948	743,797
手数料収益	3,021	377,776	3,249	406,287	3,191	399,035	13,165	1,646,283	11,853	1,482,218
トレーディング収益	(151)	(18,883)	618	77,281	484	60,524	2,431	303,997	3,295	412,040
その他の収益	394	49,270	147	18,382	98	12,255	1,289	161,189	1,293	161,690
純収益	4,582	572,979	5,437	679,897	5,221	652,886	22,696	2,838,135	22,389	2,799,744
貸倒引当金繰入額	(20)	(2,501)	(144)	(18,007)	138	17,257	4,205	525,835	1,096	137,055
報酬費用	2,145	268,232	2,255	281,988	2,539	317,502	8,963	1,120,823	9,890	1,236,745
一般管理費	2,104	263,105	2,012	251,601	2,279	284,989	7,081	885,479	6,523	815,701
支払手数料	283	35,389	306	38,265	303	37,890	1,243	155,437	1,256	157,063
のれんの減損	1,623	202,956	0	0	0	0	1,623	202,956	0	0
リストラクチャリング費用	33	4,127	-	-	50	6,253	103	12,880	157	19,633
その他営業費用合計	4,043	505,577	2,318	289,866	2,632	329,132	10,050	1,256,753	7,936	992,397
営業費用合計	6,188	773,809	4,573	571,854	5,171	646,634	19,013	2,377,576	17,826	2,229,141
法人税等控除前利益/(損失)	(1,586)	(198,329)	1,008	126,050	(88)	(11,004)	(522)	(65,276)	3,467	433,548
法人税等費用	416	52,021	570	71,279	262	32,763	1,026	128,301	801	100,165
当期純利益/(損失)	(2,002)	(250,350)	438	54,772	(350)	(43,768)	(1,548)	(193,577)	2,666	333,383
非支配持分に帰属する 当期純利益/(損失)	5	625	4	500	3	375	24	3,001	(3)	(375)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(2,007)	(250,975)	434	54,272	(353)	(44,143)	(1,572)	(196,579)	2,669	333,758
一株当たり利益/(損失)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)
基本的一株当たり利益/(損失)	(0.80)	(100.04)	0.16	20.01	(0.15)	(18.76)	(0.64)	(80.03)	1.09	136.30
希薄化後一株当たり利益/(損失)	(0.80)	(100.04)	0.16	20.01	(0.15)	(18.76)	(0.64)	(80.03)	1.06	132.55

(2) 連結貸借対照表

	2021年12月31日現在		2021年9月30日現在		2020年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産						
現金及び銀行に対する預け金	164,818	20,610,491	151,751	18,976,463	139,112	17,395,956
利付銀行預け金	1,323	165,441	1,322	165,316	1,298	162,315
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	89,855	11,236,368	107,576	13,452,379	79,133	9,895,582
担保受入有価証券(公正価値報告分)	15,017	1,877,876	36,649	4,582,957	50,773	6,349,164
トレーディング資産(公正価値報告分)	111,141	13,898,182	124,820	15,608,741	157,338	19,675,117
投資有価証券	1,005	125,675	874	109,294	607	75,905
その他の投資	5,826	728,541	6,146	768,557	5,412	676,771
貸出金、純額	291,686	36,475,334	296,593	37,088,955	291,908	36,503,095
のれん	2,917	364,771	4,615	577,106	4,426	553,471
その他の無形資産	276	34,514	234	29,262	237	29,637
未収仲介料	16,687	2,086,709	29,208	3,652,460	35,941	4,494,422
その他資産	41,230	5,155,812	46,101	5,764,930	39,637	4,956,607
資産合計	741,781	92,759,714	805,889	100,776,419	805,822	100,768,041
負債及び持分						
銀行からの預り金	18,965	2,371,573	21,080	2,636,054	16,423	2,053,696
顧客の預金	392,819	49,122,016	400,518	50,084,776	390,921	48,884,671
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,222	2,653,811	23,357	2,920,793	23,851	2,982,568
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)	15,017	1,877,876	36,649	4,582,957	50,773	6,349,164
トレーディング資産(公正価値報告分)	27,535	3,443,252	33,238	4,156,412	45,871	5,736,169
短期借入金	19,393	2,425,095	20,092	2,512,505	20,868	2,609,543
長期債務	166,896	20,870,345	175,320	21,923,766	161,087	20,143,929
未払仲介料	13,060	1,633,153	21,389	2,674,694	21,653	2,707,708
その他負債	22,566	2,821,878	29,443	3,681,847	31,434	3,930,822
負債合計	697,473	87,218,999	761,086	95,173,804	762,881	95,398,269
普通株式	106	13,255	106	13,255	98	12,255
払込剰余金	34,938	4,368,997	34,813	4,353,366	33,323	4,167,041
利益剰余金	31,142	3,894,307	33,149	4,145,282	32,834	4,105,892
自己株式(原価)	(828)	(103,541)	(2,357)	(294,743)	(428)	(53,521)
その他包括利益/(損失)累計額	(21,326)	(2,666,816)	(21,213)	(2,652,686)	(23,150)	(2,894,908)
株主持分合計	44,032	5,506,202	44,498	5,564,475	42,677	5,336,759
非支配持分	276	34,514	305	38,140	264	33,013
持分合計	44,308	5,540,715	44,803	5,602,615	42,941	5,369,772
負債及び持分合計	741,781	92,759,714	805,889	100,776,419	805,822	100,768,041

(3) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式 (百万スイス・フラン)	払込剰余金 (百万スイス・フラン)	利益剰余金 (百万スイス・フラン)	自己株式 (原価) (百万スイス・フラン)	その他包括利益 /(損失)累計額 (百万スイス・フラン)			
2021 年度第 4 四半期								
期首残高	106	34,813	33,149	(2,357)	(21,213)	44,498	305	44,803
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(15)	(15)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	8	8
当期純利益/(損失)	-	-	(2,007)	-	-	(2,007)	5	(2,002)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(113)	(113)	(5)	(118)
強制転換社債の転換	-	-	-	1,749	-	1,749	-	1,749
自己株式の売却	-	(5)	-	4,475	-	4,470	-	4,470
自己株式の買戻し	-	-	-	(4,711)	-	(4,711)	-	(4,711)
株式報酬(税引後)	-	130	-	16	-	146	-	146
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(22)	(22)
期末残高	106	34,938	31,142	(828)	(21,326)	44,032	276	44,308
	株主に帰属							
	普通株式 (百万円)	払込剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	自己株式 (原価) (百万円)	その他包括利益 /(損失)累計額 (百万円)	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2021 年度第 4 四半期								
期首残高	13,255	4,353,366	4,145,282	(294,743)	(2,652,686)	5,564,475	38,140	5,602,615
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(1,876)	(1,876)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	1,000	1,000
当期純利益/(損失)	-	-	(250,975)	-	-	(250,975)	625	(250,350)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(14,131)	(14,131)	(625)	(14,756)
強制転換社債の転換	-	-	-	218,712	-	218,712	-	218,712
自己株式の売却	-	(625)	-	559,599	-	558,974	-	558,974
自己株式の買戻し	-	-	-	(589,111)	-	(589,111)	-	(589,111)
株式報酬(税引後)	-	16,257	-	2,001	-	18,257	-	18,257
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(2,751)	(2,751)
期末残高	13,255	4,368,997	3,894,307	(103,541)	(2,666,816)	5,506,202	34,514	5,540,715

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

	株主に帰属					株主持分合計 (百万スイス・フラン)	非支配持分 (百万スイス・フラン)	持分合計 (百万スイス・フラン)
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額			
	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)			
2021年度1-12月期								
期首残高	98	33,323	32,834	(428)	(23,150)	42,677	264	42,941
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(42)	(42)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	27	27
当期純利益/(損失)	-	-	(1,572)	-	-	(1,572)	24	(1,548)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	1,824	1,824	6	1,830
普通株式の発行	8	1,748	-	(1,756) ³	-	-	-	0
強制転換社債の転換	-	-	-	1,756	-	1,756	-	1,756
自己株式の売却	-	(22)	-	20,880	-	20,858	-	20,858
自己株式の買戻し	-	-	-	(21,915)	-	(21,915)	-	(21,915)
株式報酬(税引後)	-	54	-	635	-	689	-	689
配当金支払	-	(136) ⁴	(120)	-	-	(256)	(1)	(257)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(2)	(2)
その他	-	(29)	-	-	-	(29)	-	(29)
期末残高	106	34,938	31,142	(828)	(21,326)	44,032	276	44,308

	株主に帰属					株主持分合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	持分合計 (百万円)
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額			
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)			
2021年度1-12月期								
期首残高	12,255	4,167,041	4,105,892	(53,521)	(2,894,908)	5,336,759	33,013	5,369,772
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(5,252)	(5,252)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	3,376	3,376
当期純利益/(損失)	-	-	(196,579)	-	-	(196,579)	3,001	(193,577)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	228,091	228,091	750	228,842
普通株式の発行	1,000	218,587	-	(219,588) ³	-	-	-	0
強制転換社債の転換	-	-	-	219,588	-	219,588	-	219,588
自己株式の売却	-	(2,751)	-	2,611,044	-	2,608,293	-	2,608,293
自己株式の買戻し	-	-	-	(2,740,471)	-	(2,740,471)	-	(2,740,471)
株式報酬(税引後)	-	6,753	-	79,407	-	86,159	-	86,159
配当金支払	-	(17,007) ⁴	(15,006)	-	-	(32,013)	(125)	(32,138)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(250)	(250)
その他	-	(3,626)	-	-	-	(3,626)	-	(3,626)
期末残高	13,255	4,368,997	3,894,307	(103,541)	(2,666,816)	5,506,202	34,514	5,540,715

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

³ 2021年5月の強制転換社債の発行を反映している。

⁴ 資本拠出準備金から支払われた。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2022年2月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=125.05円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

財務データ（一部） - クレディ・スイス・エイ・ジー
要約連結損益計算書

	2021 年度第 4 四半期		2020 年度第 4 四半期		増減率 (%)	2021 年度 1-12 月期		2020 年度 1-12 月期		増減率 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
要約連結損益計算書										
利息及び配当金収益	2,228	278,611	2,381	297,744	(6)	9,593	1,199,605	11,220	1,403,061	(15)
支払利息	(881)	(110,169)	(928)	(116,046)	(5)	(3,668)	(458,683)	(5,260)	(657,763)	(30)
純利息収益	1,347	168,442	1,453	181,698	(7)	5,925	740,921	5,960	745,298	(1)
手数料収益	3,008	376,150	3,185	398,284	(6)	13,180	1,648,159	11,850	1,481,843	11
トレーディング収益	(152)	(19,008)	468	58,523	-	2,371	296,494	3,178	397,409	(25)
その他の収益	453	56,648	154	19,258	194	1,566	195,828	1,515	189,451	3
純収益	4,656	582,233	5,260	657,763	(11)	23,042	2,881,402	22,503	2,814,000	2
貸倒引当金繰入額	(19)	(2,376)	138	17,257	-	4,209	526,335	1,092	136,555	285
報酬費用	1,913	239,221	2,286	285,864	(16)	8,011	1,001,776	8,860	1,107,943	(10)
一般管理費	2,452	306,623	2,643	330,507	(7)	8,503	1,063,300	7,962	995,648	7
支払手数料	284	35,514	303	37,890	(6)	1,243	155,437	1,256	157,063	(1)
のれんの減損	976	122,049	0	0	-	976	122,049	0	0	-
リストラクチャリング費用	33	4,127	51	6,378	(35)	113	14,131	122	15,256	(7)
その他営業費用合計	3,745	468,312	2,997	374,775	25	10,835	1,354,917	9,340	1,167,967	16
営業費用合計	5,658	707,533	5,283	660,639	7	18,846	2,356,692	18,200	2,275,910	4
法人税等控除前利益/(損失)	(983)	(122,924)	(161)	(20,133)	-	(13)	(1,626)	3,211	401,536	-
法人税等費用	381	47,644	203	25,385	88	937	117,172	697	87,160	34
当期純利益/(損失)	(1,364)	(170,568)	(364)	(45,518)	275	(950)	(118,798)	2,514	314,376	-
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	(5)	(625)	1	125	-	(98)	(12,255)	3	375	-
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(1,359)	(169,943)	(365)	(45,643)	272	(852)	(106,543)	2,511	314,001	-

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

要約連結貸借対照表

	2021年12月31日現在		2020年12月31日現在		増減率 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
資産					
現金及び銀行に対する預け金	164,026	20,511,451	138,207	17,282,785	19
利付銀行預け金	1,256	157,063	1,230	153,812	2
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	89,855	11,236,368	79,133	9,895,582	14
担保受入有価証券	15,017	1,877,876	50,773	6,349,164	(70)
トレーディング資産	111,299	13,917,940	157,511	19,696,751	(29)
投資有価証券	1,003	125,425	605	75,655	66
その他の投資	5,788	723,789	5,379	672,644	8
貸出金、純額	300,358	37,559,768	300,341	37,557,642	0
のれん	2,881	360,269	3,755	469,563	(23)
その他の無形資産	276	34,514	237	29,637	16
未収仲介料	16,689	2,086,959	35,943	4,494,672	(54)
その他資産	36,714	4,591,086	36,574	4,573,579	0
資産合計	745,162	93,182,508	809,688	101,251,484	(8)
負債及び持分					
銀行からの預り金	18,960	2,370,948	16,420	2,053,321	15
顧客の預金	393,841	49,249,817	392,039	49,024,477	0
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,317	2,665,691	23,944	2,994,197	(11)
担保受入有価証券返還義務	15,017	1,877,876	50,773	6,349,164	(70)
トレーディング負債	27,539	3,443,752	45,871	5,736,169	(40)
短期借入金	25,336	3,168,267	21,308	2,664,565	19
長期債務	160,695	20,094,910	160,279	20,042,889	0
未払仲介料	13,062	1,633,403	21,655	2,707,958	(40)
その他負債	21,230	2,654,812	30,340	3,794,017	(30)
負債合計	696,997	87,159,475	762,629	95,366,756	(9)
株主持分合計	47,466	5,935,623	46,264	5,785,313	3
非支配持分	699	87,410	795	99,415	(12)
持分合計	48,165	6,023,033	47,059	5,884,728	2
負債及び持分合計	745,162	93,182,508	809,688	101,251,484	(8)

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2022年2月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1スイス・フラン=125.05円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業の内容の概要

クレディ・スイス・エイ・ジーの目的は銀行業を営むことである。クレディ・スイス・エイ・ジーの業務は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動を含んでいる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、銀行、金融会社及びその他の種類の会社を設立することができる。クレディ・スイス・エイ・ジーはまた、当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社の持分を保有し、経営を行うこともできる。さらに、クレディ・スイス・エイ・ジーは、第三者にビジネス・サービスを提供するために当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社と合併事業を行うこともできる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、スイス国内及び国外で不動産を取得し、抵当権を設定し、不動産を売却することができる。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(12月31日現在)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
純収益	百万スイス・フラン	20,393	20,965	20,820	22,686	22,503
	百万円	2,392,507	2,459,614	2,442,602	2,661,522	2,640,052
当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(2,889)	(1,228)	1,722	3,095	2,514
	百万円	(338,937)	(144,069)	202,025	363,105	294,942
株主に帰属する 当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(2,883)	(1,255)	1,729	3,081	2,511
	百万円	(338,234)	(147,237)	202,846	361,463	294,591
株式資本	百万スイス・フラン	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	百万円	516,208	516,208	516,208	516,208	516,208
発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
自己株式を除く 発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
株主持分	百万スイス・フラン	42,789	42,670	45,296	46,120	46,264
	百万円	5,020,005	5,006,044	5,314,127	5,410,798	5,427,692
資産合計	百万スイス・フラン	822,065	798,372	772,069	790,459	809,688
	百万円	96,444,666	93,665,003	90,579,135	92,736,650	94,992,596
自己資本比率 ¹	%	5.2	5.3	5.9	5.8	5.7
一株当たり純資産額	スイス・フラン	9.7	9.7	10.3	10.5	10.5
	円	1,138	1,138	1,208	1,232	1,232
一株当たり配当額 ²	スイス・フラン	0.0023 ³	0.0023 ⁴	0.0023 ⁵	0.0023 ⁶	0.0023 ⁷
	円	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27
一株当たり当期利益／ (損失)－基本 ⁸	スイス・フラン	(0.66)	(0.29)	0.39	0.70	0.57
	円	(77)	(34)	46	82	67
配当性向	%	-	-	0.6	0.3	0.4
従業員総数 ⁹	人	13,890	10,620	9,400	9,050	9,150

- (注1) 株主持分を資産合計で除した割合。
- (注2) 小数点第4位に四捨五入されている。
- (注3) 2017年4月28日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注4) 2018年4月27日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注5) 2019年4月26日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、提出会社の年次株主総会は、一定の従業員並びに関連する資産及び負債のクレディ・スイス・サービスAGへの移管計画に関連して資本拠出準備金を原資とする2百万スイス・フランの処分を承認した。
- (注6) 2020年4月30日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注7) 2021年4月30日に開催されたクレディ・スイス・エイ・ジーの年次株主総会において、資本拠出準備金を原資とする2020会計年度に関する10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、年次株主総会は、一定の従業員並びに関連する資産及び負債のクレディ・スイス・サービスAGへの移管に関連して資本拠出準備金を原資とする1百万スイス・フランの処分を承認した。
- (注8) 四捨五入された数値に基づき計算されている。株主に帰属する当期純利益／（損失）を、自己株式を除く発行済普通株式総数の平均で除した数値。自己株式を除く発行済普通株式総数の平均とは、自己株式を除く発行済株式総数の期首残高及び期末残高の合計を2で除した数値である。
- (注9) 提出会社及びその支店の従業員を含む。提出会社の子会社の従業員は含まれない。当行の従業員数は、当グループの従業員数と大きく異なる。